河内長野市文化財調査報告第52輯

河内長野市埋蔵文化財調査報告書30

烏帽子形城跡

２０１２年３月

河内長野市教育委員会

河内長野市文化財調査報告第52輯

河内長野市埋蔵文化財調査報告書30

烏帽子形城跡

２０１２年３月

河内長野市教育委員会

序　　文

大阪府の南東部に位置する河内長野市は、豊かな自然に恵まれ、高野街道に代表される街道の要衝として発展し、また数多くの寺院が建立された街です。このため市内には数多くの文化財が残されています。

このような河内長野市も大阪市内への通勤圏に位置しているため、住宅都市として発達してきました。この住宅開発がもたらした文化財や自然に対する影響は大きなものがあります。特に、地下に眠る埋蔵文化財は、開発と直接的に結び付く大きな問題です。

遺跡に託されている河内長野の先人達のメッセージである文化遺産を保護・保存し、現在の、更には未来の市民へと伝えていくことは、現代に生きる私達の責務であります。河内長野市においては、重要な課題である開発と文化財保護との調和のため、開発に先立ち埋蔵文化財の発掘調査を実施し、その把握に努めています。

本書は発掘調査の成果を収録しています。皆様が先人達の残したメッセージの一部でもある文化財に対するご理解を深めて頂くと共に、文化財の保護・保存・研究するための資料として活用して頂ければ幸いです。

これらの発掘調査に協力して頂きました施主の方々の埋蔵文化財への深いご理解に末尾ながら謝意を表すものです。

平成24年３月

河内長野市教育委員会
教育長　和　田　　栄

例　　言

1．本報告書は平成22年度、23年度文部科学省の国庫補助事業として、河内長野市教育委員会が実施した烏帽子形城跡（ＥＢＳ09－２・ＥＢＳ10－１・ＥＢＳ10－３）の発掘調査報告書である。

2．発掘調査は河内長野市教育委員会生涯学習部ふるさと文化課嘱託職員小林和美・垣内拓郎（現兵庫県教育委員会）を担当者として実施した。

3．本書の執筆は小林（第１章、第２章第１節、第２節、第３節５）・垣内（第２章第３節１～４、６）が行い、編集は小林が行った。

4．発掘調査及び内業整理については、下記の方々の参加・協力を得た。（敬称略）
池田和江・大西美智子・平松由紀・牟田口京子・山﨑和子

5．写真撮影は遺構については小林（ＥＢＳ09－２・ＥＢＳ10－１）・垣内（ＥＢＳ10－３）、遺物については小林が行った。

6．発掘調査については下記の方々の協力を得た。（敬称略）
樫木規秀・竹鼻康次・中井均・藤田徹也・椋本進・宗教法人烏帽子形八幡神社

7．本調査の記録は写真・実測図等の記録及び、カラースライドを作成した。また出土遺物については、市教育委員会で保管している。広く一般の方々に活用されることを望むものである。

凡　　例

1．本報告書に記載されている標高は、T.P.を基準としている。

2．土色については、「新版標準土色帖」2003年度版による。

3．平面測量基準は国家座標第Ⅵ系による５ｍメッシュを基準に実施したものである。

4．図中の北は座標北である。

5．本書の遺構名は下記の略記号を用いた。

ＳＤ…溝　ＳＫ…土坑　ＳＳ…礎石・配石　ＳＵ…遺物集積

ＳＷ…石垣　ＳＸ…その他

6．遺構実測図の縮尺は、1/４・1/20・1/30・1/50・1/100である。

7．遺物実測図の縮尺は、1/４である。

8．遺物名は土師質土器を土師質、瓦質土器を瓦質、須恵質土器を須恵質と略称し、器種名を付した。

9．軒丸瓦瓦当部の巴文の巻きは、巴頭から尾の方向への向きで示す。

10．遺物番号と写真図版の番号は一致する。

目　　次

序文
例言
凡例
目次
挿図目次
表目次
図版目次
第１章　調査の状況……1
第２章　調査の結果……7
　第１節　烏帽子形城跡（ＥＢＳ09－２）
　　１　位置と環境……7
　　２　遺跡の概要……8
　　３　調査に至る経緯と目的……19
　　４　調査の方法と層序……21
　　５　調査の成果……22
　　６　遺物……27
　　７　まとめ……35
　第２節　烏帽子形城跡（ＥＢＳ10－１）
　　１　調査に至る経緯と目的……42
　　２　調査の方法と層序……43
　　３　調査の結果……43
　　４　遺物……44
　　５　まとめ……44
　第３節　烏帽子形城跡（ＥＢＳ10－３）
　　１　調査に至る経緯と目的……46
　　２　調査の方法……47
　　３　基本層序……51
　　４　調査の結果……57
　　５　遺物……70
　　６　まとめ……83
引用・参考文献……89
烏帽子形城跡関係史料……一

挿　図　目　次

第１図　河内長野市遺跡分布図（1/40000）……5
第２図　既往の発掘調査位置図（1/1250）……13
第３図　烏帽子形城縄張図（1/1250）……15
第４図　烏帽子形城跡測量図（1/1000）……17
第５図　ＥＢＳ09－２調査区位置図（1/2500）……20
第６図　ＥＢＳ09－２第１調査区平面図（1/100）……23
第７図　ＥＢＳ09－２第１調査区土層断面図（1/100）……23
第８図　ＥＢＳ09－２第２調査区平面図（1/100）……24
第９図　ＥＢＳ09－２第２調査区土層断面図①（1/100）……24
第10図　ＥＢＳ09－２第２調査区土層断面図②（1/100）……25
第11図　ＥＢＳ09－２第３調査区平面図（1/50）……26
第12図　ＥＢＳ09－２第３調査区土層断面図（1/50）……26
第13図　ＥＢＳ09－２第１調査区出土遺物実測図　土塁⑤構築土（1/4）……28
第14図　ＥＢＳ09－２第１調査区出土遺物実測図　土塁⑤下層（1/4）……29
第15図　ＥＢＳ09－２第２調査区出土遺物実測図　堀Ｄ埋土（1/4）……30
第16図　ＥＢＳ09－２第２調査区出土遺物実測図　堀Ｄ底部①（1/4）……32
第17図　ＥＢＳ09－２第２調査区出土遺物実測図　堀Ｄ底部②（1/4）……34
第18図　改修前の烏帽子形城曲輪配置図（1/1250）……38
第19図　大手道復元想定図（1/2500）……39
第20図　烏帽子形城跡周辺地形図（1/10000）……40
第21図　ＥＢＳ10－１調査区位置図（1/2500）……42
第22図　ＥＢＳ10－１平面図（1/50）……43
第23図　ＥＢＳ10－１土層断面図（1/50）……43
第24図　ＥＢＳ10－１出土遺物実測図（1/4）……44
第25図　烏帽子形城跡周辺地形図（1/10000）……45
第26図　ＥＢＳ10－３調査区位置図（1/2500）……46
第27図　ＥＢＳ10－３調査区配置地形図（1/500）……48
第28図　ＥＢＳ10－３調査区概略図（1/2500）……50
第29図　ＥＢＳ10－３土層断面図（1/50）……53
第30図　ＥＢＳ10－３第１面復元平面図（1/100）……58
第31図　ＥＢＳ10－３第１調査区ＳＫ５遺構実測図（1/20）……60
第32図　ＥＢＳ10－３第１調査区ＳＳ10遺構実測図（1/30）……61

第33図　ＥＢＳ10－３第２面復元平面図（1/100）……63
第34図　ＥＢＳ10－３第２調査区土師皿出土状況図（1/4）……64
第35図　ＥＢＳ10－３第２調査区ＳＤ８遺構実測図（1/30）……65
第36図　ＥＢＳ10－３第３面復元平面図（1/100）……67
第37図　ＥＢＳ10－３第１調査区ＳＸ２直上層瓦出土状況図（1/20）……70
第38図　ＥＢＳ10－３第１調査区出土遺物実測図（1/4）……72
第39図　ＥＢＳ10－３第１調査区出土遺物実測図（1/4）……74
第40図　ＥＢＳ10－３第１調査区出土遺物実測図（1/4）……76
第41図　ＥＢＳ10－３第１調査区出土遺物実測図（1/4）……78
第42図　ＥＢＳ10－３第１調査区出土遺物実測図（1/4）……79
第43図　ＥＢＳ10－３第２調査区出土遺物実測図（1/4）……80
第44図　ＥＢＳ10－３第１・２調査区出土遺物実測図（1/4）……82
第45図　瓦各部名称図……88

表　目　次

第１表　発掘届件数月別一覧表……1
第２表　主な発掘・立会調査一覧表……1
第３表　河内長野市内遺跡地名表……6
第４表　烏帽子形城跡関連年表……10
第５表　烏帽子形城跡関連文献一覧表……11
第６表　烏帽子形城跡発掘調査一覧表……12
第７表　烏帽子形城跡出土丸瓦分類表……87
第８表　烏帽子形城跡出土平瓦分類表……87

図　版　目　次

図版１　烏帽子形城跡遠景（北から）
　　烏帽子形城跡遠景（東から）
図版２　遺構　ＥＢＳ09－２　第１調査区　調査前状況（北から）
　　第１調査区　西壁土層断面図（東から）
図版３　遺構　ＥＢＳ09－２　第１調査区　調査区全景（東から）
　　第１調査区　調査区全景（南から）
図版４　遺構　ＥＢＳ09－２　第２調査区　調査前状況（西から）
　　第２調査区　北壁土層断面図（南から）
図版５　遺構　ＥＢＳ09－２　第２調査区　調査区全景（東から）
　　第２調査区　調査区全景（西から）
図版６　遺構　ＥＢＳ09－２　第３調査区　調査前状況（北から）
　　第３調査区　調査区全景（南から）
図版７　遺構　ＥＢＳ10－１　調査前状況（西から）
　　調査区全景（南から）
図版８　遺構　ＥＢＳ10－３　第１調査区　調査前状況（南から）
　　第２調査区　調査前状況（北から）
図版９　遺構　ＥＢＳ10－３　第１－１トレンチ　全景（北から）
　　第１－２トレンチ　全景（西から）
図版10　遺構　ＥＢＳ10－３　第１－３トレンチ　全景（東から）
　　第２調査区　全景（北から）
図版11　遺構　ＥＢＳ10－３　第２－２トレンチ東壁土層断面（西から）
　　第２－１トレンチ西壁土層断面（北東から）
図版12　遺構　ＥＢＳ10－３　第２－１トレンチＳＤ８近景（北西から）
　　第２－３トレンチ　土師皿出土状況（北から）
図版13　遺物　ＥＢＳ10－３　出土遺物
図版14　遺物　ＥＢＳ10－３　出土遺物
図版15　遺物　ＥＢＳ10－３　出土遺物
図版16　遺物　ＥＢＳ10－３　出土遺物
図版17　遺物　ＥＢＳ10－３　出土遺物

第１章　調査の状況

平成22年の文化財保護法93・94・96・97条による発掘届及び発掘通知の件数は、総数67件であり、平成23年の件数は総数72件である。

発掘届件数の推移をみると、近年の景気悪化の影響を受け、平成20年は105件、平成21年は88件、平成22年は54件、平成23年は56件と大きく減少している。

第１表　発掘届件数月別一覧表

（平成22年１～12月）

	平成21年度			平成22年度									総数
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	
発掘届　(93条)	0	5	5	0	3	8	6	3	4	4	8	8	54
発掘通知(94条)	0	0	0	0	0	3	4	0	0	0	1	4	12
発見届　(96条)	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1
発見通知(97条)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

（平成23年１～12月）

	平成22年度			平成23年度									総数
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	
発掘届　(93条)	3	4	7	1	2	2	8	5	5	13	6	0	56
発掘通知(94条)	3	0	0	0	0	3	2	0	2	2	2	2	16
発見届　(96条)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
発見通知(97条)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

第２表　主な発掘・立会調査一覧表

（平成22年1～12月）

遺　跡　名	調査期間	申　請　者	申請面積(㎡)	用　途	種別	区分	備　考
高野街道 TKR09-4	H22.1.69	KDDI(株)	117.89	携帯電話基地局	発掘		遺構･遺物なし
烏帽子形城跡 EBS09-2	H22.1.19～ H22.2.19	河内長野市教育委員会	25.00	学術調査	発掘		本書掲載
小塩遺跡 OSO09-9	H22.1.259	個人	122.27	分譲住宅	立会		遺構･遺物なし
三日市北遺跡 MIN09-2	H22.2.15～ H22.2.17	個人	117.65	店舗	発掘		弥生土器･石器･瓦器が出土
上原中遺跡 UHN09-1	H22.3.39	個人	3180.87	自動車展示場他	発掘		遺構･遺物なし
天野山金剛寺遺跡 KGT09-1	H22.3.39	(宗)天野山金剛寺	5.00	配管工事	立会		瓦が出土
試掘調査	H22.3.119	(株)日本セレモニー	2993.91	葬祭場	試掘		遺構･遺物なし
市町東遺跡 ICE09-6	H22.3.179	個人	154.87	事務所	発掘		遺構･遺物なし
小塩遺跡 OSO09-10	H22.3.199	個人	126.15	分譲住宅	立会		遺構･遺物なし
試掘調査	H22.3.199	個人	639.03	個人住宅	試掘	国庫	中世の瓦器･土師質土器が出土
小塩遺跡 OSO09-11	H22.3.239	個人	122.41	分譲住宅	立会		遺構･遺物なし
三日市遺跡 MIC10-1	H22.4.19	個人	1416.74	共同住宅	発掘		遺構･遺物なし
試掘調査	H22.4.239	個人	565.74	共同住宅	試掘		遺構･遺物なし
西代藩陣屋跡 NDH10-1	H22.4.269	個人	150.00	個人住宅	発掘	国庫	遺構･遺物なし
高野街道 TKR10-1	H22.4.309	個人	230.25	共同住宅	発掘		中世から近世の土師質土器･磁器が出土

遺　跡　名	調査期間	申　請　者	申請面積(㎡)	用　途	種別	区分	備　考
向野遺跡 MKN10-1	H22.5.119	個人	140.49	個人住宅	発掘		遺構・遺物なし
烏帽子形城跡 EBS10-1	H22.6.10～ H22.6.18	河内長野市教育委員会	3.00	学術調査	発掘	国庫	本書掲載
塩谷遺跡 SIO10-1	H22.6.309	個人	122.46	個人住宅	発掘		遺構・遺物なし
錦町北遺跡 NSN10-1	H22.7.13	(株)アローラ	499.25	分譲住宅	発掘		遺構・遺物なし
高野街道 TKR10-2	H22.7.15	個人	115.50	個人住宅	発掘		遺構・遺物なし
小塩遺跡 OSO10-1	H22.8.11	(株)ジョーコーポレーション	100.04	分譲住宅	立会		古墳時代の土師器が出土
小塩遺跡 OSO10-2	H22.8.16	個人	448.46	共同住宅	発掘		遺構・遺物なし
塩谷遺跡 SIO10-2	H22.8.23	個人	185.82	個人住宅	発掘		遺構・遺物なし
烏帽子形城跡 EBS10-2	H22.8.31	個人	133.48	個人住宅	発掘		遺構・遺物なし
天野山金剛寺遺跡 KGT10-2	H22.9.6	(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ	25.00	携帯電話基地局	立会		遺構・遺物なし
塩谷遺跡 SIO10-3	H22.9.10	個人	121.83	個人住宅	発掘		遺構・遺物なし
三日市北遺跡・三日市宿跡・高野街道 MIN10-1	H22.9.17	個人	321.58	事務所	発掘		遺構・遺物なし
三日市北遺跡・三日市宿跡・高野街道 MIN10-2	H22.9.28	個人	162.89	個人住宅	発掘		遺構・遺物なし
烏帽子形城跡 EBS10-3	H22.10.1～ H22.12.17	河内長野市教育委員会	10.00	学術調査	発掘		本書掲載
高野街道 TKR10-3	H22.10.18	個人	280.05	個人住宅	発掘		遺構・遺物なし
試掘調査	H22.10.19	個人	751.13	共同住宅	試掘		遺構・遺物なし
塩谷遺跡 SIO10-4	H22.10.25	個人	184.28	個人住宅	発掘		遺構・遺物なし
高野街道 TKR10-4	H22.11.11	個人	150.60	個人住宅	発掘		遺構・遺物なし
天野街道 AMN10-1	H22.11.19	個人	177.55	倉庫	発掘		遺構・遺物なし
向野遺跡 MKN10-2	H22.11.26	個人	1222.74	店舗	発掘		遺構・遺物なし
三日市北遺跡 MIN10-3	H22.11.29	河内長野市	287.60	下水道	立会		遺構・遺物なし
ジョウノマエ遺跡 JNM10-1	H22.11.30	河内長野市	192.04	下水道	立会		遺構・遺物なし
ジョウノマエ遺跡 JNM10-2	H22.11.30	河内長野市	300.00	下水道	立会		遺構・遺物なし
試掘調査	H22.11.30	(株)大松工建	4746.01	埋立農地造成	試掘		遺構・遺物なし
小塩遺跡 OSO10-3	H22.12.10	個人	489.16	共同住宅	発掘		遺構・遺物なし
西代藩陣屋跡 NDH10-2	H22.12.16	個人	182.95	個人住宅	発掘		遺構・遺物なし
向野遺跡 MKN10-3	H22.12.21	個人	268.05	共同住宅	発掘		遺構・遺物なし
高野街道 TKR10-5	H22.12.22	個人	215.13	倉庫	発掘		遺構・遺物なし
観心寺遺跡 KST10-1	H22.12.22	大阪府富田林土木事務所	2.00	道路	立会		遺構・遺物なし
昭栄町東遺跡 SEE10-1	H22.12.27	ファースト住建(株)	150.47	分譲住宅	発掘		遺構・遺物なし

（平成23年1～12月）

遺　跡　名	調査期間	申　請　者	申請面積(㎡)	用　途	種別	区分	備　考
三日市遺跡 MIC10-2	H23.1.12	個人	240.52	個人住宅	発掘		遺構・遺物なし
向野遺跡 MKN10-4	H23.1.14	(株)サークルKサンクス	1222.74	自立広告塔	立会		遺構・遺物なし
試掘調査	H23.1.19～ H23.1.20	河内長野市	550.00	道路	試掘		遺構・遺物なし
上原東遺跡 UHE10-1	H23.1.21	個人	633.01	個人住宅	発掘		遺構・遺物なし
試掘調査	H23.1.25	(株)アローラ	2722.20	分譲住宅	試掘		遺構・遺物なし
上原遺跡 UHR10-1	H23.1.26	個人	354.17	倉庫	発掘		遺構・遺物なし
三日市北遺跡 MIN10-4	H23.1.31～ H23.2.7	河内長野市	550.00	道路	発掘		遺構・遺物なし
高野街道 TKR10-6	H23.2.3	(社)移動通信基盤整備協会	42.00	携帯電話基地局	発掘		遺構・遺物なし
菱子尻遺跡 HKS10-1	H23.2.21～ H23.2.23	河内長野市	1250.00	道路	発掘		遺構・遺物なし
西高野街道 TKR10-5	H23.2.28	個人	475.16	個人住宅	発掘		遺構・遺物なし
太井遺跡 OOI10-1	H23.2.28	ソフトバンクモバイル(株)	1.44	携帯電話基地局	発掘		遺構・遺物なし
東高野街道 TKR10-7	H23.3.1	河内長野市水道事業	2.74	水道	立会		遺構・遺物なし
天神社遺跡 TNG10-1	H23.3.4	(宗)天神社	7.30	電気	立会		近世の瓦が出土
試掘調査	H23.3.22～ H23.3.24	河内長野市教育委員会	18.00	学術調査	試掘		遺構・遺物なし
小塩遺跡 OSO10-4	H23.3.25	個人	122.54	分譲住宅	立会		遺構・遺物なし
三日市北遺跡 MIN11-1	H23.4.1	個人	61.11	兼用住宅	発掘		遺構・遺物なし
喜多町遺跡 KTC11-1	H23.4.14	個人	124.56	個人住宅	発掘	国庫	遺構・遺物なし
小塩遺跡 OSO11-1	H23.4.22	個人	351.24	共同住宅	発掘		遺構・遺物なし
試掘調査	H23.5.16	個人	1455.34	共同住宅	試掘		遺構・遺物なし
試掘調査	H23.5.18	(有)サンライト	1602.33	分譲住宅	試掘		古代の土師器が出土
小塩遺跡 OSO11-2	H23.6.9	(株)アーネストワン	100.41	分譲住宅	立会		遺構・遺物なし
小塩遺跡 OSO11-3	H23.6.9	(株)アーネストワン	109.13	分譲住宅	立会		遺構・遺物なし
小塩遺跡 OSO11-4	H23.6.10	(株)アーネストワン	112.82	分譲住宅	立会		遺構・遺物なし
試掘調査	H23.6.27	(株)大松工建	12089.00	埋立農地造成	試掘		遺構・遺物なし
試掘調査	H23.7.7	(有)キクソウ	498.73	共同住宅	試掘		遺構・遺物なし
錦町遺跡 NSC11-1	H23.7.12	個人	384.31	個人住宅	発掘		遺構・遺物なし
三日市北遺跡・高野街道 KYR11-1	H23.7.19	個人	259.19	個人住宅	発掘		遺構・遺物なし
高野街道 KYR11-2	H23.8.2	個人	166.21	共同住宅	発掘		遺構・遺物なし
昭栄町東遺跡 SEE11-1	H23.8.18	個人	80.04	個人住宅	発掘		遺構・遺物なし
塩谷遺跡 SIO11-1	H23.8.26	個人	202.17	個人住宅	発掘		遺構・遺物なし
向野遺跡 MKN11-1	H23.8.30	(株)アクセスエステート	1331.17	宅地造成	発掘		遺構・遺物なし
市町東遺跡・東高野街道 ICE11-1	H23.8.30	個人	163.09	個人住宅	発掘		遺構・遺物なし
試掘調査	H23.9.14	前田金属工業(株)	6324.70	工場	試掘		遺構・遺物なし
市町東遺跡 ICE11-2	H23.9.16	個人	201.53	個人住宅	発掘		遺構・遺物なし
西代藩陣屋跡 NDH11-1	H23.9.19	個人	160.35	個人住宅	発掘		遺構・遺物なし

遺　跡　名	調査期間	申　請　者	申請面積(㎡)	用　途	種別	区分	備　考
試掘調査	H23.9.20	個人	749.21	分譲住宅	試掘		遺構・遺物なし
小塩遺跡 OSO11-5	H23.9.21	個人	121.81	個人住宅	立会		遺構・遺物なし
試掘調査	H23.9.27	個人	795.05	個人住宅	試掘	国庫	遺構・遺物なし
市町東遺跡 ICE11-2	H23.9.30	金岡住建(株)	1358.10	分譲住宅	発掘		遺構・遺物なし
三日市遺跡 MIC11-1	H23.10.3	河内長野市	686.10	下水道	立会		遺構・遺物なし
三日市遺跡 MIC11-2	H23.10.6	個人	163.15	個人住宅	発掘		遺構・遺物なし
向野遺跡・ 東高野街道 MKN11-2	H23.10.11	個人	179.22	自動車倉庫	発掘		遺構・遺物なし
塩谷遺跡 SIO11-2	H23.10.24	タカラ建設(株)	1145.68	分譲住宅	発掘		遺構・遺物なし
西代藩陣屋跡 NDH11-2	H23.10.28	個人	114.00	個人住宅	発掘		遺構・遺物なし
向野遺跡 MKN11-3	H23.10.28	(株)アローラ	1205.87	分譲住宅	発掘		遺構・遺物なし
三日市北遺跡 MIN11-2	H23.10.31～ H23.11.4	河内長野市	18.00	道路	発掘		サヌカイト・陶磁器が出土
高野街道 KYR11-3	H23.11.4	河内長野市教育委員会	60.00	公共施設	発掘		遺構・遺物なし
試掘調査	H23.11.7	下村建設(株)	2100.00	事務所	試掘		遺構・遺物なし
上原北遺跡 UHK11-1	H23.11.17	(株)セルビス	2084.93	葬祭場	発掘		遺構・遺物なし
高向神社遺跡 TKG11-1	H23.12.1	(宗)高向神社	1854.00	神社	発掘		近世の瓦が出土
喜多町遺跡 KTC11-2	H23.12.2～ H23.12.7	個人	451.44	個人住宅	発掘		中世の瓦器が出土

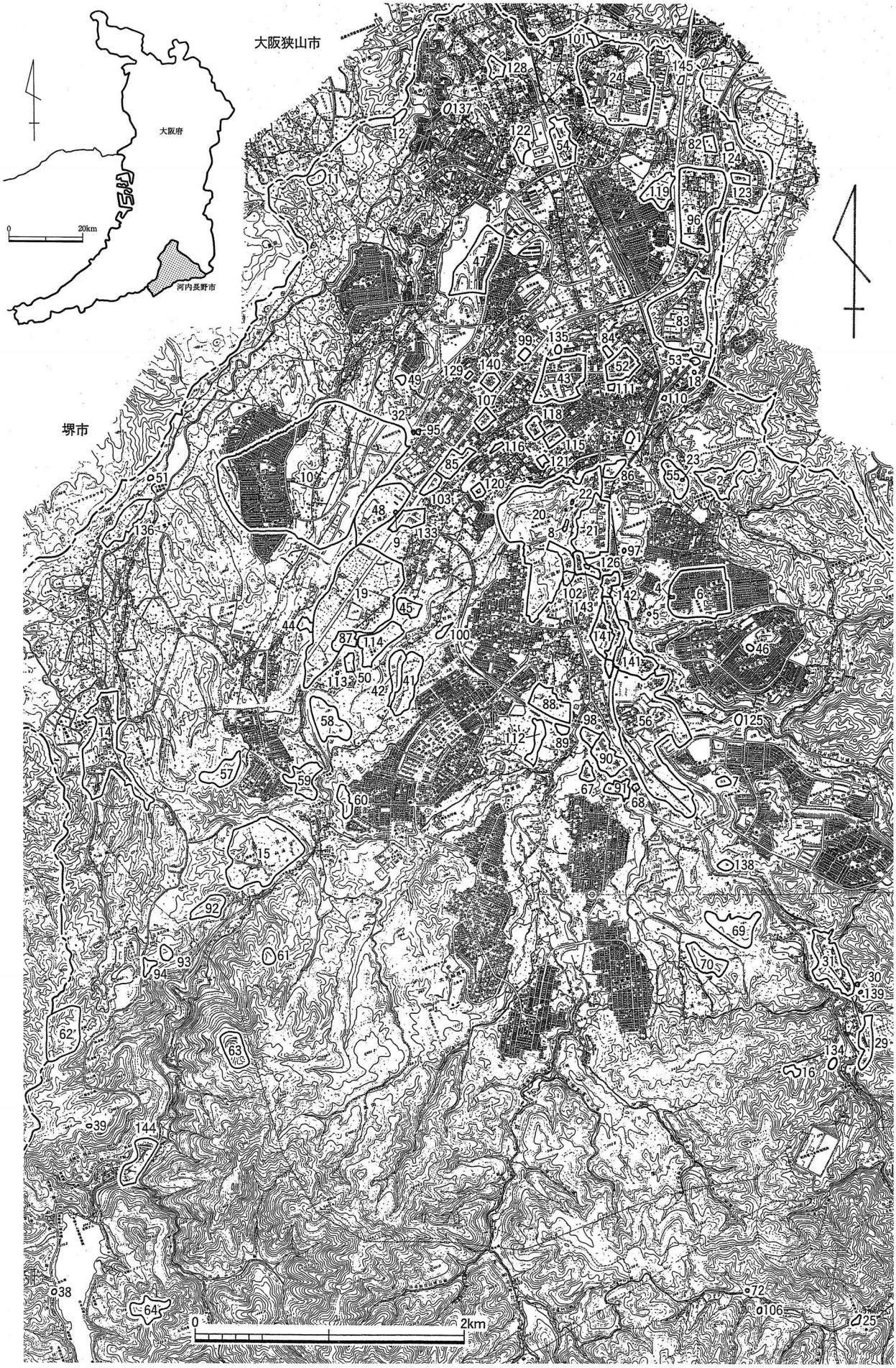

第１図　河内長野市遺跡分布図（1/40000）

第３表　河内長野市内遺跡地名表

番号	文化財名称	種　類	時　代
1	長野神社遺跡	社寺	室町以降
2	河合寺遺跡	社寺	平安以降
3	観心寺遺跡	社寺	平安以降
4	大師山古墳	古墳	古墳（前期）
5	大師山南古墳	古墳？	古墳（後期）
6	大師山遺跡	集落・生産	弥生（後期）・平安
7	興禅寺遺跡	社寺	中世以降
8	烏帽子形八幡神社遺跡	社寺	室町以降
9	塚穴古墳	古墳・墳墓	古墳（後期）・近世
10	長池窯跡群	生産	平安～近世
11	小山田１号古墳	墳墓	奈良
12	小山田２号古墳	墳墓	奈良
13	延命寺遺跡	社寺	平安以降
14	天野山金剛寺遺跡	社寺・墳墓	平安以降
15	日野観音寺遺跡	社寺・生産	平安～中世
16	地蔵寺遺跡	社寺	中世以降
17	岩湧寺遺跡	社寺	平安以降
18	五ノ木古墳	古墳	古墳（後期）
19	高向遺跡	集落	旧石器～中世
20	烏帽子形遺跡	城館・生産	中世～近世
21	喜多町遺跡	集落	縄文・古墳～中世
22	烏帽子形古墳	古墳	古墳（後期）
23	末広窯跡	生産	中世
24	塩谷遺跡	散布地	縄文～近世
25	流谷八幡神社	社寺	平安以降
26	蟹井淵南遺跡	散布地	中世
27	蟹井淵北遺跡	散布地	中世
28	天見駅北方遺跡	散布地	中世
29	手早口駅南遺跡	社寺	中世
30	岩瀬薬師寺遺跡	社寺	中世以降
31	清水遺跡	散布地	中世
32	伝「仲哀廟」古墳	古墳？	
33	堂村地蔵堂跡	社寺	近世
34	滝畑埋墓	墳墓	近世
35	中村阿弥陀堂跡	社寺	近世
36	東の村観音堂跡	社寺	近世
37	西の村観音堂跡	社寺	近世
38	清水阿弥陀堂跡	社寺	近世
39	滝尻弥勒堂跡	社寺	近世
40	宮の下内墓	墳墓	古墳
41	宮山古墳	古墳	古墳
42	宮山遺跡	集落	縄文・奈良
43	西代藩陣屋跡	散布地・城跡	飛鳥～奈良・江戸
44	上原町墓地	墳墓	近世
45	惣持寺跡	散布地・社寺	縄文・奈良・鎌倉
46	栗山遺跡	祭祀	中世～近世
47	寺ヶ池遺跡	散布地	縄文
48	上原遺跡	散布地	旧石器～近世
49	住吉神社遺跡	社寺	近世以降
50	高向神社遺跡	社寺	中世以降
51	青が原神社遺跡	社寺	中世以降
52	膳所藩代官所跡	城館	江戸
53	双子塚古墳跡	古墳	古墳
54	菱子尻遺跡	散布地・社寺	縄文～近世
55	河合寺城跡	城館	中世
56	三日市遺跡	集落・古墳他	旧石器～近世
57	日の谷城跡	城館	中世
58	高木遺跡	散布地	縄文
59	汐の山城跡	城館	中世
60	峰山城跡	城館	中世
61	稲荷山城跡	城館	中世
62	国見城跡	城館	中世
63	旗蔵城跡	城館	中世
64	権現城跡	城館	中世
65	天神社遺跡	社寺	中世以降
66	葛城第１５経塚	経塚	平安以降
67	加賀田神社遺跡	社寺	中世以降
68	庚申堂遺跡	社寺	近世以降
69	石仏城跡	城館	中世
70	佐近城跡	城館	中世
71	旗尾城跡	城館	中世
72	葛城第１６経塚	経塚	平安以降
73	葛城第１８経塚	経塚	平安以降
74	葛城第１９経塚	経塚	平安以降
75	笹尾塞	城館	中世
76	大沢塞	城館	中世
77	三国山経塚	経塚	平安以降
78	光滝寺遺跡	社寺	中世以降
79	猿子城跡	城館	中世
80	蟹井淵神社遺跡	社寺	中世以降
81	川上神社遺跡	社寺	中世以降
82	千代田神社遺跡	社寺	中世以降
83	向野遺跡	集落・生産	縄文・平安～近世
84	古野町遺跡	散布地	中世
85	上原北遺跡	集落	中世
86	大日寺遺跡	社寺・古墳・墳墓	弥生～中世
87	高向南遺跡	散布地	鎌倉
88	小塩遺跡	集落	縄文～奈良
89	加塩遺跡	集落	古墳（後期）
90	尾崎遺跡	集落	古墳～中世
91	ジョウノマエ遺跡	城館？	中世
92	仁王山城跡	城館	中世
93	タコラ城跡	城館	中世
94	岩立城跡	城館	中世
95	上原近世瓦窯	生産	近世
96	市町東遺跡	散布地	弥生・中世
97	上田町窯跡	生産	近世
98	尾崎北遺跡	集落	古墳～中世
99	西之山町遺跡	散布地	中世
100	野間里遺跡	集落	平安
101	鳴尾遺跡	散布地	中世
102	上田町遺跡	散布地	古墳・中世
103	上原中遺跡	散布地	古墳・中世
104	小野塚遺跡	墳墓	中世
105	葛城第１７経塚	経塚	平安以降
106	薬師堂跡	社寺	中世以降
107	野作遺跡	生産	中世
108	寺元遺跡	集落・社寺	奈良・中世
109	鳩原遺跡	散布地	中世
110	法師塚古墳跡	古墳	古墳
111	山上講山古墳跡	古墳	古墳
112	西浦遺跡	集落	古墳・中世・近世
113	地福寺跡	社寺	近世
114	宮の下遺跡	集落	平安～中世
115	栄町遺跡	散布地	弥生・古墳・中世
116	錦町遺跡	散布地	中世
117	太井遺跡	散布地	縄文・中世
118	錦町北遺跡	集落	弥生・中世・近世
119	市町西遺跡	集落	縄文・中世
120	栄町南遺跡	集落	中世
121	栄町東遺跡	散布地	弥生・中世
122	楠町東遺跡	散布地	弥生
123	汐の宮町南遺跡	散布地	弥生・奈良
124	汐の宮町遺跡	散布地	中世
125	神ガ丘近世墓	墳墓	近世
126	増福寺	社寺	中世以降
127	三昧城遺跡	墳墓・城跡	中世・近世
128	松林寺遺跡	社寺	近世以降
129	昭栄町遺跡	散布地	中世
*130	東高野街道	街道	平安以降
*131	西高野街道	街道	平安以降
*132	高野街道	街道	平安以降
133	上原東遺跡	散布地	弥生・中世・近世
134	地蔵寺東方遺跡	墳墓	鎌倉
135	本多町北遺跡	散布地	中世
136	下里町遺跡	散布地	古墳・中世
137	あかしあ台遺跡	散布地	近世
138	岩瀬北遺跡	集落	中世
139	岩瀬近世墓地	墳墓	近世
140	昭栄町東遺跡	散布地・地跡	縄文・中世・近世
141	三日市北遺跡	集落	弥生～中世
142	三日市宿跡	宿駅に伴う街並	中世～近世
143	上田町宿跡	宿駅に伴う街並	中世～近世
144	滝尻遺跡	散布地	縄文・古代・中世
145	市町北遺跡	散布地	中世
146	太白遺跡	散布地	中世
147	高向神社南遺跡	集落	古墳
148	塚遺跡	散布地	弥生・古墳・中世
149	鳩原東端遺跡	散布地	縄文・平安・中世
150	鳩原西端遺跡	散布地	縄文・平安・中世
151	奥田井遺跡	散布地	縄文・平安・中世
152	天野街道	街道	近世・中世

第２章　調査の結果

第１節　烏帽子形城跡（ＥＢＳ09－２）

１　位地と環境

河内長野市の地形を概観すると、市の南部を金剛・葛城山系が東西にのび、その山地から派生する丘陵と北へと流れる天見川・石川・石見川によって形成された河岸段丘と河川沿いのわずかな沖積地で構成されている。したがって市内の遺跡の多くは、河岸段丘上に立地する。

烏帽子形城跡は標高182mを測る烏帽子形山の山頂に立地する。烏帽子形山は金剛・葛城山系から北へ派生した丘陵の先端に位置し、南に広がる低地に突き出た様相を示す。山の東側を天見川、西側を石川が流れ、それらは北東麓で合流し、烏帽子形山は三方を河川によって囲まれている。江戸時代には天見川は東條川、石川は西條川と呼ばれ、烏帽子形山を挟んで東西の名称の区別がなされていることからも、川が外堀の役割を果たす地形的な要所であることが看取できる。交通面においても山の東側を京都と高野山を結ぶ高野街道が南北に走り、西側では石川を挟んで和泉街道が走るなど交通の要所に位置し、烏帽子形山は地形条件とあわせて中世城郭が立地する場所として最適であると容易に推察される。

烏帽子形城が立地する丘陵の先端には大日寺遺跡が広がる。大日寺遺跡では12世紀後半から16世紀前半までの遺物とともに、寺院と想定される建物や、中国製陶磁器を副葬した屋敷墓が４基検出された。眼下の石川を挟んで北側には、中世の町場であった長野の木屋堂が広がることからも、このあたりは在地領主である三善氏の屋敷と菩提寺と想定されている（堀内2008）。また詰城と居館、城下の町場という構成と地形等の検討から、背後に詰城である烏帽子形城を控えた大日寺遺跡周辺に烏帽子形城の領主居館が想定されている（小林2011）。

烏帽子形山東側斜面には、烏帽子形八幡神社が鎮座する。重要文化財の本殿改修時には、棟札と床下から約30枚の土師皿が納められた土師質羽釜が発見された。棟札には文明12年（1480）に石川八郎左衛門尉が本殿を建立したことが墨書されており、烏帽子形城と神社が並存していたことが明らかとなった。また土師質羽釜と土師皿は地鎮に伴う祭祀遺構であり、実年代の裏付けを得た資料として、南河内における土師皿編年の一定点となっている。

城の東側を走る高野街道沿いには北から大日寺、烏帽子形八幡神社、増福寺が並ぶ。増福寺は11世紀に製作された木造十一面観音立像を本尊とする。河内守護であった畠山義深は守護職を退いた後、この地に隠居し、その居所を七宝庵と号した。康暦元年/天授５年（1379）に義深はこの地で亡くなり、その菩提を弔うために増福寺が建立されたと伝わる。

街道をさらに南下すると近世の宿場町として栄えた三日市宿跡に至る。三日市宿跡の南には三日市遺跡が広がる。三日市遺跡からは12世紀末から14世紀にかけての建物跡や寺院跡、墳墓群が検出されている。建物群には庇をもつ大型建物、墓には中国製白磁碗を副葬した土坑墓が含まれ、大日寺遺跡と類似した様相を呈す。このため三日市遺跡は在地領主である石川氏の拠点と想定されている（堀内2008)。

以上のように烏帽子形城は水陸交通の要所にあり、高野街道沿いの大規模集落である大日寺遺跡と三日市遺跡の中間点にある。これらの遺跡は中国製陶磁器が出土するなど、活発な流通活動が想定され、経済面においても要所にあったことが看取できる。

2　遺跡の概要

烏帽子形城跡は烏帽子形山の山頂部に位置し、城域は東西200m、南北150mの規模を有する。城郭遺構が確認されている場所は、古くから東側山麓にある烏帽子形八幡神社の鎮守の森として保全され、その一部は現在、烏帽子形公園となっている。そのため市街地にありながら開発を免れ、山頂には堀や土塁などの城郭遺構が良好に残っている。中世の山城は天然の要害地にあり訪れにくいものであるが、烏帽子形城跡は市街地にあるため訪れやすく、郷土の歴史を体験できる場として貴重である。また応仁の乱以降、畿内で繰り広げられた内乱の舞台となり、数多くの文献史料にその名が登場する。

河内長野市はこのような歴史的価値を有する烏帽子形城跡を昭和44年４月17日に市指定史跡として指定し、保存、調査を行ってきた。さらに烏帽子形城跡の歴史的価値を明確にするため、「市指定史跡烏帽子形城跡保存活用計画策定専門委員会」を平成21年度に設置し、城郭史、文献史学、考古学など多方面から専門的な分析を行った。それらの成果は平成23年３月に『烏帽子形城跡総合調査報告書』、10月には一般向け図書『シリーズ河内長野の遺跡６烏帽子形城跡』として刊行した。

調査と併行して普及啓発活動にも取り組み、発掘調査時の現地説明会やシンポジウム、河内長野市立ふるさと歴史学習館において速報展や講演会を開催した。毎年秋に実施する文化財特別公開事業「ぐるっとまちじゅう博物館」においては、平成22・23年度は烏帽子形城跡を主会場とし、発掘調査現場の公開、歴史パネル展示、地元の三日市小学校児童による学習成果発表や山城を体験する模擬合戦等を行った。

平成24年１月24日に烏帽子形城跡は国指定史跡として指定され、河内長野市のみならず我が国にとっても重要な歴史遺産として保存、整備されることとなった。河内長野市では平成21年度より高野街道町並み整備事業を行い、高野街道を軸として街道沿いの烏帽子形城跡や三日市宿などの文化遺産を整備し、魅力ある街づくりを進めている。

以下、烏帽子形城跡の歴史的価値について、文献資料調査や発掘調査、城館調査の成果、遺構の現況からその概要を記す。

（１）文献資料調査

第４・５表は文献に登場する烏帽子形城の記載をまとめたものである。築城主体や築城契機は不明であるが、15世紀後半から16世紀末まで、主に義就流と政長流に分裂した河内国守護畠山氏の抗争の舞台として、烏帽子形城はたびたび文献に登場する。畠山氏の抗争以前には、『平家物語』などの軍記物に登場する源行家の拠点「長野城」が烏帽子形城に相当すると考えられているが、一次史料では確認されていない。

応仁・文明の乱を引き起こす要因の一つともなった畠山氏の分裂抗争は、畠山氏が守護を務めた河内や紀伊から大和など周辺地域にまで展開した。烏帽子形城は河内と紀伊、大和を結ぶ結節点にあったため、両畠山氏の軍事行動の影響を受けた。

大永４年（1524)、河内での巻き返しを図る義就流の畠山義堯に対し、政長流の畠山稙長が烏帽子形城に進軍し、義堯を紀伊へと追いやる。このときの史料が烏帽子形城の初見である。以後、烏帽子形城は畠山氏の抗争の舞台となるが、三好長慶の台頭後は、烏帽子形城において畠山氏と三好氏が河内の覇権を巡って合戦を繰り広げた。

永禄５年（1562)、河内復権を目指した畠山高政は、河内教興寺の戦いで三好軍に破れ、烏帽子形城まで退却した。高政はさらに堺、紀伊へと逃れ、これによって三好氏が河内国での支配を固め、烏帽子形城も畠山氏方の城から三好氏方の城へと移る。

三好長慶の死後、三好家の実権は三好三人衆と松永久秀に握られ、やがて三人衆と久秀が対立するようになる。紀伊に逃れていた畠山高政は、河内奪還をもくろみ久秀と手を組んだ。永禄10年（1567)、高政に味方する根来衆は、三好三人衆の手中にあった烏帽子形城を攻撃するが、落城には至らなかった。

永禄11年（1568)、織田信長が足利義昭を伴って上洛すると、三好三人衆は阿波へ追われ、烏帽子形城も信長に服従した畠山氏の城となった。元亀元年（1570)、再び畿内へ侵攻した三人衆は、信長方にあった烏帽子形城を攻め、畠山勢約180人を討ち取った。

元亀４年（1573)、畠山秋高が家臣の遊佐信教によって自害に追い込まれると、河内を支配した畠山氏の没落は決定的なものとなる。天正３年（1575）に河内を平定した信長は、家臣を烏帽子形城に派遣して在地支配を行い、烏帽子形城は信長方の支配拠点の一つとして機能する。本能寺の変後、豊臣秀吉は紀州攻めに際し天正12年（1584)、家臣の中村一氏に命じて烏帽子形城の改修を行った。『寛政重修諸家譜』によると、16世紀末頃に甲斐庄正治の父が入城したとされるが、一次史料では確認されていない。

烏帽子形城は国内の史料のみならず、イエズス会の日本年報にも登場し、その名は海外にまで伝えられた。宣教師達の記録によると、烏帽子形城にいた３人の領主のうち２人がキリシタンで、城周辺には約300人のキリシタンがいた。秀吉の禁教政策後、烏帽子形城のキリシタン領主は城を追放されたが、城下にいたキリシタンとともにその後の消息は不明である。

近代に入ると、楠木正成が築城したとする記述する文献が登場し（井上1922)、楠木正

第４表　烏帽子形城跡関連年表

年　月　日	西暦	事　項
寿永２年11月28日	1183	播磨国室山合戦で平家に敗れた源行家は、和泉を経て河内に逃れ長野城に立て籠った。
寿永３年正月17日	1184	木曾義仲と対立する源行家・石川義兼は、長野城に籠城の後、紀伊国に逃げ延びた。
文治元年11月中旬	1185	源頼朝と対立を深める源義憲・行家兄弟は、河内の長野城に立て籠った。
文正元年９月４日・５日	1466	畠山義就が２日に壷坂寺をたって千早城の下を通り、金胎寺着陣した後、３日に政長方の「押子形城」（烏帽子形城か）を攻め落とした。
文明12年２月16日	1480	石川八郎左衛門尉が烏帽子形八幡神社社殿を建立した。
大永４年９月27日・11月13日・12月９日	1524	畠山稙長と河内守護職をめぐって争う畠山義堯は、日野および天野仁王山に城を構えて対陣したが、金胎寺城から烏帽子形城に陣を進めた畠山稙長軍に追われて高野山に敗退した。
（永禄４年？）11月19日	（1561？）	（烏帽子形城主の）草部房綱は金剛寺に対し、兵糧および築城資材の供出を命じた。
永禄５年５月19日	1562	畠山高政が飯盛山城の三好長慶を攻めるが敗れ、烏帽子形城に立て籠もる。さらに三好氏に攻められた高政は烏帽子形城を退いて堺へ逃れる。
（永禄８年？）６月６日	（1565？）	「かミさま」（畠山高政？）の烏帽子形入城に際し、金剛寺は人足等の供出を命じられた。
永禄10年９月15日	1567	根来寺の僧兵が烏帽子形城を攻撃したが、落城には到らなかった。
元亀元年10月22日	1570	烏帽子形城の畠山秋高に対し、三好三人衆が攻撃を仕掛けて180人余を討ち取る。
（元亀４年？）４月15日	（1573？）	高屋城主畠山秋高、遊佐信教に討たれる。秋高配下で烏帽子形城にいた宮崎氏は遊佐氏配下の草部氏に攻められ退城するが、味方を集めて夜中に城を奪回する。その後草部氏を討ち取る。
天正３年４月10日頃	1575	宣教師フロイスは三箇を出て、堺と烏帽子形のキリシタンを訪れ、ついで都に至りオルガンティーノとともに信長から親切に迎えられた。
（天正４年？）３月11日	（1576？）	織田信長の命令に反して徳政を拒絶する金剛寺に対し、信長の重臣塙直政・松井友閑の両人は烏帽子形城へ使者を送ってこれに従うよう厳命した。
（天正９年？）	（1581？）	信長の高野山攻めで松山新介と烏帽子形城周辺にいる信長家臣団である烏帽子形衆が参戦し、手柄を挙げる。（王子之森合戦）
天正９年	1581	烏帽子形城とその領地は三人の大名によって統治され、そのうち二人はキリシタン大名として300人のキリシタンを領民にもち、領内に壮麗な聖堂を建てるべく、材料を集めている。烏帽子形の有力武将、伊智地文太夫は堺の家数軒を寄進し、そこに仮聖堂が設けられた。
天正10年２月９日	1582	信長が信濃攻めに向かうのに際し、烏帽子形衆を含む河内の在地勢力が高野・雑賀にあたるよう命ぜられる。
天正12年８月４日	1584	岸和田城主の中村一氏が、羽柴秀吉の命により烏帽子形城を修築した。
（天正12～13年？）８月８日・15日	（1584～1585?）	秀吉方の中村一氏と細井新介・戸田三郎四郎は高野山金剛峯寺に対して、烏帽子形城に兵が待機しているのは高野山を攻めるためではないので心配はないと釈明する。
天正13年	1585	烏帽子形のキリシタンと伊智地文太夫及びその子女、ならびに他のキリシタンの殿達は身の回りに変化なく安全である。
天正15年	1587	豊臣秀吉の禁教政策によって、キリシタン大名であった烏帽子形城主は土地を失い没落した。
文禄元年	1592	烏帽子形の教会がすでに破壊されている。

第５表　烏帽子形城跡関連文献一覧表

	文献史料	史料種別	記載内容（要点）	史料掲載頁
①	『経覚私要鈔』 文正元年（1466）９月４・５日条	日記	畠山義就が畠山政長方の押子形城（烏帽子形城か）を攻め落とした。	一
②	烏帽子形八幡神社本殿　化粧棰受棟木下束墨書 文明12年（1480）1月23日	棟札	文明12年に烏帽子形八幡神社本殿が建立された。	一
③	烏帽子形八幡神社本殿　棟札 文明12年（1480）２月16日	棟札	石川八郎左衛門尉が烏帽子形八幡神社社殿を建立した。	一
④	『後鑑』 大永４年（1524）９月27日・11月13日・12月9日条	歴史書	畠山義堯が紀伊より河内へ帰還を試みた際、天野仁王山に拠点を構えたが、逆に畠山種長に烏帽子形城・仁王山城を攻められ、義堯は再び紀伊へ落ちのびた。	一
⑤	『檜尾掊蔵記』 弘治３年（1557）８月16日	寺伝	高向の水争いに際し、烏帽子形城主碓井定純が文書を送った。	二
⑥	『金剛寺文書』「草部房綱書状」 （永禄４年（1561）か）11月19日	書状	草部房綱が金剛寺に対し、兵糧および築城資材の提供を命じた。	二
⑦	『足利季世記』 永禄５年（1562）５月19日	軍記物	教興寺の戦いに敗れた畠山高政が烏帽子形城を退き、さらに堺へ逃れた。これを追撃する三好勢が畠山方の紀州勢と交戦し敗北させた。	二
⑧	『金剛寺文書』「清為当書状」 （永禄８年（1565）か）６月６日	書状	畠山氏の烏帽子形城入城に際し、金剛寺は人足等の供出を命じられた。	二
⑨	『多聞院日記』 永禄10年（1567）９月15日条	日記	根来寺の僧兵が烏帽子形城を攻撃したが、落城には至らなかった。	三
⑩	『言継卿記』 元亀元年（1570）10月22日条	日記	烏帽子形在城の畠山秋高に対して、三好三人衆が攻撃を仕掛け、180人を討ち取る。	三
⑪	『織田軍記』 （元亀４年（1573）か）４月15日	軍記物	高屋城の畠山秋高は、三好氏と結んだ守護代遊佐河内守に討たれた。この時、烏帽子形城には、秋高配下の宮崎氏が守備しており、遊佐氏家臣の草部氏に落とされたが、宮崎氏はその後すぐに奪還した。	三
⑫	『フロイス日本史』訳注「1575年5月4日付、堺発信　ガプラル宛、フロイス書簡」	歴史書	フロイスは三箇（大東市）を出て、堺と烏帽子形城のキリシタンを訪れた。	三
⑬	『金剛寺文書』「塙直政・松井友閑上使連署折紙」 （天正４年（1576）か）３月11日	書状	織田信長の重臣であった塙直政・松井友閑が烏帽子形城在城の上使を通じて、金剛寺に対し織田信長の命に従うように厳命した。	三
⑭	『高野山文書』「松岡家文書」「隅田一党地士書上」 （天正９年（1581）か）	記録	信長の高野山攻めで松山新介と烏帽子形衆が参戦し手柄をあげる。	四
⑮	『イエズス会日本年報』「1582年２月15日付、長崎発　パードレ・ガスパル・クエリヨよりイエズス会総会長に贈りたるもの」	歴史書	烏帽子形城とその周囲の領地が３人の大名によって統治され、そのうち２人はキリシタン大名で城下には300人のキリシタンがおり、大聖堂の建設を試みている。	四
⑯	『信長公記』 天正10年（1582）２月９日条	軍記物	信長が信濃攻めに際して、河内連判烏帽子形を高野・雑賀衆に宛て置くことを命じた。	五
⑰	『宇野主水日記』 天正12年（1584）８月４日条	日記	岸和田城主の中村一氏が羽柴秀吉の命により烏帽子形城の普請を行なった。この時、益田長盛や本願寺の教如から鍬を多数贈られる。	五
⑱	『紀伊続風土記』「興山官寺古文書」 （天正12年（1584）か）８月８日・15日	地誌	金剛峯寺総分方に対して中村一氏及び細井新介、戸田三郎四郎が烏帽子形城に兵が詰めていることについて、高野山に危害を加える目的はない旨を伝える。	五
⑲	『イエズス会日本年報』「1585年10月30日付、大坂発.パードレ・グレゴリヨ・デ・セスペデスよりインド地方のパードレに送りし書翰」	年報	烏帽子形のキリシタンと伊智地文太夫及びその子女、ならびに他のキリシタンの殿たちは身分に変化なく無事である。	六
⑳	『日本巡察記』『日本諸事要録補遺』「補遺二「要録」の第四、及び第５章について」	紀行文	豊臣秀吉の禁教政策によって、キリシタンであった烏帽子形の領主は領地を失った。	六
㉑	1593年1月19日付「1592年11月日本準管区内教会目録」（日本耶蘇会目録）	古文書集	豊臣秀吉の禁教政策によって、破壊された主要教舎、駐在所、教会に「やおしんがた」（烏帽子形か）の名称がある。	六
㉒	『竹鼻梅次家文書』「河州烏帽子形八幡宮伝記写」 元禄５年（1692）10月13日	記録	甲斐庄正治が四天王寺復興の余材を用いて、烏帽子形八幡神社社殿の修理を行った。	六
㉓	寛政重修諸家譜	家伝	甲斐庄正治の父が烏帽子形城に住まう。	七
㉔	寛永諸家系図伝	家伝	甲斐庄正治が戦乱によって河内を去り、遠州浜松で家康に仕えた。	七
㉕	寛政重修諸家譜	家伝	甲斐庄正房が大坂冬・夏の陣で河内の案内者となり、その功績により河内に２千石を与えられる。	七

成を天皇の忠臣として顕彰する楠公顕彰運動の影響下で烏帽子形城も評価された。この評価の是非については、戦後の発掘調査や城館分布調査成果を待つこととなる。

（2）発掘調査（第２・４図）

昭和60年度に公園整備に伴い烏帽子形城跡で初めて発掘調査が行われた。丘陵の北裾部にあたり谷地形を検出したのみであるが、中世の遺物が出土し、城の存在を示唆する結果を得た。昭和63年度の調査では、主郭と考えられる曲輪Ｉから２棟の礎石建物跡が検出された。この建物は桁行に対して梁行が極端に短く、曲輪の西縁に沿って建てられているため、多聞櫓のような建物と考えられている。周囲からは瓦が出土し、瓦葺であったことがうかがえる。また遺構面が２面検出され、改修されながら城が機能していたことが明らかになった。

昭和63年度には公園内の古墳広場、平成10年度はお弁当広場でも発掘調査が行われたが、中世の烏帽子形城に関連する遺構・遺物は確認されなかった。

平成18年度以降の横堀や土塁の調査では、築造方法や改修の痕跡、堀内障壁など堀の構造が明らかになっている。これらの調査成果については次項にて詳述する。

これまでの調査成果から城の構造の変遷を４時期に分けることでき、それぞれ出土遺物や文献史料から時期を考えると以下のようになる。

１期：曲輪Ｉに瓦葺建物が建てられる以前（15世紀中頃以降・義就流と政長流の抗争）

２期：曲輪Ｉに瓦葺建物が建てられた時期（16世紀中頃～後半・畠山氏と三好氏の抗争）

３期：土塁④が造られた時期（天正12年（1584）中村一氏の改修）

４期：土塁⑤が造られた時期（天正12年（1584）中村一氏の改修）

第６表　烏帽子形城跡発掘調査一覧表

調査年度	調査期間	調査原因	調査箇所	遺構	遺物
昭和60年度	3月31日	公園駐車場	丘陵の北裾	検出せず	土師皿、政和通宝
昭和63年度	７月12日～８月１日	公園整備	曲輪Ｉ	礎石建物	瀬戸美濃焼天目茶碗、中国製白磁皿、瓦
			曲輪Ⅱ	検出せず	土師質羽釜、土師質火鉢、備前焼壺、備前焼擂鉢、瓦、砥石、中国製白磁皿
		範囲確認調査	古墳広場	検出せず	石鏃
平成17年度（EBS05－４）	１月16日～２月３日	範囲確認調査	堀Ｆ・土塁④	横堀・土塁	瓦、瓦質甕
			堀Ｂ	堀	出土せず
平成18年度（EBS06－１）	２月21日～３月19日	範囲確認調査	堀Ｄ・土塁②・③	焼土坑	備前焼擂鉢、瓦
平成19年度（EBS07－２）	３月４日～３月７日	範囲確認調査	堀Ｄ	堀	瓦、中国製白磁皿
平成20年度（EBS08－１）	12月８日～12月19日	範囲確認調査	堀Ｄ	堀	瓦
平成21年度（EBS09－２）	１月19日～２月19日	範囲確認調査	堀Ｄ	堀	瓦
			堀Ｈ・土塁⑤	土塁	瓦
			東側谷筋	検出せず	出土せず
平成22年度（EBS10－１）	６月10日～６月18日	範囲確認調査	北尾根	検出せず	瓦
平成22年度（EBS10－３）	10月１日～12月17日	範囲確認調査	曲輪Ⅱ・虎口ア	虎口・曲輪・礎石	瓦、土師皿、瀬戸美濃焼丸皿、瓦質甕、瓦質擂鉢

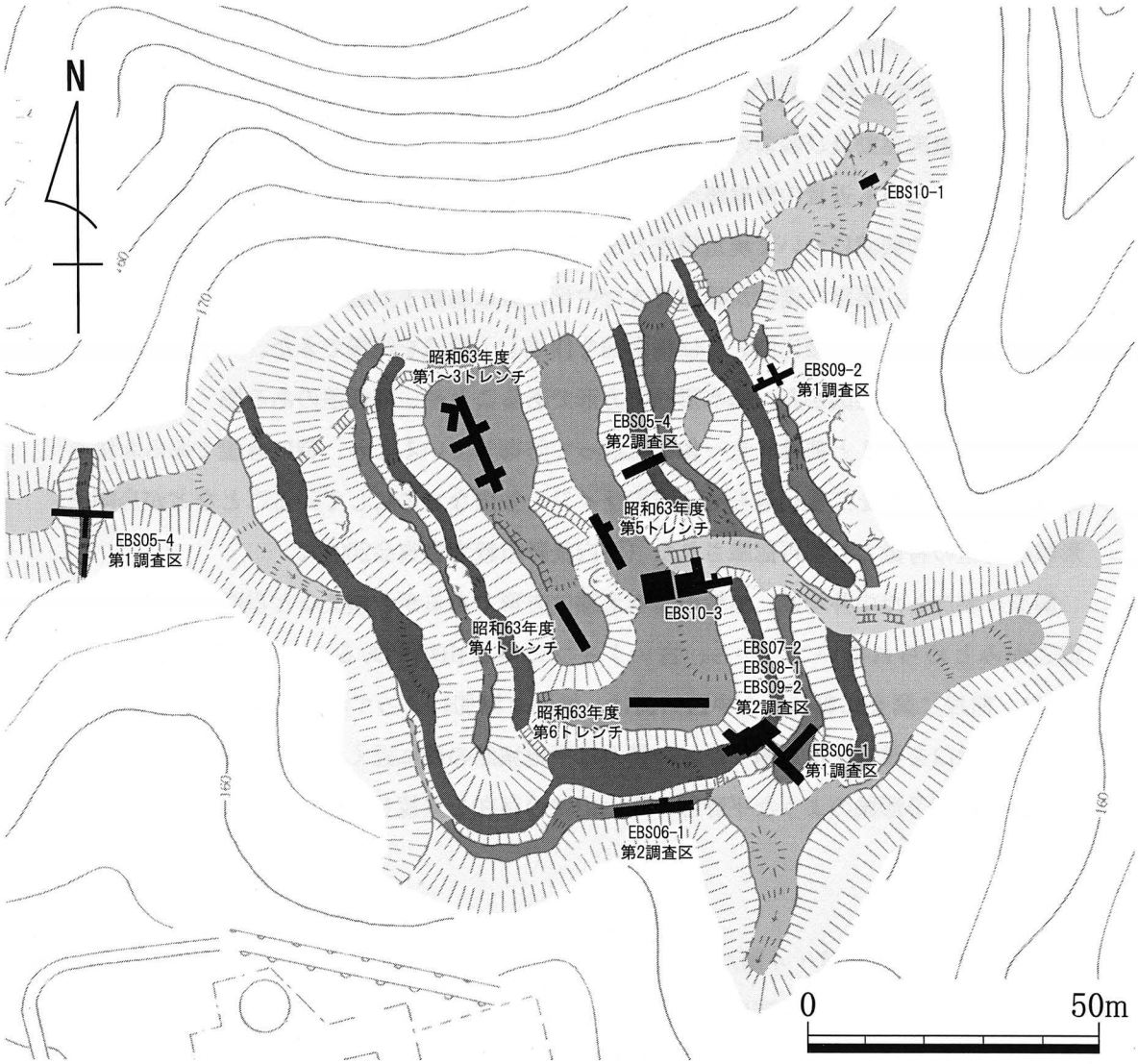

第２図　既往の発掘調査位置図（1/1250）

（3）城館分布調査（第3図）

烏帽子形城は戦前に刊行された『大阪府全志』において、楠木正成によって築城され、畠山氏の抗争の舞台となったことが紹介された（井上1922）。その後『日本城郭全集』や『日本城郭大系』において紹介され、広く中世城館として知られるようになった（竹鼻1967・前田1981）。

烏帽子形城跡の縄張図を初めて作成したのは村田修三である（村田1987）。村田は長方形の山頂が2段に削平され、その周囲に二重の空堀がコの字形に取り巻いていることなどを指摘し、基本構造の把握および城域の確定を行った。

平成10・11年度に河内長野市は、市内の城館分布調査を行った。当市を含む南河内には、幕末の尊王攘夷運動及び戦前の皇国史観によって顕彰された楠木正成に関する伝承をもつ城館が多い。当市も近世の陣屋跡及び代官所跡を除く全ての城跡は、楠木氏に関連するとされ、これらの城館について現地調査と文献調査を行った。その結果、遺跡伝承地も含め23の城郭のうち、実際に遺構が確認できた中世山城は烏帽子形城・石仏城・旗蔵城の3例にとどまった。この3城に関しては縄張図を作成し、構造を把握できた。

烏帽子形城の縄張図から、基本形態は方形であることや、高低差のある堀・土塁を効果的に配置し、曲輪Ⅰと曲輪Ⅱを一体的に扱って防御していること、特に急崖である北側を除き3方には空堀を二重に巡らせ、防御ラインを強固なものにしていることなどが烏帽子形城の構造の特徴として再認識された（河内長野市教育委員会2001）。

調査に参加した中井均は、曲輪の基本形態は方形であるが、横矢など塁線を屈曲させる構造がみとめられないことから、古いタイプの中世山城であることを指摘した（中井2001）。同様に調査に参加した中西裕樹は、横堀と堀切によって城域を取り囲み、防御ライン上に虎口を設定する烏帽子形城の構造は平地城館の姿に近く、戦国末期の南河内の軍事行動が烏帽子形城のような平野部に近い山城の存在を重視しながら展開したこと想定した（中西2001）。

（4）遺構の現況（第3・4図）

烏帽子形城の基本的な構造は、2段の曲輪を土塁と堀が部分的に二重に巡る構造である。廃城後、神社の鎮守の森や公園といった好条件に恵まれ、城郭遺構は極めて良好に残っている。以下、遺構の現況について記載する。

曲輪Ⅰは当城の中心部であり標高181.6mの最高所に位置する。南北長は60m、東西幅は北半部が15m、南半部は10mと南北に細長く、中央でくびれている。くびれ部の標高がやや低いが、北半、南半ともに標高は等しく、平坦面が造成されている。現在は烏帽子形公園の本丸広場として利用されている。曲輪Ⅱ側のくびれ部斜面は緩傾斜であり、曲輪Ⅱから曲輪Ⅰへ至る遊歩道が設置されている。

曲輪Ⅱは曲輪Ⅰの東側から南側にかけて逆L字形にとりつく。曲輪Ⅰとの比高は5mで

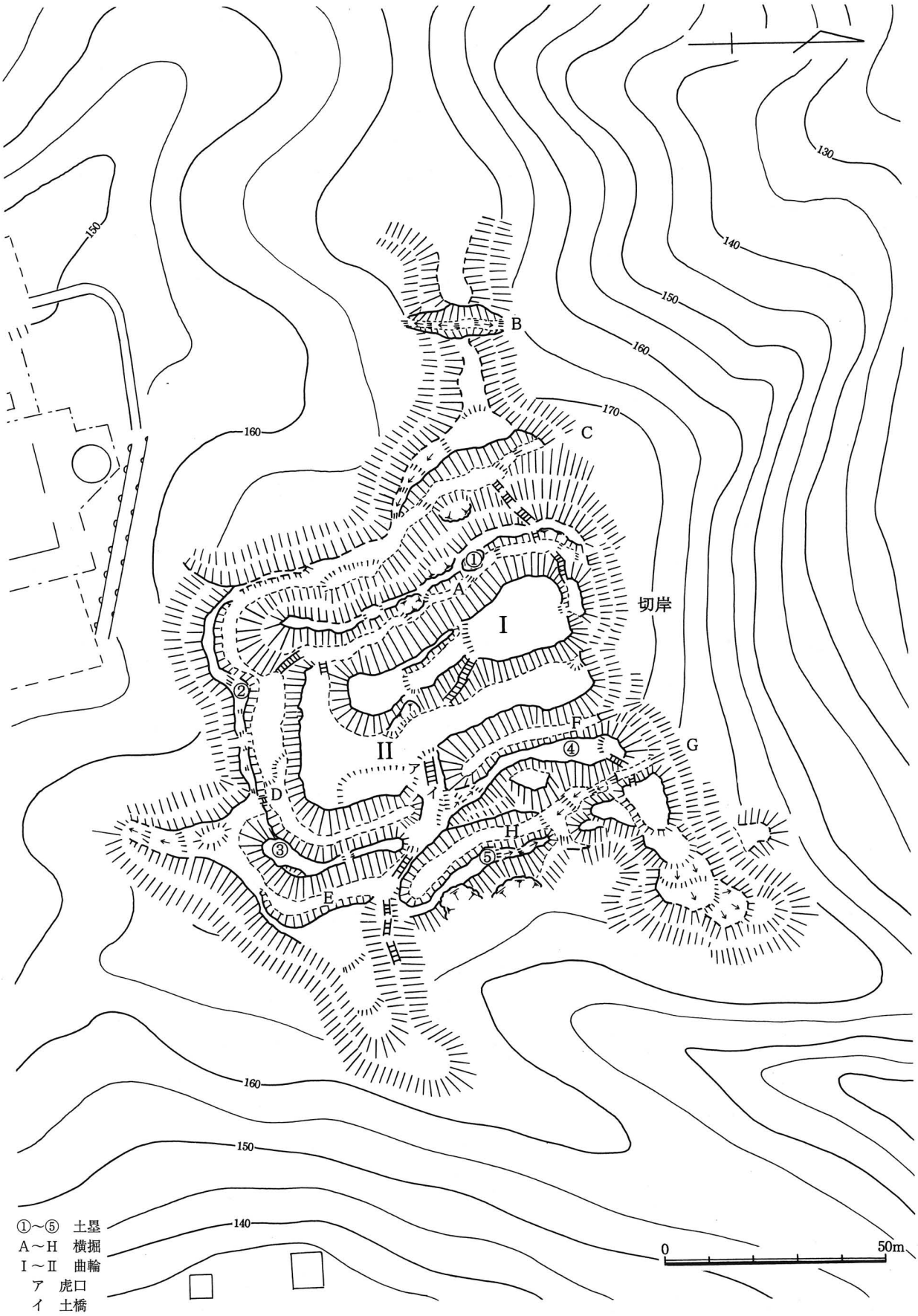

第３図　烏帽子形城縄張図（1/1250）

ある。平坦面幅は８ｍであるが、北端部は切岸に臨み12mとやや広い。東南部は20mと広く、城内で最大規模の平坦面をなす。その東側は１ｍ下がる小規模の平坦地があり、そこに土橋が接続する。曲輪Ⅱと土橋の接続部は虎口が想定されている。現在は公園のこなら広場として利用されている。

堀Ａは曲輪Ⅰの西側にあり、南北長は80mである。北側は切岸に接続する。南側は５ｍの段差をもって西側へ屈曲しながら堀Ｄと接続するため、見通しが遮断されている。現堀底面幅は２～３ｍで、曲輪Ⅰとの比高は８ｍ、曲輪Ⅱとの比高は３ｍである。現在は公園の遊歩道となっている。

堀Ｂは城の西にのびる尾根に設けられた堀切である。南北長は13m、現堀底幅は東西２ｍである。

堀Ｃは堀Ａと堀Ｂの中間に設けられた堀切である。南北長は70mで、北半部は西に続く尾根を切断し、南端は直角に東へ折れ、土塁①を回り込む形で堀Ｄに接続する。接続部は堀底幅が１ｍと極端に狭くなっている。現堀底面の標高は167mであり、土塁①との比高は８ｍである。

堀Ｄは曲輪Ⅱの東側、南側をめぐる横堀である。東西方向へ60m伸び、東端で北方向へ折れて30m続く。北端は土橋に接し、西端で堀Ａと堀Ｃに高低差をもって接続する。堀Ｄ現底面と堀Ａ現底面の比高差は約0.7mである。現底面の幅は南側では広く６～８ｍであるが、東側では幅が極端に狭く２～３ｍである。上端部の幅は南側では13m、東側では10ｍである。現堀底面の標高は、東端は169mであるが西に向かって緩やかに高くなり、屈曲部において現堀底面は171mとなる。現在は公園の遊歩道となっている。

堀Ｅは城の南東にのびる尾根を切断する堀切である。南北長は30mで、南端は土塁③に沿って西へ折れる。現堀底面の標高は170mであり、土塁③との比高は６ｍである。

堀Ｆは曲輪Ⅱの東側にのびる横堀である。北は切岸に接続し、南は土橋に接続する。土橋を境に堀Ｄと堀Ｆは食い違いが生じている。南北長は30m、現堀底幅は３ｍ、標高は167mである。曲輪Ⅱとの比高は８ｍ、土塁④との比高は1.5mである。

堀Ｇは城の北東にのびる尾根を切断する堀切である。北は切岸、南は堀Ｈに接続する。

堀Ｈは堀Ｆの東側にある横堀である。北は堀Ｇに接続する。南は遊歩道によって改変されているが、本来は堀Ｅに南接し、南東尾根を遮断していたと推測する。南北長は60m、現堀底幅は２ｍ、標高は161～163mである。土塁④との比高は８ｍ、土塁⑤との比高は２ｍである。

土塁①は曲輪Ⅰの西側にあり、堀Ａに並行する。土塁頂部の標高は175mである。堀Ａと同じく堀Ｄとの接点では西へと屈曲する。東側斜面は堀Ａにかけて崩落部が３ヶ所確認できる。

土塁②は城の西から南を巡り、堀Ｃと堀Ｄに並行する。土塁頂部の標高は171mであり、堀Ｄとの比高は１～２ｍと小さい。

第４図　烏帽子形城跡測量図（1/1,000）

土塁③は城の南から東を巡り、堀Ｄと堀Ｅに並行する。土塁頂部の標高は173～176mである。西側の土塁②とは５ｍの比高をもって接続し、北端は土塁④と食い違う。土塁頂部幅は２ｍであるが、南端は８ｍと広く、標高も高い。

土塁④は曲輪Ⅱの東にあり、堀Ｆと堀Ｈに並行する。他の土塁に比べて上端幅が４～７ｍと広い。土塁頂部の標高は169mであり、切岸に臨む北端は170mと一段高くなっている。土塁頂部は現在公園の遊歩道となっている。

土塁⑤は土塁④、堀Ｈの東にあり、城の東端をなす。土塁頂部の標高は164mであり、東の谷部との比高は７ｍを測る。北端付近では土塁が６ｍにわたって断絶し、南端付近では谷部へと一部土塁が崩落している。

土橋アは曲輪Ⅱと土塁③・④をつなぐ。現在は公園の遊歩道となっている。

３　調査に至る経緯と目的

（１）第１調査区（第５図）

本調査は市指定史跡（現国指定史跡）である烏帽子形城跡について、今後の保存・活用のための基礎的な資料を得るために行った。曲輪Ⅰ・Ⅱの東側には、城域と丘陵下に広がる河岸段丘を結ぶ谷筋が通っている。この谷筋は現在、山頂の公園へ至る遊歩道が設置されているように、曲輪Ⅰ・Ⅱへ最も容易に近づくことができるルートである。谷の入口には、現在さいなみ広場として利用される東西75m×南北25mの平坦地がある。この平坦地は北側に広がる低地部と２ｍの段差をもって接するため、城の北側を流れる石川や対岸に広がる中世の町場であった長野を見渡すことができる。このような地形条件から、さいなみ広場の平坦地に居館を想定し、背後に伸びる谷筋が城内への登城口とする見解が古くからあった（井上1922）。昭和60年度にさいなみ広場で発掘調査を行った結果、遺構は検出されなかったが、中世の土師皿２点と政和通宝１点が出土し、中世における利用が想定された。さらに谷筋が土塁に突き当たる地点では、土塁が途切れていることから、大手口の可能性が指摘されていた。本調査では、大手口の有無を確認するため、土塁⑤の土塁の切れ目において、南北1.0m×東西7.3mの調査区を設定した。さらに土塁の築造方法を確認するために、調査区に直行する形で土塁内部へ南北3.0m×東西1.0mの調査区を拡張した。

調査地付近の地形を詳述すると、調査地が立地する土塁⑤は城跡の東端をなす土塁であり、南北に伸びる二本の尾根に挟まれた谷筋の谷頭にあたる。土塁の規模は南北長45mを測り、北端、南端とも南北の尾根筋に吸収される。土塁の上面は南から北に向かって高くなり、南端から北へ20mの最高所で標高164.7m、谷部との比高は７ｍである。この地点より北に向かって土塁の上面は徐々に下がり、調査地がある北端付近では、堀底とほぼ同じ標高は161.5mとなり、６ｍにわたり土塁が断絶する。一方、土塁⑤に並行して堀Ｈが城内側に南北にのびる。堀Ｈの堀底の標高は土塁⑤の上面の標高と連動し、南から北に向かって一度高くなった後、下がっていく。土塁⑤との比高は２ｍである。堀底の幅は２～

３ｍであり、調査地付近は堀底幅が広くなっている。

（２）第２調査区（第５図）

曲輪Ⅰ・Ⅱについては、すでに調査され、一定の成果を得ているが、土塁や横堀については調査されていなかった。平成17年度より、これらの本来の形状や上面における遺構の有無を確認するため、曲輪Ⅱをめぐる土塁・横堀を調査した（ＥＢＳ05－４・06－１）。平成18年度は土塁③上の調査を主として堀Ｄ肩部にかけて調査した（ＥＢＳ06－１第１調査区）。平成19年度には、ＥＢＳ06－１第１調査区を堀Ｄの堀底に向かって調査区を拡張し調査を行った（ＥＢＳ07－２）。

調査地は堀Ｄが東端から北方向へ折れる屈曲部にあたり、東から北へと堀幅も極端に狭

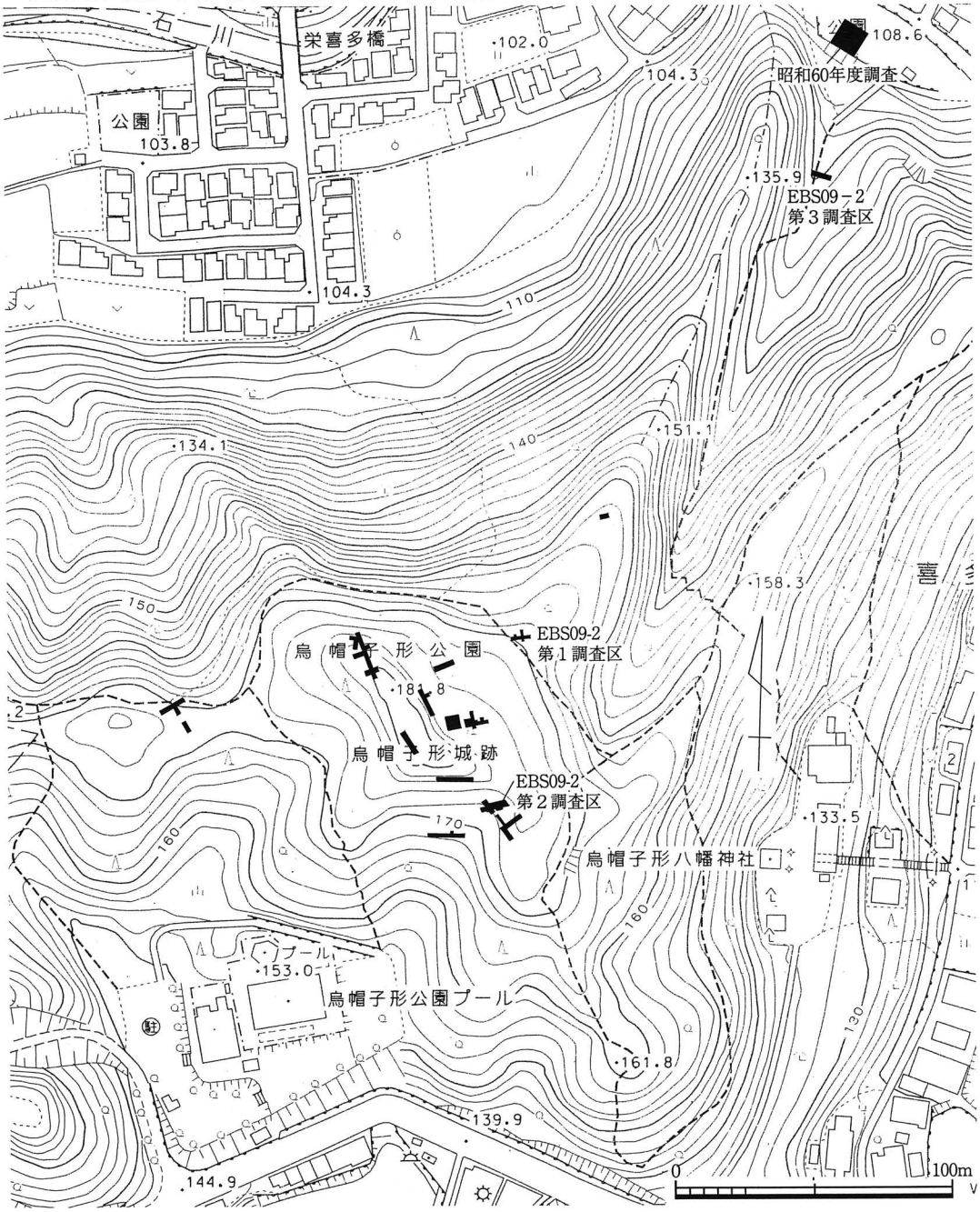

第５図　ＥＢＳ09－２調査区位置図（1/2500）

くなる。また現地表においても0.5mの段差があり、堀の進行方向および堀幅、標高ともに堀Dにおける変化点となっているため、堀底に何らかの施設の存在が想定された。

調査の結果、現地表より0.9m下の堀底から不自然なこぶ状の高まりの遺構が検出された。これらの遺構の広がりや性格を把握するため、平成20年度には堀底を中心に07－２調査区を南西方向に南北3.0m×東西5.0mの調査区を拡張して調査を行った（ＥＢＳ08－１）。その結果、調査区の西辺において前年度に検出した堀底よりさらに急傾斜をもって下がる落ち込みを確認した。一部は地山まで掘削したが、深度が非常に深くなったため、作業の安全確保上、遺構の一部を検出するにとどめ、調査を終了した。

今回の調査では、07－２調査区で検出した堀底遺構の詳細を把握することを目的として、07－２調査区と08－１調査区を縦断する形で南北3.0m×東西8.0mでトレンチを設定し再調査を行った。さらに07－２調査区を北方向に拡張する形で南北1.5m×東西2.0mの調査区を設定した。

（３）第３調査区（第５図）

第１調査区で先述した城の東側にのびる谷の入口において、大手道などの道状遺構の有無を確認するため、谷を横断する形で南北0.7m×東西5.5mの調査区を設定した。

調査地付近の地形を詳述すると、南から北へと緩やかに下る谷の入口にあたり、標高は121m、谷底幅は約25mを測る。東側尾根との比高は33mと大きいが、西側尾根との比高は16mと東側の約２分の１である。しかし、西側斜面は急斜面であり、ほぼ垂直な断崖となっている。北側は10mの比高をもって、さいなみ広場の平坦地と接続する。

４　調査の方法と層序（第７・９・12図、図版２・４・６）

調査は平成22年１月19日に開始し、平成22年２月19日に終了した。調査期間中、１月31日には現地説明会を行った。雨天のため１時間で中止したが、約120名の参加を得た。２月１日には市指定史跡烏帽子形城跡保存活用計画策定専門委員会の現地視察、２月３には文化庁調査官の現地視察を受け、調査の指導を仰いだ。

調査では、まず調査区周辺の落ち葉の除去と除草を行い、現状での写真撮影を行った後、人力により遺構面まで掘り下げ、遺構検出を行った。遺構平面図は50分の１の縮尺で平板測量により作成し、個々の遺構に関しては必要に応じて、10分の１の縮尺で遺構図面を作成した。一方で、調査区壁で土層の観察を行い、20分の１の縮尺で土層断面図を作成した。第１調査区の基本層序は、現地表から表土である褐色シルト（１層・層厚30cm）と堀Ｆの埋土（２～５・８層）と土塁⑤構築土（14～16・22～29層）、土塁下層の曲輪構築土（６・10層・18～21層）に大別できる。17層は曲輪が機能時、もしくは廃絶直後に堆積した層であり、瓦（第14図）が出土している。

第２調査区の基本層序は、現地表から表土である黒褐色細砂（１・16層・層厚20cm）と

堀Ｄの埋土（２～13・17～36層）、堀内障壁構成土（37・38層）に大別できる。14・15・39層は障壁の直上及び前面に堆積し、機能時、もしくは廃絶直後に堆積した層であり、瓦（第16・17図）が出土している。

第３調査区の基本層序は、現地表から表土であるにぶい黄色細砂（１層・層厚70cm）、にぶい黄褐色細砂混じりシルト（４層・層厚30cm）、明黄褐色粗砂混じりシルト（６層・層厚30cm）、黄褐色礫混じりシルト（７層・層厚１ｍ）、オリーブ褐色粗砂混じりシルト（８層・層厚30cm）、黄褐色粗砂混じりシルト（９層・層厚30cm）、地山である。地山付近には粒度が細かいシルト（８・９層）が薄く堆積するが、全体的には粒度が粗いシルト層（７層）が堆積する。

５　調査の結果

（１）第１調査区（第６図、図版３）

当初想定された大手口に関する遺構は検出されなかったが、土塁の下層から平坦な造成面（６・18層上面、29層下面）が検出され、土塁④と同じくかつて曲輪があった場所に土塁が構築されていたことが明らかとなった。調査では平坦な造成面を第１面として遺構検出を行った。さらに下層を確認するため、西半部のみ地山まで掘削を行い、地山上面を第２面として遺構検出を行った。

第１面では東西方向を指向する幅0.2ｍの溝を検出したが、遺構の保全を図り、掘削していないため詳細は不明である。なお、土層断面図においては、調査区の西側で溝らしき堆積（９、11～13層）が認められたが、平面では検出できなかった。

第２面では遺構は検出されなかったが、山の傾斜に従い、地山も西から東へと傾斜していることがわかった。

一方、平坦面の上に造成された土塁⑤は土塁構築土（14～16・22～29層）の堆積状況は土塁④とは異なり、版築は見られず、しまりが悪い均質な堆積であった。

第１面直上からは丸瓦（第14図５・６）、土塁構築土からは平瓦（第13図１～４）が出土した。これらの瓦はいずれも16世紀後半までに位置づけられ、盛土の造成は16世紀後半以前、土塁⑤の構築は16世紀後半以降と推定できる。

（２）第２調査区（第８図、図版４・５）

従来の調査で検出された堀内障壁を再検出し、堀Ｄの形態を把握することができた。検出した堀内障壁とは、堀底内に設けられたこぶ状の高まり（ＳＸ２・３）と、擂鉢状を呈した落ち込み（ＳＸ４）の総体を堀内の通行を妨げる障害、すなわち堀内障壁として把握している。ただしＳＸ２・３はＳＸ４に比べて規模が小さく、埋土の掘り残しの可能性もあり、障壁の主体はＳＸ４と考える。以下、今回の調査で詳細が明らかとなったＳＸ４について記述する。

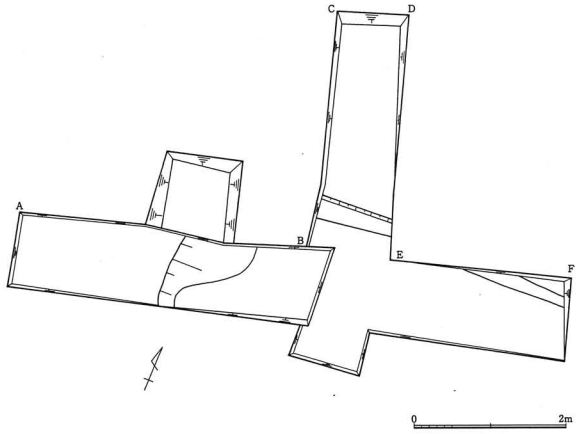

第６図　ＥＢＳ09－２第１調査区平面図（1/100）

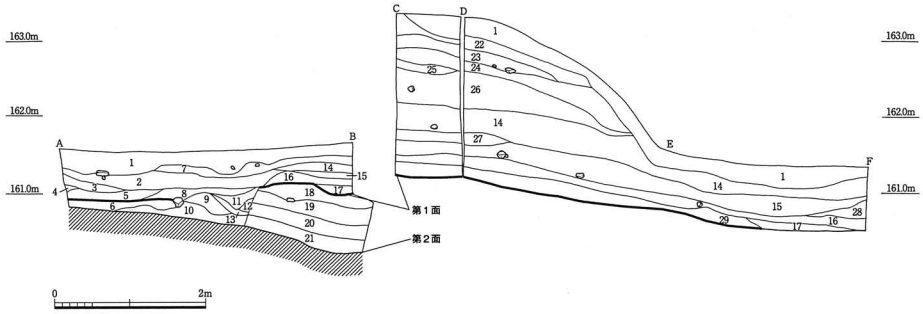

①	10YR	4/4	褐色	シルト
②	10YR	6/6	明黄褐色	粗砂混じりシルト
③	10YR	7/6	明黄褐色	粗砂混じりシルト
④	2.5Y	6/4	にぶい黄色	粗砂混じりシルト
⑤	10YR	7/4	にぶい黄橙色	粗砂
⑥	10YR	5/4	にぶい黄橙色	粗砂混じりシルト
⑦	10YR	7/6	明黄褐色	シルト
⑧	10YR	7/6	明黄褐色	粗砂混じりシルト
⑨	10YR	5/6	黄褐色	シルト
⑩	10YR	3/2	黒褐色	粗砂混じりシルト
⑪	10YR	6/6	明黄褐色	細砂混じりシルト
⑫	10YR	6/4	にぶい黄橙色	細砂混じりシルト
⑬	10YR	6/6	明黄褐色	シルト混じり粗砂
⑭	2.5Y	6/8	明黄褐色	細砂混じりシルト
⑮	2.5Y	6/8	明黄褐色	シルト
⑯	10YR	5/6	黄褐色	粗砂混じりシルト
⑰	10YR	7/6	明黄褐色	シルト
⑱	10YR	5/4	にぶい黄橙色	粗砂混じりシルト
⑲	10YR	5/6	黄褐色	シルト
⑳	10YR	5/8	黄褐色	シルト
㉑	10YR	5/4	にぶい黄橙色	シルト
㉒	10YR	6/6	明黄褐色	細砂（粘土ブロック含む）
㉓	10YR	5/6	黄褐色	粗砂混じりシルト
㉓	10YR	6/8	明黄褐色	シルト混じり細砂
㉔	10YR	7/6	明黄褐色	シルト混じり細砂(粘土ブロック含む)
㉕	10YR	7/8	明橙色	細砂（3~5cm大の粘土ブロック含む）
㉖	10YR	6/6	明黄褐色	粗砂混じりシルト (3~5cm大の粘土ブロックを多く含む)
㉗	2.5Y	6/6	明黄褐色	細砂
㉘	10YR	7/8	黄橙色	シルト混じり細砂
㉙	10YR	6/6	明黄褐色	シルト

第７図　ＥＢＳ09－２第１調査区土層断面図（1/100）

ＳＸ４（第８図）

従来の調査では、急斜面で地山へ向かう落ち込みの斜辺と底部の一部を検出し、底部は現地表から2.3m下、調査で検出した堀底から0.9m下がった所で地山を検出していた。今回の調査では底部を広げた結果、堀底から地山を急傾斜で1.5m下まで掘り下げた落ち込みであることが判明した。落ち込みの肩部はこぶ状の高まりＳＸ２・３があり、その先は0.2mほど堀底が下がり、そのまま平坦面が調査区外へと続く。つまり、堀Ｄの堀底縦断図は、1.5mの段差が生じ、階段状を呈す。しかし、平面的には落ち込みの一部を確認したに過ぎず、この落ち込みが落とし穴的な土坑であるのか、堀底を階段状に造成した段差であるのかは不明である。

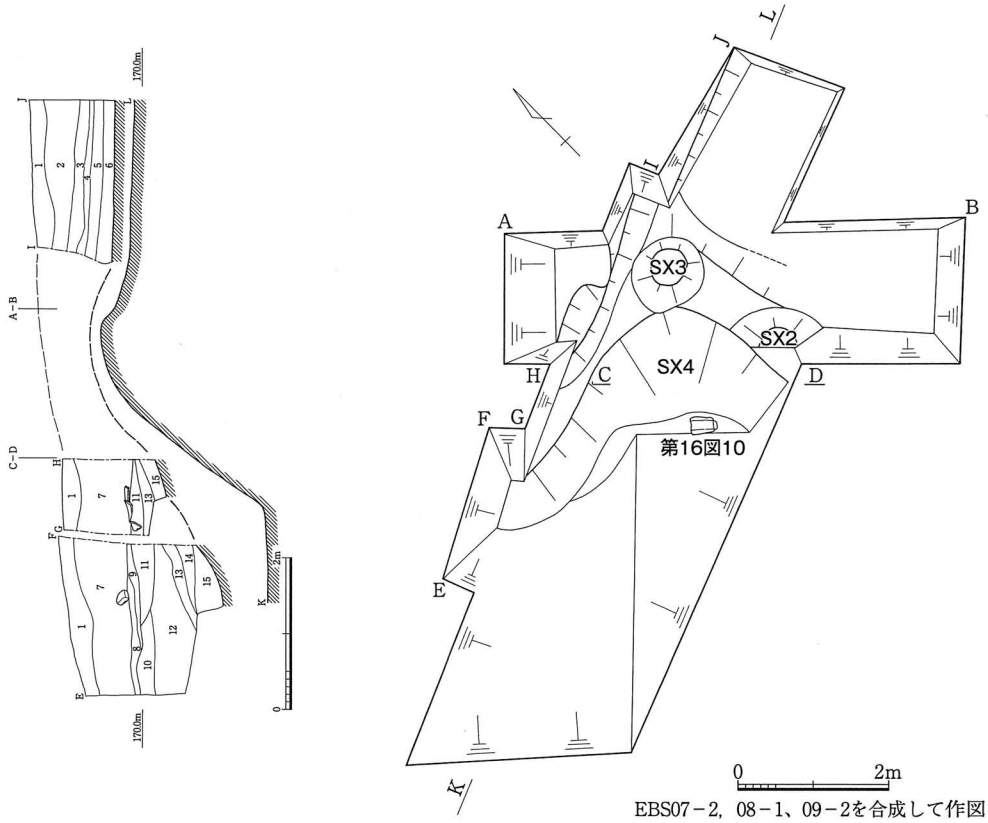

①	10YR	3/2	黒褐色	細砂
②	10YR	6/8	明黄褐色	細砂
③	10YR	6/8	明黄褐色	シルト混じり粗砂
④	10YR	6/8	明黄褐色	細砂混じりシルト
⑤	10YR	7/4	にぶい黄橙色	細砂混じりシルト
⑥	10YR	7/6	明黄褐色	細砂混じりシルト
⑦	10YR	6/6	明黄褐色	細砂（20cm大の礫を含む）
⑧	10YR	8/4	浅黄橙色	細砂（粘土ブロックを含む）
⑨	10YR	7/8	黄橙色	細砂
⑩	10YR	6/8	明黄褐色	細砂
⑪	10YR	7/8	黄橙色	シルト混じり細砂
⑫	10YR	6/6	明黄褐色	シルト混じり粗砂（粘土ブロックを含む）
⑬	10YR	6/8	明黄褐色	シルト混じり粗砂
⑭	10YR	5/8	黄褐色	粗砂
⑮	10YR	5/6	黄褐色	粗砂

第８図　ＥＢＳ09－２第２調査区平面図（1/100）、第９図　ＥＢＳ09－２第２調査区土層断面図①（1/100）

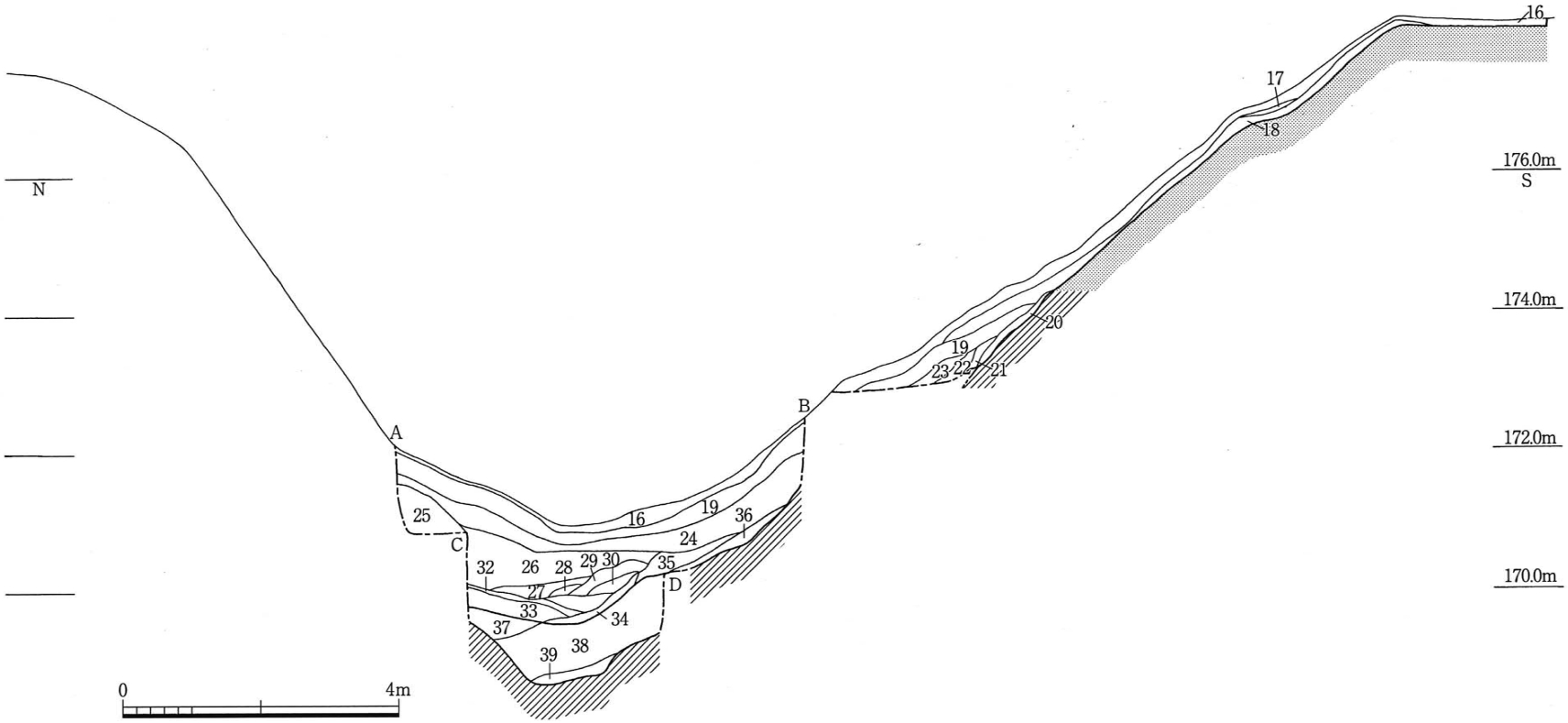

第10図　ＥＢＳ09－２第２調査区土層断面図②（1/100）

⑯　10YR　3/2　黒褐色　腐食土
⑰　2.5Y　8/4　淡黄色　礫混じり細砂
⑱　10YR　6/4　にぶい黄橙色　礫混じり細砂
⑲　2.5Y　8/4　淡黄色　礫混じり細砂
⑳　5Y　7/6　黄色シルト~粘土（地山層の土質に近似した堆積土）
㉑　10YR　8/4　淡黄色　礫混じり細砂
㉒　2.5Y　7/4　浅黄色　礫混じり細砂
㉓　10YR　7/4　にぶい黄橙色　礫混じり細砂~微砂
㉔　2.5Y　6/3　にぶい黄色　シルト混じり粗砂（地山粘土ブロック含む）
㉕　10YR　6/6　明黄褐色　粗砂（地山粘土ブロック含む）
㉖　7.5YR　5/6　明褐色　細砂混じりシルト（非常に密な堆積土、瓦・礎石含む）
㉗　7.5YR 5/8　明褐色　細砂混じりシルト
㉘　7.5YR　6/6　橙色　粗砂混じりシルト（1cm大の礫を多く含む）
㉙　7.5YR　5/6　明褐色　粗砂混じりシルト（地山粘土ブロック・焼土多く含む）
㉚　10YR　6/6　明黄褐色　シルト混じり粗砂（地山粘土ブロック含む）
㉛　10YR　6/8　明黄褐色　シルト混じり粗砂
㉜　10YR　5/6　黄褐色　シルト混じり粗砂
㉝　10YR　6/3　にぶい黄橙色　シルト混じり粗砂
㉞　10YR　6/3　にぶい黄橙色　シルト混じり粗砂（1~3cm大の礫を多く含む）
㉟　10YR　6/3　にぶい黄橙色　細砂混じり粘土
㊱　10YR　5/8　黄褐色　シルト混じり粗砂
㊲　10YR　8/1　灰白色　粘土(堀内障壁)
㊳　10YR　6/6　明黄褐色　粗砂（1~5cm大の礫を多く含む、堀内障壁）
㊴　10YR　6/6　明黄褐色　細砂

一方、ＳＸ４の埋土を見ると、堀内障壁の機能時に堆積した黄褐色粗砂（14・15層）が地山直上に堆積している。廃絶後は地山ブロックを含む明黄褐色シルト混じり粗砂～細砂（12層）で一気に埋められ、ある程度、堀底が平坦になった段階で、黄橙色細砂（８・９層）が薄く水平に堆積している。このような堆積状況をみる限り、落とし穴のような土坑の可能性が考えられる。現地形を観察すると、調査地から西側で１ｍの段差（遊歩道の階段）があり、西へ一段下がる。この地形が地下の状況を反映しているとすると、最大南北３ｍ×東西８ｍの土坑が想定されるが、断定には及ばない。このように平面プランの問題は残るが、いずれにせよＳＸ４が堀内の通行を妨げる堀内障壁であることには明らかである。

堀の横断形態については、堀内障壁の上面では調査区外へと続く平坦面を検出していることから箱堀と想定される。一方、堀内障壁の下面では堀底の一部しか検出していないため形態は不明であるが、現況の堀幅から勘案すると薬研堀である可能性が高い。

堀Ｄ埋土から中国製白磁皿（第15図７）、丸瓦（第15図８・９）、堀Ｄ底部から軒丸瓦（第16図10・11）、丸瓦（第17図12～14）、平瓦（第17図15）が出土した。瓦は14世紀前葉～中葉に位置づけられるものもあるが（第16図10）、16世紀後半の中国製白磁皿（第15図７）、15世紀後半～16世紀の丸瓦（第17図13）の遺物が堀Ｄの埋土に含まれることから、堀Ｄ埋土の堆積は16世紀後半以降と指摘できる。

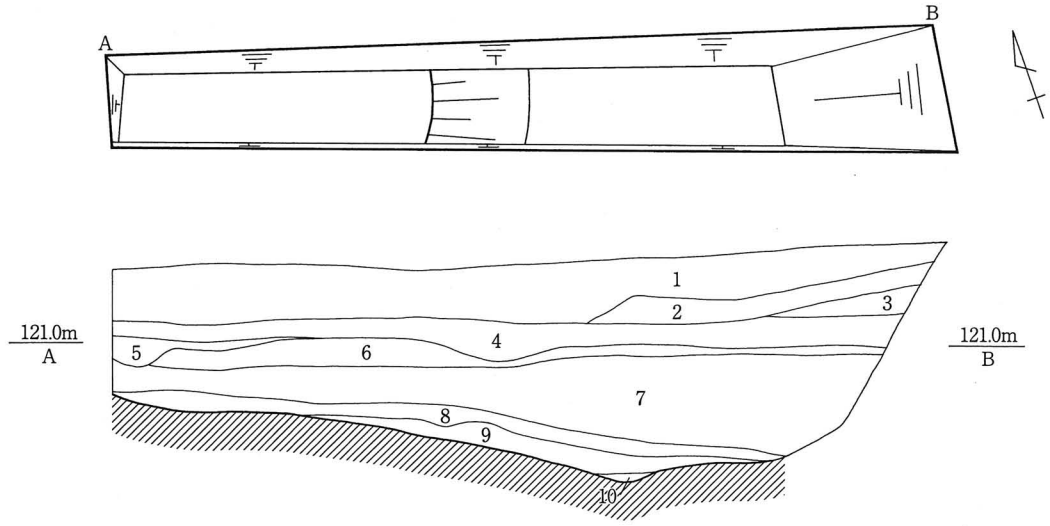

① 2.5Ｙ　6/4　にぶい黄色　細砂（10ＹＲ　6/4　にぶい黄橙色　粗砂を含む）
② 10ＹＲ　6/6　明黄褐色　粗砂
③ 10ＹＲ　5/6　黄褐色　粗砂混じりシルト
④ 10ＹＲ　4/3　にぶい黄褐色　細砂混じりシルト（腐食土）
⑤ 10ＹＲ　7/6　明黄褐色　シルト
⑥ 10ＹＲ　6/6　明黄褐色　粗砂混じりシルト
⑦ 10ＹＲ　5/6　黄褐色　礫混じりシルト
⑧ 2.5Ｙ　4/4　オリーブ褐色　粗砂混じりシルト
⑨ 2.5Ｙ　5/4　黄褐色　粗砂混じりシルト
⑩ 2.5Ｙ　6/4　にぶい黄色　粗砂混じりシルト

第11図　ＥＢＳ09－２第３調査区平面図（1/50）、第12図　ＥＢＳ09－２第３調査区土層断面図（1/50）

（3）第３調査区（第11図、図版７）

現地表から1.5m下で地山面を検出したが、遺構は検出されなかった。また土層断面の観察においても、粗砂の堆積を中心とした谷の埋積にともなう自然堆積が確認されたのみであり、整地面など道として人工的に利用した痕跡は確認できなかった。遺物も出土しなかった。

6　遺物

今回の調査ではコンテナ１箱分の瓦や磁器が出土している。これまでの烏帽子形城跡の発掘調査で出土した遺物の大半は瓦であり、それらは『烏帽子形城跡総合調査報告書』において型式分類して報告されている（河内長野市教育委員会2011）。今回の調査で出土した瓦も総合報告書の分類に基づき型式分類を行い報告する。４・７・９～11に関しては、総合報告書を再録する（垣内2011）。なお、瓦の部位名称、観察視点は佐川正敏氏（佐川1989）、山崎信二氏（山崎2000・2008）の研究成果に基づく。

（1）第１調査区　土塁⑤構築土（第13図）

１～４は土塁⑤を構築土から出土した。

１は平瓦の破片で厚さは2.0cmを測る。凸面は工具を用いて粗いタテナデが施され、ナデの下には部分的にコビキＡの痕跡が残る。縁辺部には凹型台の使用痕がＬ字形に明瞭に残る。側面はタテケズリの後タテナデされ、凹面側縁辺部はタテナデによりやや鈍い稜をなす。凸面はタテナデ調整され、凸面、凹面ともにハナレズナが認められる。広端面はケズリの後、ヨコナデされる。焼成はやや硬質で灰白色を呈す。胎土は粗く、石英、長石、チャートの粗砂～細礫を多く含む。調整からＨ５に該当する。詳細な時期は不明であるが、中世の所産である。

２は平瓦の破片で厚さは2.2cmを測る。凸面、凹面ともにタテナデされ、ハナレズナが残る。凹面狭端部の面取りは1.8cm幅で端まで及ぶ。側面はタテケズリの後タテナデされ、凹面側縁辺部はタテナデによりやや丸みを帯びる。凸面側縁辺には凹型台使用によるバリが部分的に残る。狭端面はケズリの後、ヨコナデされる。焼成は硬質で、色調はいぶし焼により銀黒色を呈す。胎土は緻密で、石英、長石の粗砂～細礫を含む。調整や面取りの様相からＨ７に該当する。中世の所産と考えられるが、詳細な時期は不明である。

３は平瓦の破片で厚さ2.2cmを測る。凸面はタテナデされ、ハナレズナが認められる。凹面は丁寧なタテナデにより仕上げられる。側面はタテケズリの後タテナデされ、凹面側縁辺部はタテナデによりやや鈍い稜をなす。凸面側縁辺のバリは丁寧なタテナデにより潰され、平滑に仕上げられる。焼成は硬質で灰白色を呈す。胎土は緻密で石英、長石、チャートの粗砂を含む。調整や面取りの様相からＨ９に該当する。中世の所産と考えられるが、詳細な時期は不明である。

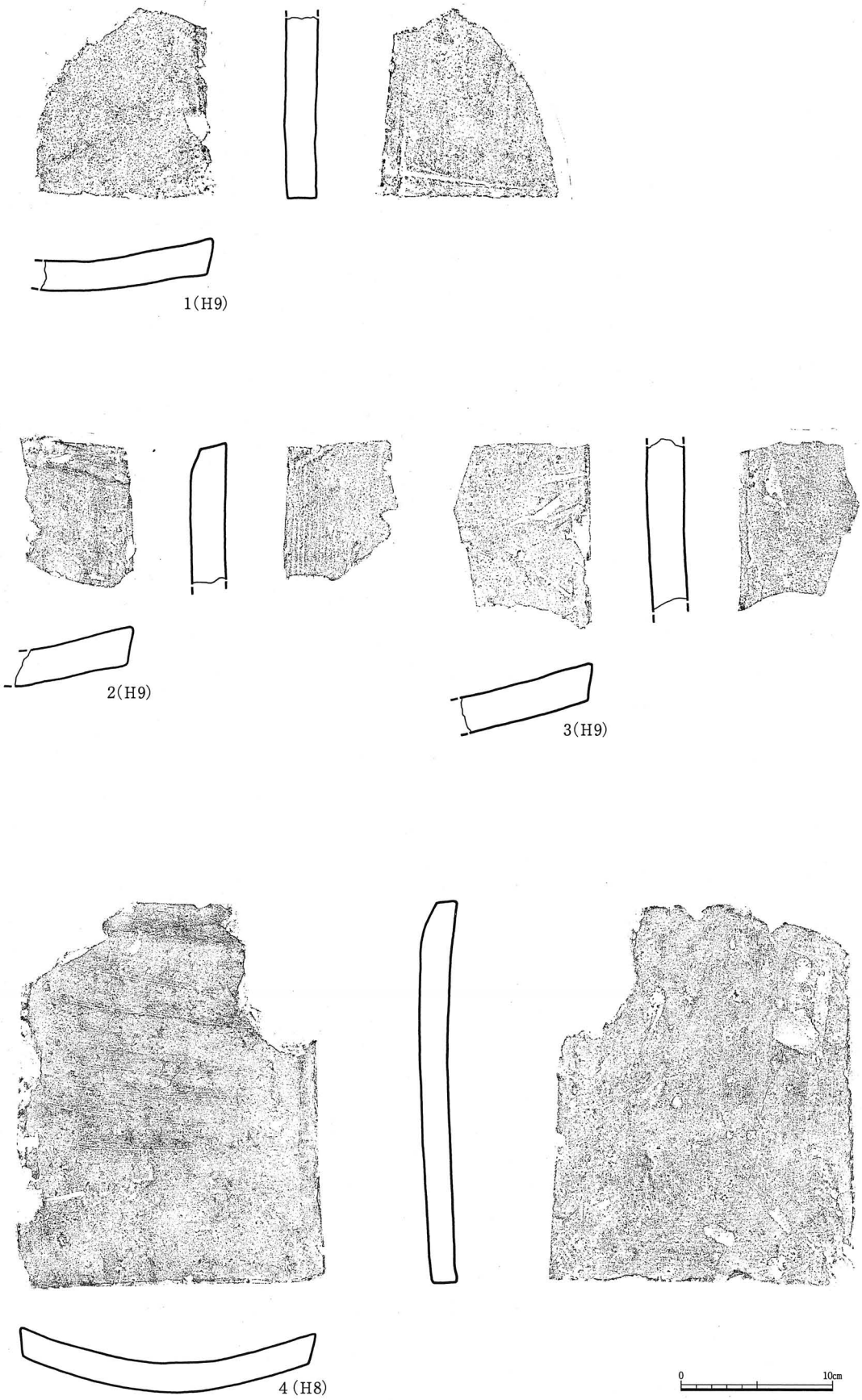

第13図　ＥＢＳ09－２第１調査区出土遺物実測図　土塁⑤構築土（1/4）

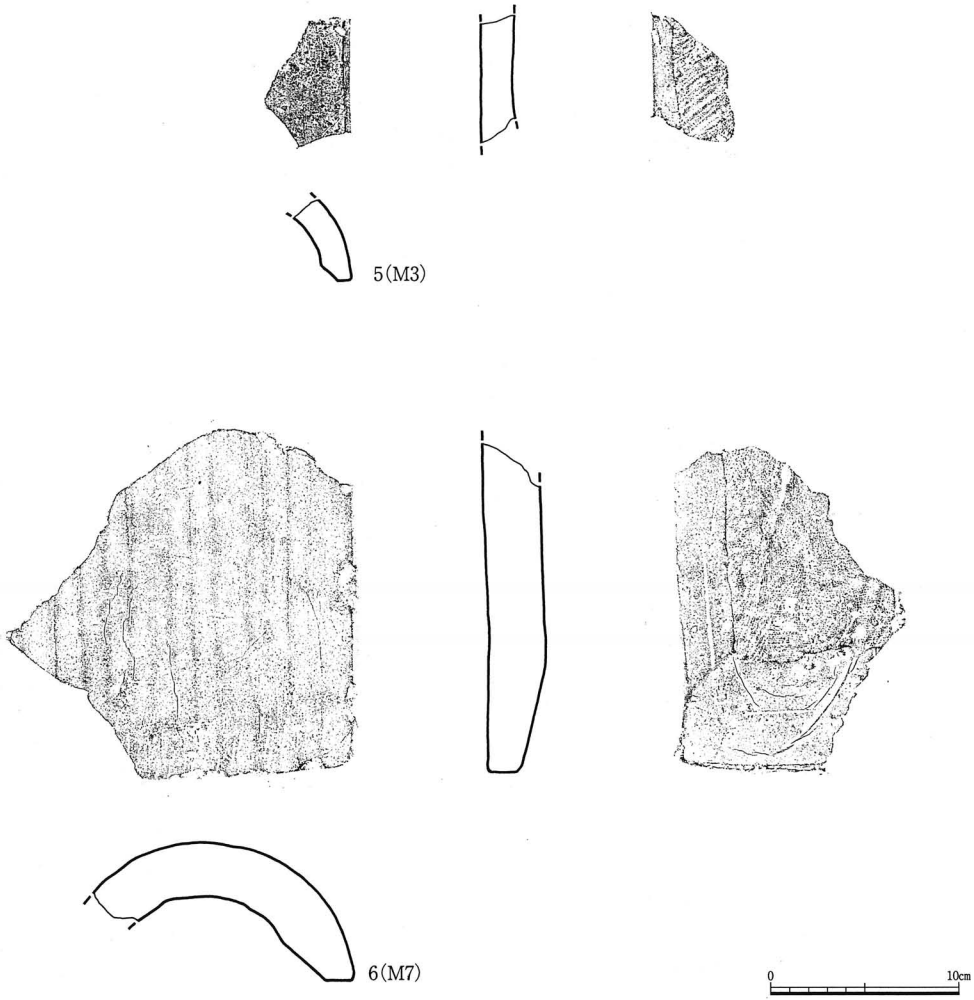

第14図　ＥＢＳ09－２第１調査区出土遺物実測図　土塁⑤下層（1/4）

４は平瓦で全長24.9cm、狭端復元幅19cm、広端幅20cm、最大の厚さ２cmである。凸面は、工具を用いて広端から狭端までやや丁寧にタテナデし、さらに広端縁を５cm幅でヨコナデする。凹面は工具を用いて丁寧にヨコナデし、調整痕の一単位は幅約２cmと細かい。側縁凹面側は幅約２cmのタテナデ調整を加えて平滑に仕上げる。凹面側狭端部と広端部は面取りされる。狭端部は1.1～2.2cmの幅で削られ、また、広端部も0.4cmの幅で削られる。そして、両端部ともに面取り後、ヨコナデされる。面取りが確認できた資料の隅部は欠損しており、端まで面取りが及ぶか不明である。広端面、狭端面ともケズリの後ヨコナデし、側面はケズリの後タテナデする。側縁凹面側の縁辺はナデによってやや鈍い稜をなす。なお、布目、ハナレズナ、コビキの痕跡は確認できなかった。焼成は硬質で、色調はいぶし焼により表面が黒色～銀黒色、断面が灰色を呈する。胎土はやや密で、１～２㎜大の長石・石英の細礫～極粗粒砂を少量含み、流文状の粘土縞が認められる。Ｈ８に該当する。平瓦の長軸は幅よりもやや長いが、いぶし焼の状態が比較的安定し銀黒色を呈することから、少なくとも中世後期の所産と考えられるが、厳密な年代的位置づけは不明である。

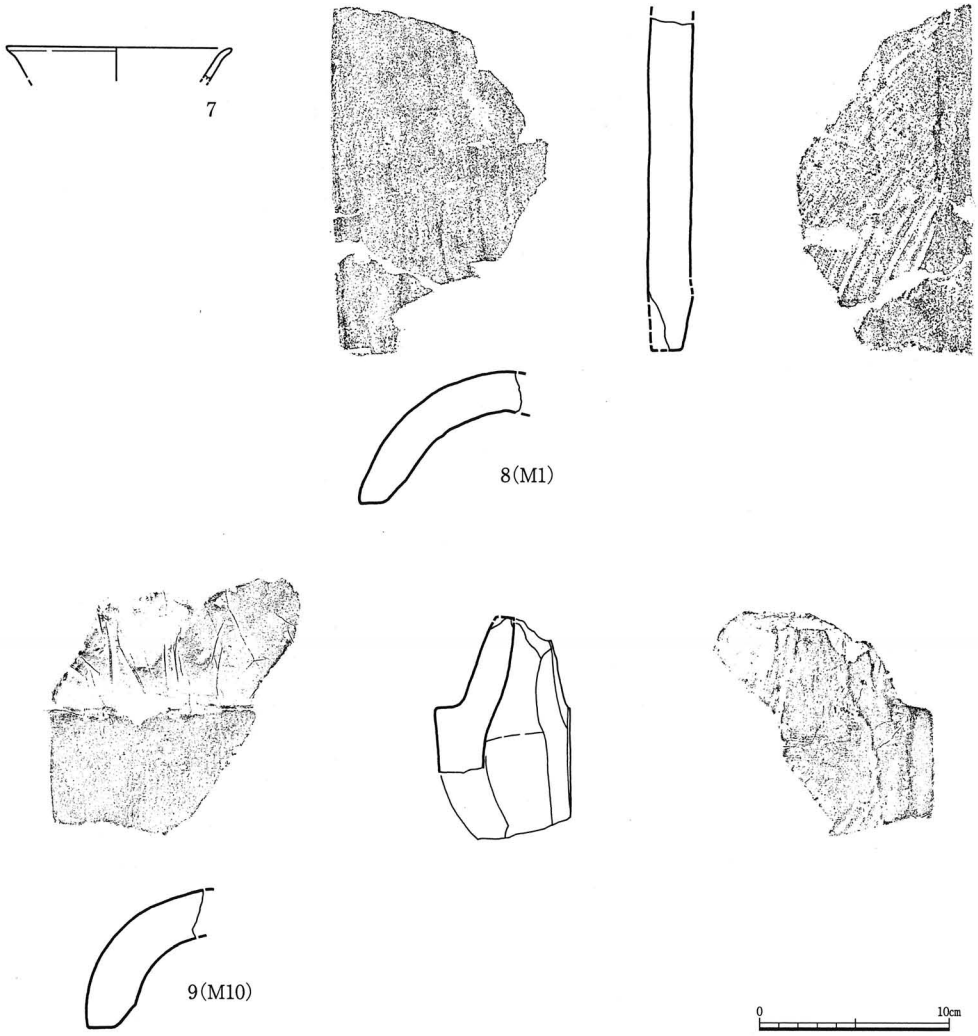

第15図　ＥＢＳ09－２第２調査区出土遺物実測図　堀Ｄ埋土（1/4）

（２）第１調査区　土塁⑤下層（第14図）

５・６は土塁⑤の下層で検出した曲輪上面から出土した。

５は丸瓦の破片で厚さ1.6cmを測る。凸面はタテナデされ、凹面にはコビキＡの痕跡が残る。両側縁凹面側の面取りは1.2cm幅で削られる。側面幅は0.8cmであり、側縁の断面形は鈍い。焼成は硬質で、色調はいぶし焼により銀黒色を呈す。胎土は緻密で、石英、長石、チャートの極粗砂を含む。規格や面取りの様相からＭ３に該当し、年代的位置づけは15世紀後半～16世紀と考えられる。

６は厚さ3.0cmを測る厚手の丸瓦の破片である。凸面は1.5cm幅の板状工具により丁寧なタテナデが施される。凹面にはコビキＡの痕跡と布目が認められる。両側縁凹面側の面取りは2.6cm幅で浅く削られる。側面幅は1.4cmであり、側縁の断面形は逆台形となる。側縁の面取り後、広端縁凹面も5.3cm幅で深く面取りし、さらに端部を３mm幅で端まで面取りする。厚さは３cmを測り、他の瓦に比べて大きい。焼成は硬質で、色調はいぶし焼により銀黒色を呈す。胎土は緻密で、石英、長石の極粗砂～中礫を含む。規格や面取りの様相か

らＭ７に該当し、14世紀の所産と考えられる。

（３）第２調査区　堀Ｄ埋土（第15図）

７～９は堀Ｄの埋土から出土した。

７は白磁の端反り皿である。口縁のみが残存し、復元口径は11.6cmである。中国製とみられ、16世紀後半の所産である。

８は丸瓦の破片で厚さ2.2cmである。凸面はタテナデが施され、ナデの下には縦方向の縄目タタキがわずかに残る。凹面にはコビキＡの痕跡が残る。両側縁凹面側の面取りは1.7cm幅で浅く削られる。側面幅は1.5cmを測り、側縁凹面側の面取り幅との割合はほぼ１対１となり、側縁の断面形は鈍い逆台形となる。側縁の面取り後、広端縁凹面も2.6cm幅で面取りする。焼成はやや軟質で、色調は黒褐色を呈す。胎土は緻密で、石英、長石の極粗砂～細礫を含む。Ｍ１に該当する。中世の所産であるが、詳細な時期は不明である。

９は有段の丸瓦で残存長11cm、残存胴部長６cm、玉縁部長５cm、胴部の厚さ2.3cm、玉縁部狭端側復元幅６cmである。胴部凸面は、縦方向の縄目タタキの後、ヨコナデ調整される。ナデ調整が弱いため縄目が比較的明瞭に残る。また、玉縁部凸面はヨコナデされる。凹面にはコビキＡの痕跡と布目が認められるが、破片のため吊り紐痕の有無は不明である。胴部側縁凹面側の面取りは、胴部から玉縁部にかけて1.5cmの幅で一気に削る。さらに、側面とこの胴部側縁凹面側の面取りでできた稜を胴部狭端から玉縁部にかけて部分的に削る。玉縁側縁凸面を面取りするが、胴部狭端に及ばない。側面幅は1.2cmである。玉縁端凹面は７mm幅で弱く面取りされる。また、各縁辺は面取り調整されない。焼成はやや軟質であるが、いぶし焼により表面色調は黒色化し、断面は灰白色を呈する。胎土はやや密で、長石・石英の極粗粒砂を少量含む。M10に該当し、厳密な年代的位置づけは不明である。ただ、丸瓦玉縁側縁凸面側の面取りが胴部狭端に及ばないことから、14世紀後期以前の可能性がある。

（３）第２調査区　堀Ｄ底部地山上面（第16・17図）

10～15は堀Ｄ底部地山上面から出土した。

10は軒丸瓦でＮＭ１に該当する。瓦当の大半が欠失しているため瓦当文様の全容は明らかでないが、巴文の巴尾の一部が確認でき、内区は右巻きの三巴文と判断できた。外区には突線で二重の圏線が巡らされ、その間に復元で24個の珠文が配される。欠損のため巴の尾が圏線につくかは不明である。また周縁部も欠失しており、施文された文様等は不明である。瓦当直径は不明で、瓦当厚は２cm、丸瓦を含めた残存する全長は38.4cmを測る。接合する丸瓦はＭ９で、全長37cm、胴部長32cm、玉縁長６cm、胴部高９cm、胴部の厚さ2.5cm、胴部広端幅15cm、胴部狭端幅15cm、玉縁部広端側幅12cm、玉縁部狭端側幅９cmである。丸瓦は瓦当裏面の上端に貼り付け、凸面と凹面から粘土を補填して接合する。瓦当の周縁は、

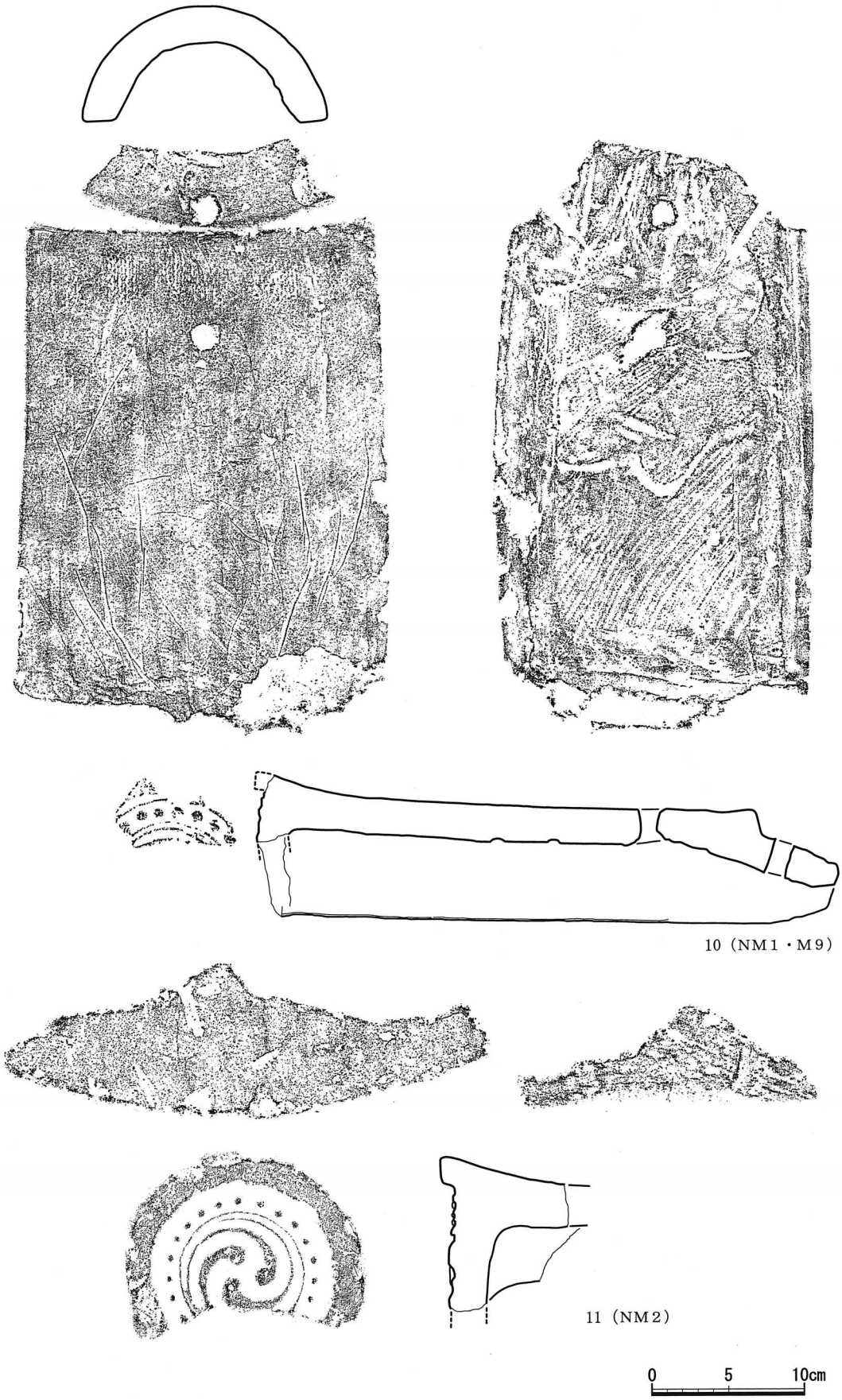

第16図　ＥＢＳ09－２第２調査区出土遺物実測図　堀Ｄ底部①（1/4）

凸面側の補填の粘土をもちいて形成しているようで、瓦当側面にヨコナデが施される。一方、凹面補填粘土は丸瓦凹面に添って横方向の円弧状に撫で付けられる。また、丸瓦貼り付け時には、丸瓦広端部および広端面にはキザミなどの接合補強の調整がなされていない。

丸瓦部には、直径1.7～1.8cmの釘穴が胴部狭端側と玉縁部の２ヶ所に穿孔される。玉縁部の釘穴は焼成前に凸面から施されているのに対し、胴部のものは焼成後に凸面側から穿たれている。この焼成後の釘穴は本資料が再利用された可能性を示唆するものといえる。丸瓦Ｍ９の凹面には布目と２本の吊り紐痕が認められる。この２本の吊り紐痕には、紐が粘土に直接当たって形と撚り目の転写が見られる部分と、紐と粘土の間に布を介することで紐の形と布目の転写が見られる部分がある。これは丸瓦の型に被せた布袋に、紐が内側と外側を交互に通して縫いつけられたものであることを示す（以後、「内外通し縫い」と呼ぶ)。そして、布袋の外側に綴じ付けられる紐が内側のそれに対して長いことから、14世紀前葉から中葉の所産と考えられる。焼成は硬質で、いぶし焼による炭素吸着によって色調は外面が黒色、断面は灰白色を呈する。胎土はやや密で細礫～極粗粒砂を含む。

11は巴文軒丸瓦でＮＭ２に該当する。内区に右巻きの三巴文を施し、その外側に突線で一重の圏線を巡らせて内区と外区を区切る。外区は、一重圏線の外側に復元で23個の珠文を配する。巴文の巴頭は丸く、各々離れている。巴尾は、後ろの巴の半分の長さまで伸びるが、圏線につかない。周縁は素文の直立縁である。瓦当直径が復原で15.2cm、瓦当厚は2.4cmである。丸瓦を含めた残存する全長は10cmを測り、接合する丸瓦がほとんど欠失しているため、接合する丸瓦の型式認定は不可能であった。丸瓦は瓦当裏面のやや上端に貼り付け、丸瓦凸面と凹面の双方に粘土を補填して接合する。凸面部補填粘土には丸瓦部から連続して板状工具によってタテナデが施され、丸瓦凹面と瓦当裏面の接合部には円弧状に軽くナデを施す。さらに、瓦当裏面と丸瓦側面の接合部のなす角度は直角にはならず、丸瓦広端部側面に粘土が加えられて滑らかなカーブを描いて瓦当裏面につながる。残存する瓦当裏面には全体にヨコナデがみられる。なお、丸瓦凹面は摩滅して不明瞭だがわずか布目が確認できる。しかし、破片のためコビキの痕跡の有無は不明である。焼成は硬質で色調は灰白色を呈し、胎土はやや粗く石英と長石の極粗粒砂を多く含む。中世の所産として位置づけられるが、厳密な時期については不明である。

12は丸瓦の破片で厚さ1.7cmを測る。凸面は摩滅が著しく調整は不明である。凹面はコビキＡの痕跡が認められる。両側縁凹面側の面取りは2.0cm幅で削られる。側面幅は1.0cmであり、側縁の断面形は鈍い逆台形となる。側縁の面取り後、広端縁凹面も4.4cm幅で面取りする。焼成は軟質で、色調は淡褐色を呈す。胎土はやや粗く、石英、長石の極粗砂～中礫を含む。規格や面取りの様相からＭ１に該当する。詳細な時期は不明であるが、中世の所産である。

13は丸瓦の破片で厚さ2.4cmを測る。凸面は縦方向の縄目タタキの後、ヨコナデが施される。凹面にはコビキＡの痕跡が残る。両側縁凹面側の面取りは2.3cm幅で削られる。側

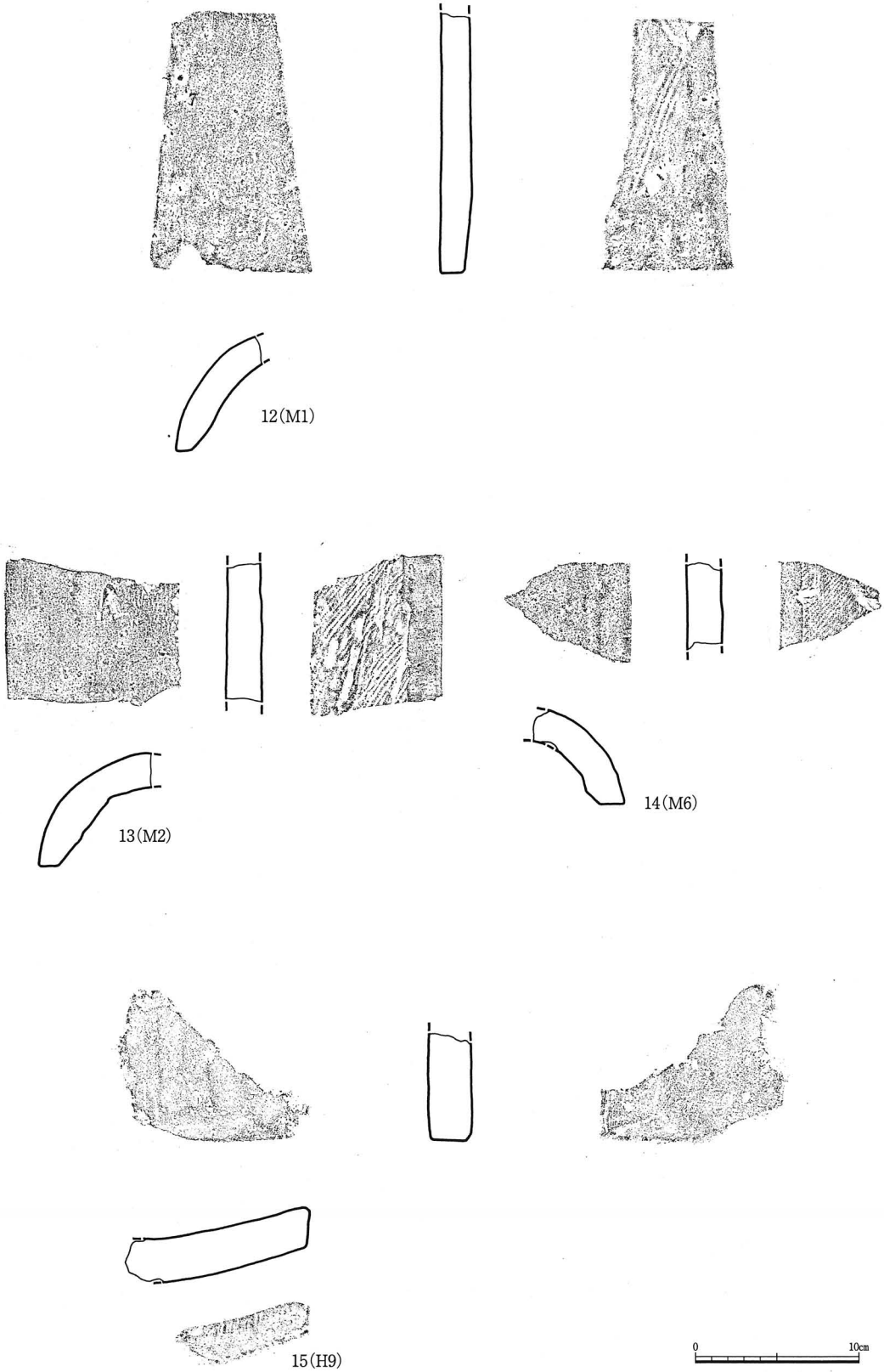

第17図　ＥＢＳ09－２第２調査区出土遺物実測図　堀Ｄ底部②（1/4）

面幅は1.3cmを測り、側縁の断面形は鈍い逆台形となる。焼成は硬く焼きしまり須恵質となるため、色調は青灰色を呈す。胎土は緻密で、石英、長石の極粗砂～細礫を含む。面取りの様相からＭ２に該当し、15世紀後半～16世紀の年代が考えられる。

14は丸瓦の破片で厚さ2.2cmを測る。凸面はタテナデが施される。凹面にはコビキＡの痕跡とわずかに吊り紐痕跡が残る。両側縁凹面側の面取りは1.3cm幅で削られる。側面幅は1.5cmと面取り幅より広く、側縁の断面形は方形に近い逆台形となる。焼成は硬く焼きしまり須恵質となるため、色調は青灰色を呈す。胎土は緻密で石英、長石の極粗砂～細礫を含む。面取りや焼成からＭ６に該当し、年代は14世紀に位置づけられる。

15は平瓦の破片で厚さ2.5cmを測る。凸面は工具を用いて粗いタテナデが施され、ナデの下には部分的に布目が残る。凸面側縁辺には凹型台使用によるバリが部分的に残る。側面はタテケズリの後タテナデされ、凹面側縁辺部はタテナデによりやや丸みを帯びる。凹面はタテナデ調整され、凸面にはハナレズナが認められる。広端面はケズリの後、ヨコナデされる。ナデの下には平行タタキのような痕跡が凹面側縁辺部に残る。焼成はやや硬質で、色調はいぶし焼により黒色を呈す。胎土は緻密で石英、長石の極粗砂～細礫を含む。規格や調整からＨ９に該当する。中世に年代的位置づけは可能であるが、詳細な時期は不明である。

7　まとめ

（1）堀内障壁

第２調査区で検出された堀内障壁について、烏帽子形城の縄張図における位置付けとその技術的系譜について、以下述べることとする。

＜縄張図における位置づけ＞

まず堀Ｄで検出された堀内障壁は、堀底内に1.5mの段差を設けたもので、その検出地点は、堀Ｄにおいて重要な地点である。そこは堀Ｄが南から東へと堀幅を大きく変えながら直角に折れる屈曲部にあたると同時に、曲輪Ⅱと土塁③が堀内へと張り出す位置にある。そのため堀底から頭上を見上げると、左右から曲輪と土塁が覆いかぶさってくるような気配がある。このような地点に築かれた堀底内の遺構は、それだけで敵を退散させるものではないが、敵の足を一時止めるには十分であり、敵が足を止めた時には、頭上に迫っている曲輪や土塁から容易に攻撃できたと思われる。なお、土塁③上では直径0.6mの焼土坑（ＳＫ１）が検出されている。遺構保全のため掘削は行っていないが、検出面では堀形が熱を受け赤褐色に変色し、埋土にも焼土が含まれていた。のろし穴の可能性など土塁上での活動を示唆するものとして重要である。

調査地がある城の南東は緩斜面であり、このような弱点を補うために、土塁や横堀・堀切がめぐらされ、強固な作りになっていたことが従来指摘されていた。今回調査した堀内障壁は、南東斜面の防御性をさらに高めていたことがうかがえ、土塁上の焼土坑も含めて、

城のコーナー部における防御施設の一端が明らかとなった。

なお、調査地に隣接する曲輪Ⅱと土塁③の標高が同じ176mであることから、山頂部から南東部にのびる尾根を堀切で遮断することによって、堀Ｄは造成されたとする見解がある（垣内2011）。この想定にしたがって、堀Ｄ東半部の前段階に堀切が存在したとすると、堀切と新たに掘削した堀Ｄ西半部の接続部において不連続が生じ、その痕跡が堀内障壁とも考えられる。この想定では堀切や堀Ｄを掘削した土の処理の問題が残るが、改修履歴をもつ烏帽子形城の変遷を考える上で、一仮説として想定しうる。

＜技術的系譜＞

一般に堀内障壁とは敵の堀内での移動を制限し、敵に対して攻撃を容易にするために堀内に設けられた施設の総称である。堀内障壁には本城の例のように堀底に段差を設けたもの、堀に直交する形で堀内を畝で仕切る畝堀、畝が縦方向にも横方向にも発達し障子の桟のように畝で仕切られた堀障子がある。このうち畝堀・堀障子は関東地方の城郭に多く、特に山中城（静岡県三島市）や小田原城（神奈川県小田原市）など後北条氏が築城した城郭に多い。そのため後北条氏の築城技術と考えられてきた。また、これらの施設は平城の水堀内に設けられ、水位を保つ機能も併せ持ったものも多い。近隣の堀障子の事例としては、二条城（京都府京都市）、大坂城（大阪府大阪市）、狭山藩陣屋跡（大阪府大阪狭山市）、大和郡山城（奈良県大和郡山市）などがあげられるが、いずれも平城であり、本城とは様相が異なる。

一方、本城の堀内障壁は空堀内に段差を設けたものであり、後北条氏の影響は考えにくく、関東で発達した畝堀や堀障子とは別系統のものと考えられる。本城の類例としては、峯治城（三重県津市）、菊永氏城（三重県伊賀市）、力尾城（三重県菰野町）、西尾城（愛知県西尾市）があげられる（注１）。力尾城では丘陵をめぐる横堀内の堀底に、枡を段違いに配置したような堀底施設が見つかっており、本城と類似した様相を示す（三重県埋蔵文化財センター2001）。

（２）曲輪の変遷（第18図）

第１調査区において、曲輪から土塁への改修痕跡が確認された。以下、土塁⑤の築造の問題と土塁下の曲輪の評価、大手口の問題について述べることとする。

＜土塁④・⑤の築造＞

土塁⑤の下層において、西から東へと下がる地山に対して盛土を行い造成した平坦面が検出され、土塁④と同じくかつて曲輪であった場所の縁辺部に土塁が築かれていたことが明らかとなった。出土遺物を見ると、土塁④下層と土塁⑤下層からは、Ｍ３の丸瓦（第14図）が出土している。つまり、曲輪の東側に同型式の瓦が堆積した後、土塁④・⑤が構築されていることから、土塁④・⑤はほぼ同時期に造成されたと考えられ、土塁に並行する

堀Ｆ、堀Ｈも同時期に造成された可能性が高い。造成の時期は丸瓦の年代から16世紀後半以降と考えられる。一方、文献史料においても、天正12年（1584）の秀吉の紀州攻めを契機とする中村一氏の改修を示す史料（『宇野主水日記』）と時期が一致する。

土塁④・⑤及び堀Ｆ・Ｈは曲輪Ⅰ・Ⅱの規模に対して巨大であり、これらの造成は烏帽子形城において大規模な造成であったと言える。このような規模の施設は、周辺の城郭にも認められず、地域内で発達したものとは考えがたく、在地領主層よりもさらに上位権力の介在によって行われたと想定され、天正12年の中村一氏の改修はこれを裏付ける一史料となりうる。

このように土塁④・⑤は中村一氏の改修によって築造されたと考えられるが、土塁④・⑤では築造方法が異なる。土塁④では固くしまった薄い水平堆積の版築が認められたが、土塁⑤では版築は見られず、しまりの悪い堆積であった。このような築造方法の差は、築造時期や築造集団の差を示すと考えられるが、築造時期をどちらも中村一氏の改修とすると、築造集団の差を示していることになる。『宇野主水日記』によると中村一氏の改修時には、本願寺の教如や益田長盛から鋤を多数贈られており、築造集団の差を考えるうえで示唆的である。また改修当時、岸和田城主であった中村一氏が大規模な土木作業をする場合、おそらく在地の国人領主たちも動員されたと思われ、複数の集団で大規模改修を行ったことが土塁の築造方法の差として現れた可能性がある。

＜土塁下の曲輪＞

一方、土塁⑤下で検出された曲輪であるが、調査地付近の堀Ｈの堀底がやや広くなっている点など現地表の観察から想定される規模は10×５ｍと考えられ、標高は161ｍである。また測量図から作成した縄張図を見ると、今回検出した曲輪の背後である土塁④の斜面上にも小さな平坦面が２段ある。下段の平坦面は標高165m、上段の平坦面は標高167ｍを測る。上段の標高は土塁④の下で検出された曲輪の標高とほぼ等しく同一の平坦面と考えられる。これらから土塁④・⑤が築造される以前には、山の傾斜に沿って階段状に小規模な曲輪が展開していた城の姿があり、中村一氏の改修によって、小規模な曲輪の上に横堀と土塁が構築され現在の姿になったと思われる。さらに曲輪Ⅰの下層で検出された平坦面は南北で２つに分かれており、改修によって曲輪が統合されて大型化したことが明らかになっている。

これらから、自然地形に沿った曲輪群から地形を改変して大規模な土塁や堀を構築する城の改修は、局所的に行われたのではなく、城全体で行われたと言える。

＜大手口＞

第１調査区は土塁⑤の切れ目において、大手口の有無を確認するために調査を行った。しかし、大手口を示す遺構は検出されず、また土塁の土層断面を観察すると、切れ目の北

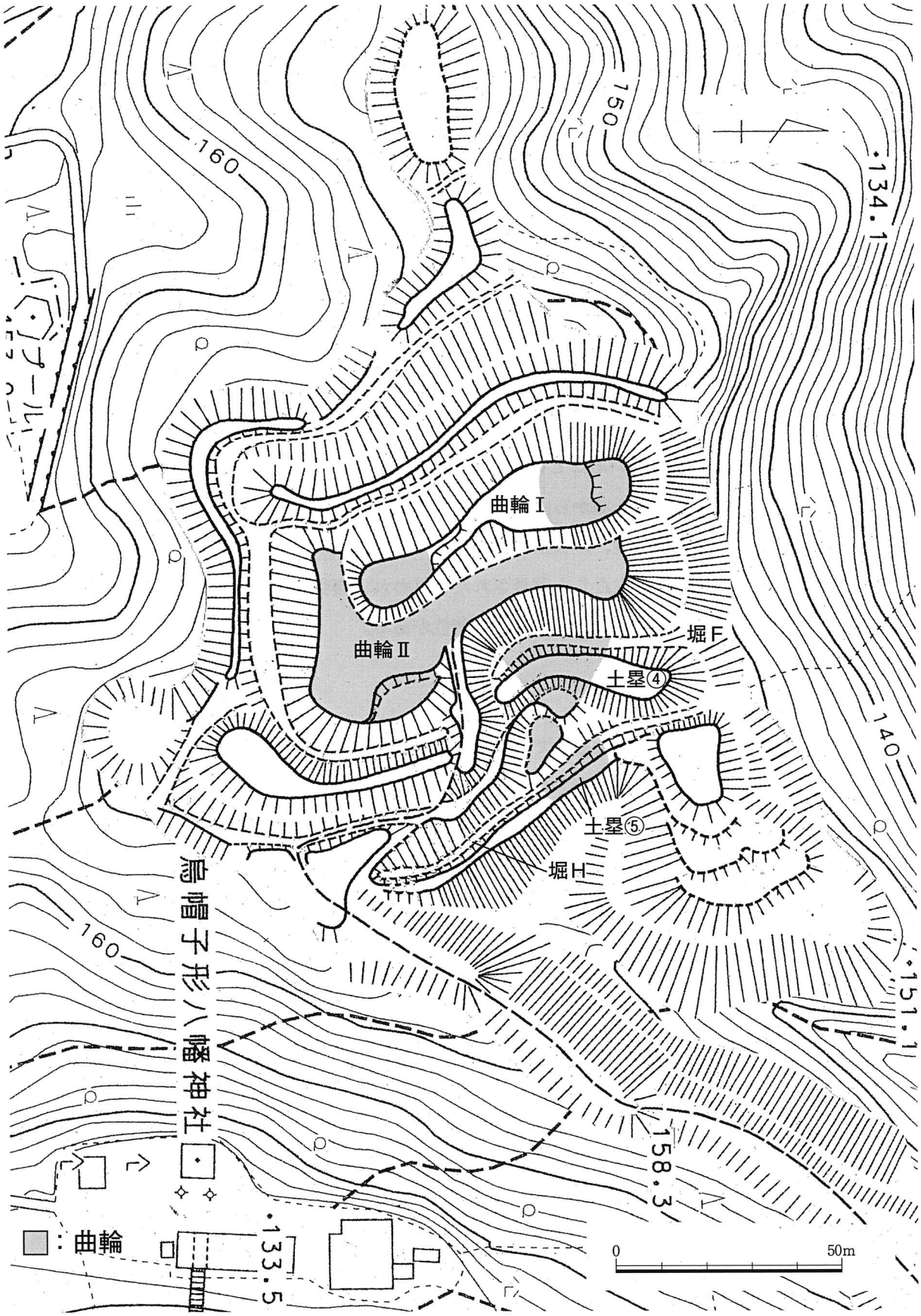

第18図　改修前の烏帽子形城曲輪配置図（1/1250）

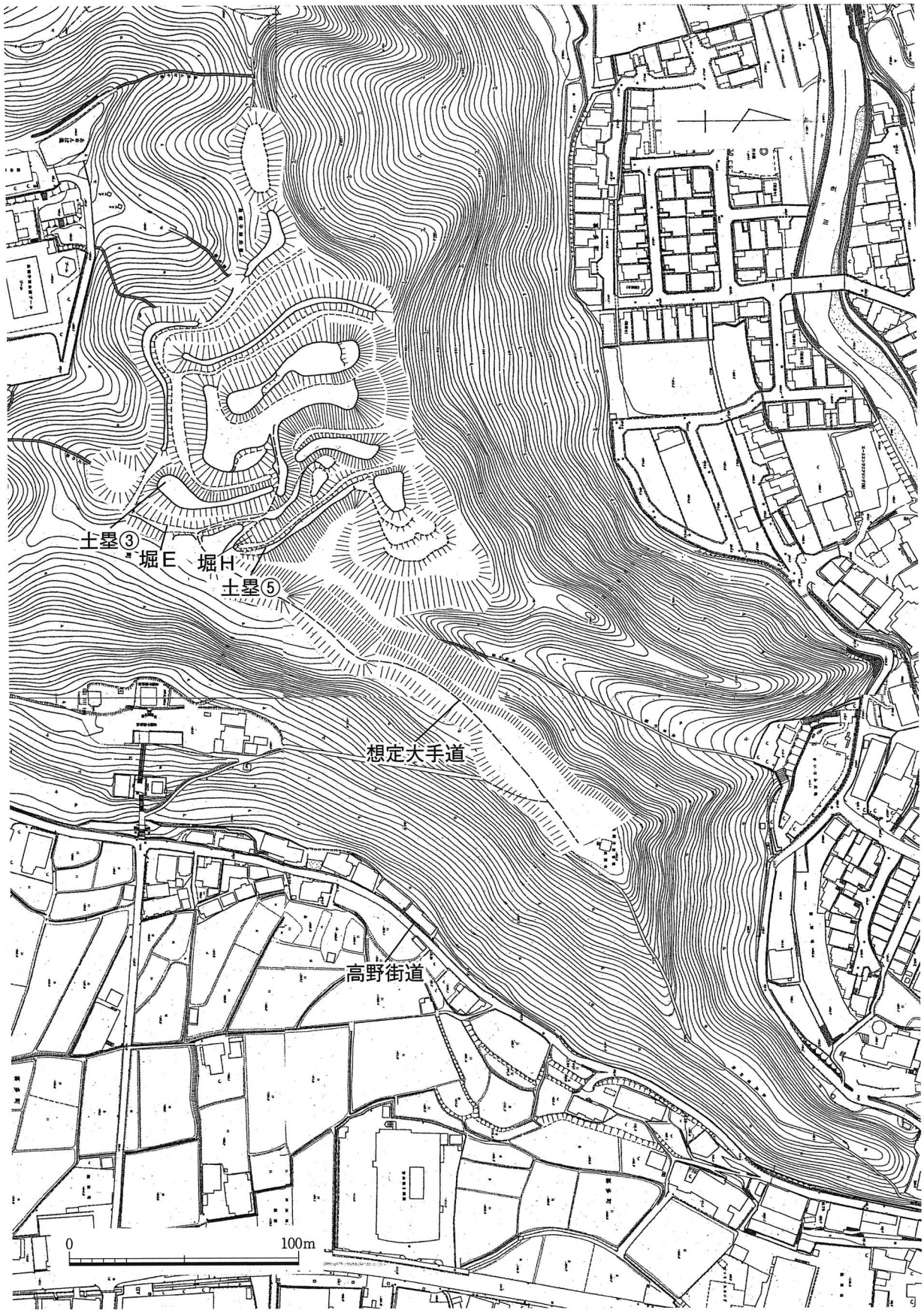

第19図　大手道復元想定図（1/2500）

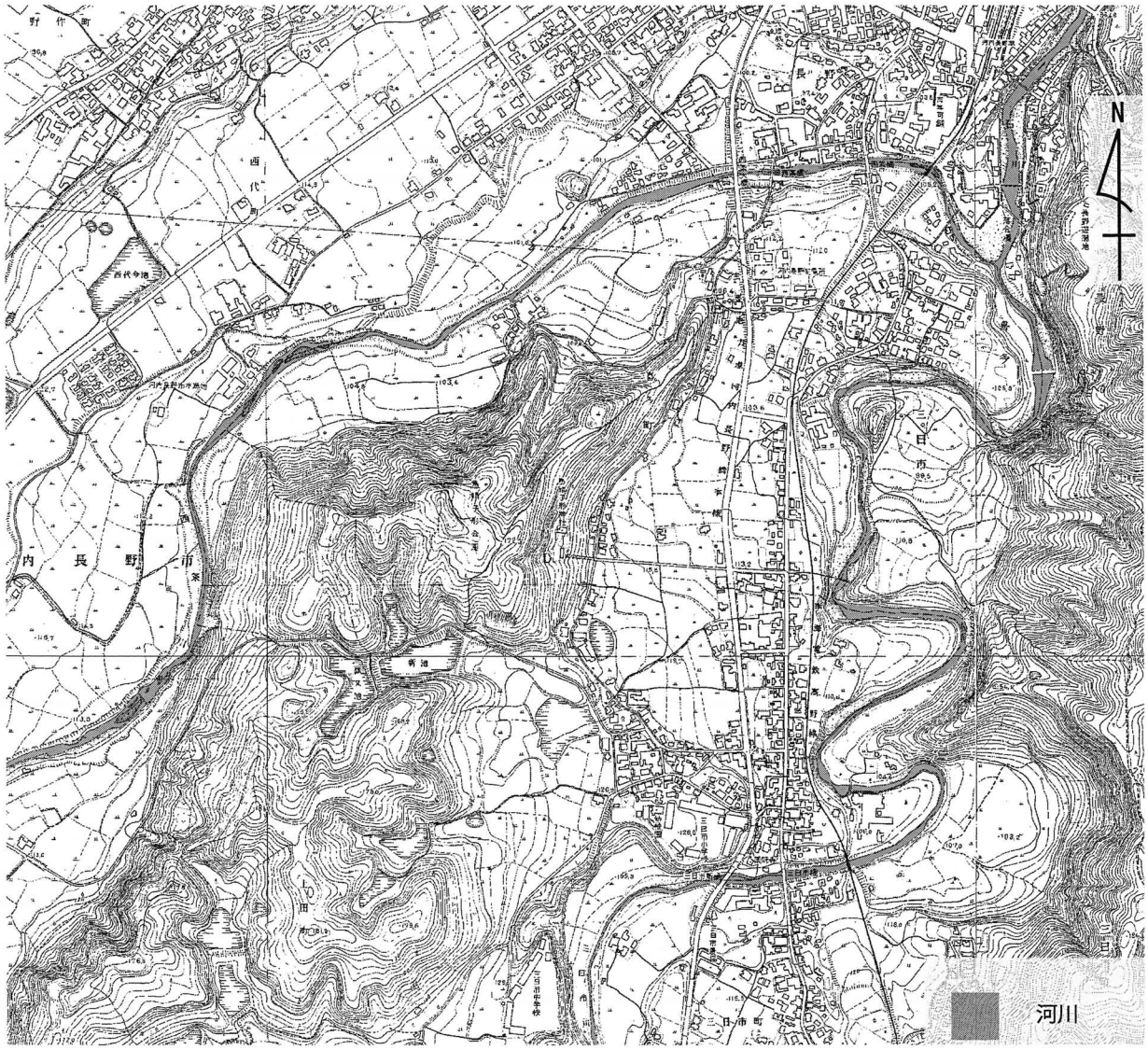

第20図　烏帽子形城跡周辺地形図（1/10000）
大阪府公文書館所蔵「大阪府管内地形図・昭和36年測量」に加筆

側と南側で同一の堆積が観察された。さらに土塁⑤は版築を伴わない築造であることからも、後世に土塁の一部が崩れたため土塁の断絶が生じたものと思われる。また調査地より約30m南の土塁⑤においても約８ｍにわたって土塁が谷側へ崩れており、同様の現象と思われる（注２）。また調査地付近には枡形など入口を防御する施設が認められないことからも、今回の調査地は大手口の可能性は低いと考える。

（３）大手道（第19・20図）

第３調査区では大手道の確認を目的として調査を行ったが、道などの造成面は検出されなかった。以下、北東側谷筋の評価と大手道の問題について述べることとする。

＜北東側谷筋＞

烏帽子形城を攻撃する観点で城内に接近するルートを考えると、西は石川に接し、石川沿いに低地が広がる北側は切岸が施された急崖であるため、西側と北側からは容易には接

近できない。東は切岸もなく緩斜面が広がるが、烏帽子形八幡神社があり、寺社に対する畏怖の念が強かった当時においては精神的に攻めにくい斜面であったと思われる。南は丘陵の尾根が続くが、東西にのびる大きな谷が堀切の役割を果たしている。このような中で、北東側から城内へとのびる谷筋は、最も容易に城内へと接近できるルートとなっている。

しかし、一見容易に見えるこの谷筋には、攻撃されやすい弱点を補うべく様々な防御の工夫がなされている。谷の両側斜面は切岸となっているため、尾根上へ登ることは困難であり、谷頭へと進むしかないが、谷頭はアテマゲによって見通しが遮断される。アテマゲを過ぎると谷底幅が狭くなり、再び谷幅が広くなる谷頭に至ると、正面は比高７ｍを超える土塁⑤が立ちはだかるように現れ、谷全体で防御性が高められている。このため、大手道というよりはむしろ敵をおびき寄せて攻撃するようなルートと言える。もちろん登城道は複数あり、この谷筋もその一つとして機能していたと思われる。谷の入口部で行った昭和61年度の調査において中世の土師皿や政和通宝が出土しており、谷の利用までは否定できない。ただ、城の東を走る高野街道と接点がなく、大手道とは積極的に想定しがたい。

＜大手道＞

では大手道をどのように考えるかであるが、大手道が城下と城を結ぶ道である以上、まず城下の場所を考えなければならない。烏帽子形城の城下については、かつて発掘調査や文献史料、小字名などから城の北東に位置する大日寺遺跡周辺を想定した（小林2011）。ここでは大日寺遺跡から烏帽子形城の東側尾根を通るルートを大手道とする可能性を指摘しておく。

大日寺遺跡と東側尾根の接点付近には高野街道がはしり、現在も「カンショカケ」や「別久神上掛け」などの小字が残っている。これらの小字は村の入口や境界で疫病の侵攻を防ぐために行われた綱かけ神事の名残であり、高野街道に接して何らかの入口の存在を意識させる。ここから東側尾根上へ上がり城内へと向かうと、堀切もなく尾根と城の接点までたどり着く。現在、公園の遊歩道の設置によって改変されているが、当時の堀Ｈと土塁⑤は遊歩道を超えてさらに南側まで延びていたと思われ、これらを迂回する形で堀Ｅへ入り、堀Ｅから土橋を渡って曲輪に至るルートを大手道と考えたい。この場合、導線の複雑な折れにより曲輪への見通しが悪く、堀Ｈと堀Ｅの食い違いも効果的なものとなる。また先述した土塁③も堀Ｄの堀内障壁への攻撃拠点となるだけでなく、大手道の折れ部に対する攻撃の支点ともなり効果的な場所に位置することになる。

城の構造の問題は地表からの観察だけでは限界がある。問題意識をもった発掘調査や地元に残る資料収集など継続的な総合調査が不可欠であり、今後の課題である。

注１：中井均氏のご教示による。

注２：本稿執筆時に土塁①の土層観察を行ったところ、造成方法は土塁⑤と同じく版築は確認されなかった。また土塁①にも土塁が大きく崩落している場所が３ヶ所あり、土塁⑤と現況も類似する。

第２節　烏帽子形城跡（ＥＢＳ10－１）

１　調査に至る経緯と目的（第21図）

本調査は市指定史跡（現国指定史跡）である烏帽子形城跡について、今後の保存・活用のための基礎的な資料を得るために行った。本城の北東部に続く尾根には、数段のテラス状の地形が尾根筋に沿って認められ、堀の外側に展開する捨て曲輪の可能性が指摘されていた（中井2001）。本調査ではこれらのテラス間の段差が最も大きい箇所を選定し、切岸など人工的な造成の有無の確認を目的として調査を行った。

調査地付近の地形を詳述すると、調査地が立地する尾根は土塁④の北東隅から北東へ向かって標高が下がる尾根である。尾根の付け根にあたる土塁④との接点は、堀切Ｇを設け城内と遮断している。堀切Ｇの外側には標高167m、南北10m×東西15mの平坦面が広がる。この平坦面を西端、最高所、最大規模として、東へと階段状に標高を下げながら平坦面が４段続く。これらの平坦面より東は北側も南側も切岸となっているため、やせ尾根となって東へのびる。調査地は標高162.7mをはかり、西から数えて３段目と４段目の段差にあたる。

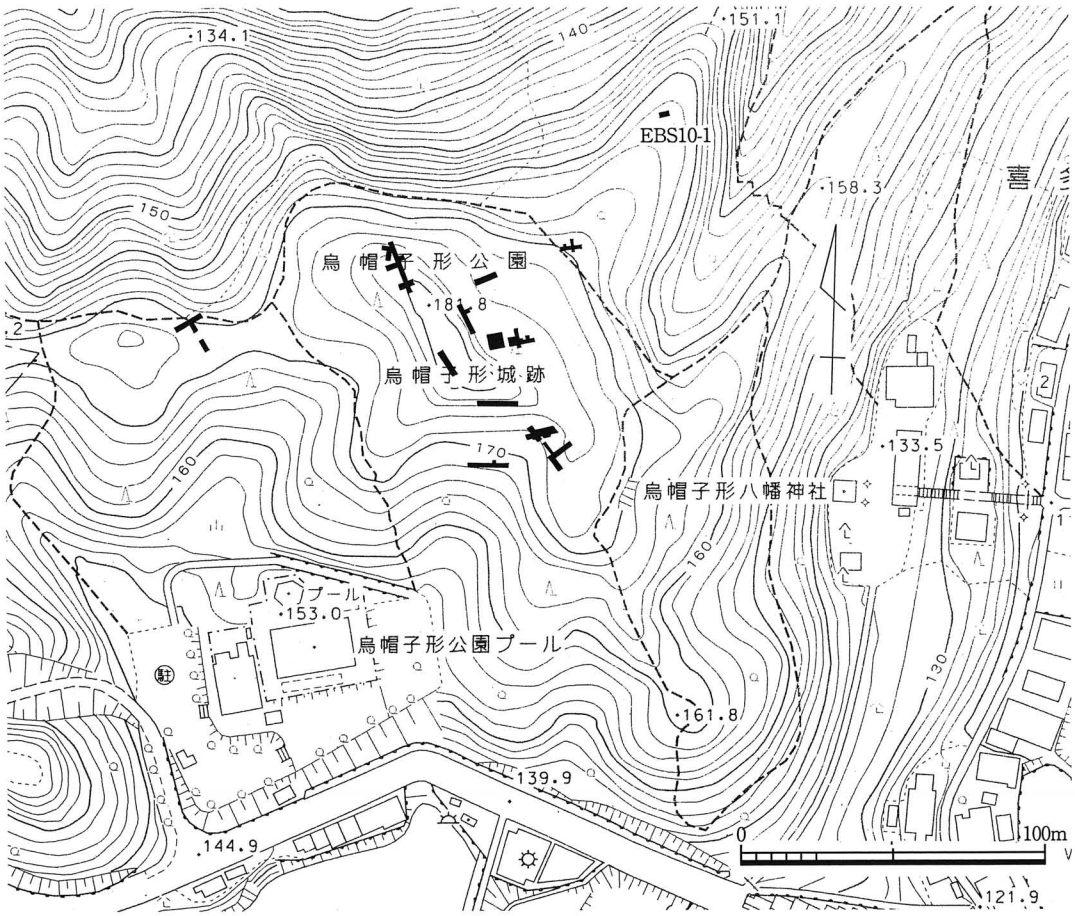

第21図　ＥＢＳ10－１調査区位置図（1/2500）

2　調査の方法と層序（第23図）

調査は平成22年６月10日に開始し、平成22年６月18日に終了した。調査では、まず調査区周辺の落ち葉の除去と除草を行い、現状での写真撮影を行った後、人力により遺構面まで掘り下げ、遺構の検出を行った。遺構平面図は50分の１の縮尺で平板測量により作成し、一方で、調査区壁で土層の観察を行い、20分の１の縮尺で土層断面図の作成を行った。

基本層序は現地表から表土である黒褐色細砂混じりシルト（１層・層厚20cm)、褐色細砂（２層・層厚30cm)、明黄褐色シルト（３層・層厚40cm)、明褐色シルト（４層・層厚25cm)、明黄褐色シルト（５層・層厚30cm)、明褐色シルト混じり細砂（６層・層厚20cm)、明黄褐色細砂混じりシルト（７層、９層・層厚30cm)、地山である。

3　調査の結果（第22図）

当初想定された人工的な盛土や切岸などの施設は検出されず、地山も比高差0.5m、傾斜角度も20度と緩やかなものであった。

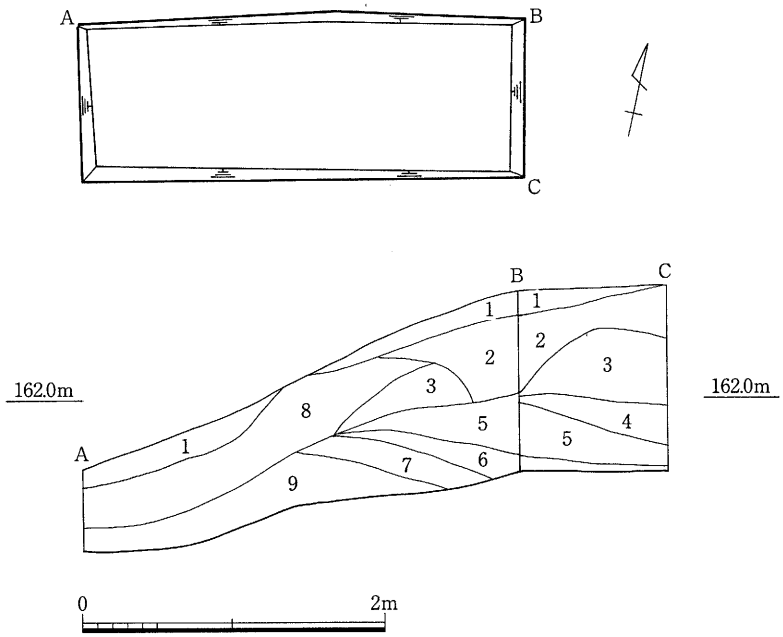

① 10ＹＲ　2/3　黒褐色　細砂混じりシルト（表土）
② 10ＹＲ　4/4　褐色　細砂
③ 10ＹＲ　6/6　明黄褐色　シルト
④ 7.5ＹＲ　5/6　明褐色　シルト
⑤ 10ＹＲ　6/6　明黄褐色　シルト（地山ブロック含む）
⑥ 7.5Ｙ　5/8　明褐色　シルト混じり細砂
⑦ 10ＹＲ　6/6　明黄褐色　細砂混じりシルト（地山ブロック多く含む、マンガン含む）
⑧ 10ＹＲ　5/4　にぶい黄褐色　シルト混じり細砂
⑨ 10ＹＲ　6/6　明黄褐色　細砂混じりシルト

第22図　ＥＢＳ10－１平面図（1/50)、第23図　ＥＢＳ10－１土層断面図（1/50)

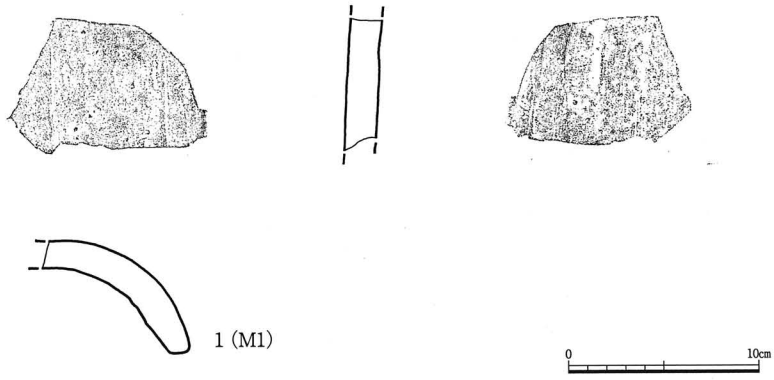

第24図　ＥＢＳ10－１出土遺物実測図（1/4）

4　遺物（第24図）

本調査では表土直下から丸瓦が１点出土した。１は無段の丸瓦である。凸面は縦方向の縄目タタキの後、粗くタテナデを施し、丁寧なヨコナデで仕上げる。凹面は布目が残る。両側縁凹面側は1.1～1.9cm幅で非常に浅く面取りされ、側縁の断面形は方形に近い。焼成は硬質で、色調は灰白色を呈す。胎土は緻密で、１～３mm大の石英、長石、チャートを含む。Ｍ１に該当し、中世の所産と考えられる。

5　まとめ（第25図）

本調査では人工的な造成が確認されず、城内の普請とは様相が大きく異なっていた。したがって副次的に曲輪として利用した可能性までは否定できないが、常時維持管理していた曲輪ではないことが明らかとなった。すなわち、堀Ｇ・Ｈを境に城内と城外に明確に隔たれていたことになる。しかし、城外にも烏帽子形山内には今回調査したような平坦面が複数あり、これらの平坦面について、以下述べることとする。

＜城外の平坦面＞

第25図は城外の平坦面を図示したものである。平坦地１～４は東側尾根上にあり、平坦地１は私有地のため踏査できていないが、平坦地２・３は10×３ｍと小規模な平坦面ではありながらも、西側の谷の入口部、北の長野方面、東の高野街道を見下ろすことができる。

平坦地４は現在の古墳広場にあたり、60×20ｍと平坦面の規模も大きく、北の金胎寺城を見通すことができる。昭和63年度に発掘調査を行ったが、中世城郭に関連する遺構・遺物は検出されなかった。

平坦地５・６は現在竹林に視界を遮られ眺望は確認できなかったが、20×20ｍの平坦面が広がる。ただし、南へ傾き削平も甘い。

平坦地７・８は現在のものみの原広場とお弁当広場にあたる。平成10年度に発掘調査を行ったが、近世の遺物が出土したのみで、城郭遺構や中世の遺物は確認されなかった。し

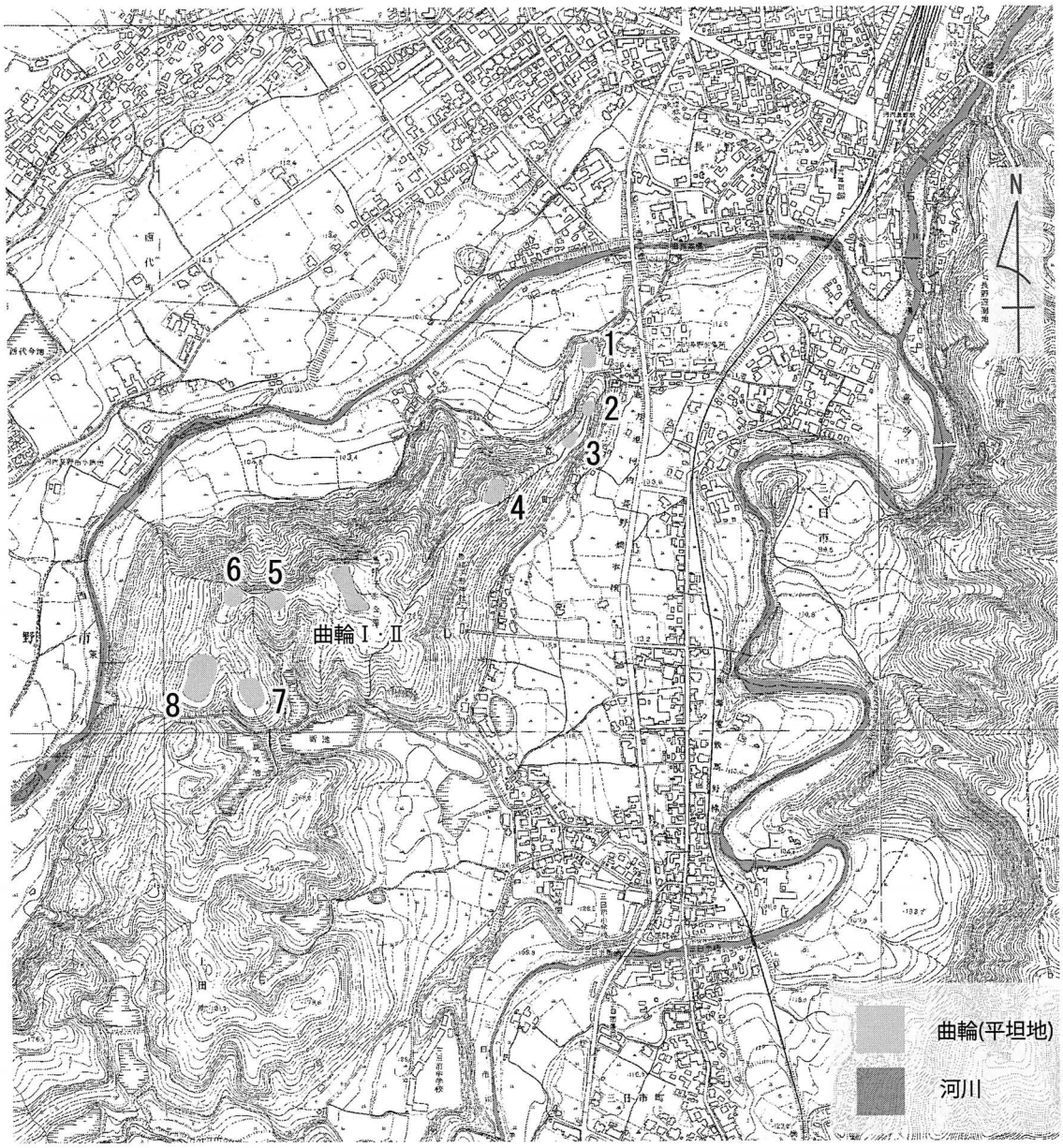

第25図　烏帽子形城跡周辺地形図（1/10000）
大阪府公文書館所蔵「大阪府管内地形図・昭和36年測量」に加筆

かし、眺望は優れ、西の高向方面だけでなく、仁王山城があった日野や金剛寺方面まで見渡すことができる。

これらの平坦面はいずれも規模が小さい点や、削平が甘い点など曲輪としては未発達な面もあるが、「眺望がよい平坦地」、「兵の駐屯が可能な平坦地」であることから、曲輪Ⅰ・Ⅱとあわせて副次的に曲輪として利用した可能性や、曲輪Ⅰ・Ⅱより古い段階の城の痕跡である可能性を指摘しておきたい。

第３節　烏帽子形城跡（ＥＢＳ10－３）

１　調査に至る経緯と目的

当該調査は、市指定史跡（現国指定史跡）である烏帽子形城跡を保存し、将来的に国指定史跡として活用を図るための基礎資料を得ることを目的として実施した。

曲輪Ⅰおよび曲輪Ⅱについては昭和63年度に調査が行われ、特に曲輪Ⅰにおいては数棟の瓦葺きの礎石立建物跡を検出するなどの成果を得た。曲輪の周囲には、曲輪を巡る横堀や土塁、尾根筋には堀切の存在が現地表の観察から想定されている（第３図）。

このような想定を起点として、これらの本来的な形状や上面における遺構の有無を確認する必要性が高まり、平成17年度より発掘調査を実施している。平成17年度は曲輪の西側に伸びる尾根筋に位置する堀切と、曲輪Ⅱの東側に位置する堀Ｆと土塁④の調査を実施した（ＥＢＳ05－４）。平成18年度には、土塁③南側の上部およびその上部から堀Ｄの肩部にかけて調査した（ＥＢＳ06－１）。平成19年度には、前年度に引き続いて堀Ｄの肩部から堀底にかけて調査を行った（ＥＢＳ07－２）。そして、平成20年度は、平成19年度の調査区を南西方向にさらに拡張した（ＥＢＳ08－１）。平成21年度は、ＥＢＳ07－２調査区とＥＢＳ08－１調査区にまたがる形で拡張した調査区を設定し、これらの調査が及ばなかった堀Ｄの堀底を検出した。平成22年度は、山城としての遺構の東限を確認するために、

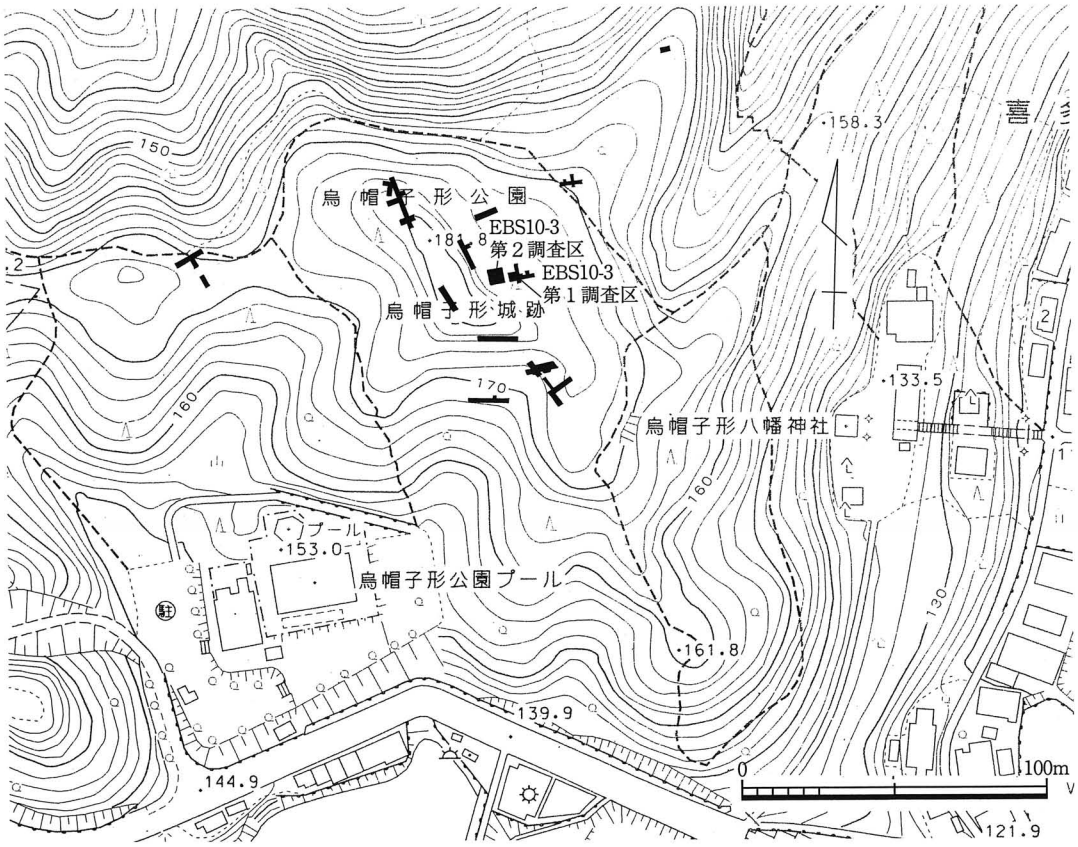

第26図　ＥＢＳ10－３調査区位置図（1/2500）

現地表の観察から捨曲輪と推測されている部分の調査を実施した（ＥＢＳ10－１）。

今回の調査（ＥＢＳ10－３）は、曲輪Ⅱの東側中央縁辺部を対象とした（第４・27図）。現在、曲輪Ⅱの東側中央部には曲輪Ⅱとその東側を結ぶ遊歩道が敷設され、曲輪Ⅱの東側の入口になっている。この遊歩道の南側に曲輪Ⅱの東側中央縁辺部分が隣接する。遊歩道は、曲輪Ⅱの東側で、堀Ｄと堀Ｆを区切る土橋の上面を通って曲輪Ⅱへと延びている。曲輪Ⅱの平坦面の標高が約176～176.5mであるのに対し、土橋上面の標高は約171.5～172mを測り、曲輪Ⅱが概ね４m高くなっている。つまり、東側の土橋から西側の曲輪Ⅱへ上がる傾斜となり、そこを遊歩道が通る。そして、その遊歩道のある傾斜部は北側で堀Ｆと面し、南側で曲輪Ⅱと面するが、遊歩道が曲輪Ⅱへ伸びて同様の平坦面になるまでには、傾斜部と曲輪Ⅱの平坦面に高低差があり、北側下方へ傾く斜面地をなしている。この斜面地の西側一部は盛り上がって曲輪Ⅱの平坦面が一部拡張して北側にせり出した地形を呈し、遊歩道のある傾斜部との接点に段差を形成している（段差α）。このような東側から曲輪Ⅱへ上がる入口部分の現地形から、城郭遺構として虎口アが想定されている。そして、土橋から虎口アを通って曲輪Ⅱへ上がる動線として、現在の遊歩道と同一経路を通る場合と、北側下方へ傾く斜面地を上がる場合の二つが考えられた。またこのとき、北側下方へ傾く斜面地に盛り上がった曲輪Ⅱの拡張部、段差αの城郭遺構として本来的な構造が問題となる。すなわち、曲輪Ⅱが崩落や削剥により形成されたものか、あるいは動線に屈曲をつけるための何らかの城郭遺構かという問題である。今回、当該地点を調査対象としたのは、この虎口アの具体的な様相を明らかにし、上記の可能性を検証することを目的としている。

さらに、ここに調査地を設定したもう一つの目的がある。曲輪Ⅱは標高176～176.5mで平坦面が広がるが、その東側中央部から南東側にかけて平坦面は一段下がって段差が形成され（段差β）、標高約175～175.5mで小規模の平坦面が広がる（曲輪Ⅱ下段）。この曲輪Ⅱの東側中央部から南東部にかけての段差βについては、虎口に伴うものか別の曲輪Ⅱの細部構造なのか、あるいはそれ以外か、様々な可能性が考えられる。また、曲輪Ⅱ下段についても虎口や曲輪Ⅱ上段との関係も問題となる。これらの点を念頭に、発掘調査によって虎口から曲輪Ⅱにかけて、そして曲輪Ⅱの細部について明らかにすることも目的とした。

２　調査方法

（１）調査手順

調査は平成22年10月１日に開始して10月12日に一時中断した。平成22年10月26日より調査を再開し、12月17日に調査を終了した。

調査の手順として、まず調査区およびその周辺の除草や落葉等の除去を行った。その後、人力掘削により遺構面を検出した。

調査区の遺構全体図の作成にあたって平板測量を実施し、50分の１の縮尺で図化した。個別の遺構等については必要に応じて10分の１の縮尺で平面・断面・立面図を作成した。

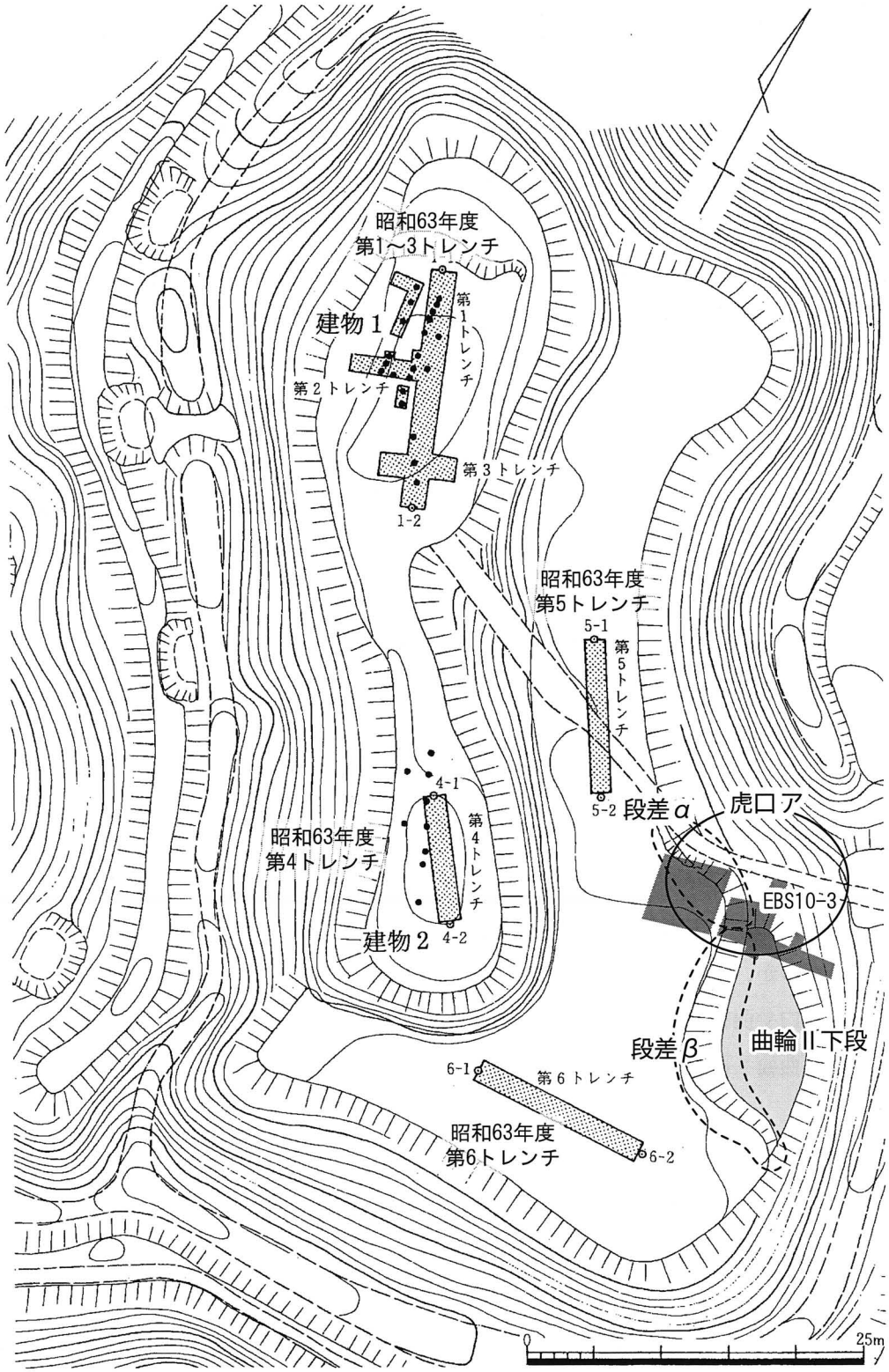

第27図　ＥＢＳ10－３調査区配置地形図（1/500）

同時に、調査区壁で地層を観察し、地層断面図を20分の１の縮尺で作成した。地層断面や遺構などの写真は、35ミリカメラ（モノクロ・カラーリバーサル）およびデジタルカメラでそれぞれ調査担当者が撮影した。

調査期間中、市指定史跡烏帽子形城跡保存活用計画策定専門委員会委員による現地立会の機を得て、指導を仰いだ。また、2010年10月21日～24日に河内長野市教育委員会が主催する『ぐるっとまちじゅう博物館2010』が開催され、これに併せて発掘調査現場を公開した。

調査終了後、整理作業を行い図面台帳・遺物登録台帳・写真台帳を作成した。
出土した遺物については、洗浄・注記・復元の作業を経て、必要に応じて実測図の作成と写真撮影を行い、本書に掲載した。また、遺物は報告書掲載遺物と未掲載遺物に分別して収納した。

（２）調査区設定（第28図）

今回の調査では、調査区を曲輪Ⅱ東側中央縁辺部に第１調査区と第２調査区を設定した。第１調査区は、曲輪Ⅱ東側中央縁辺部の北東へ下降する傾斜地と段差βを対象に、第１－１～１－３トレンチの３つを設定した。

第１－１トレンチは、虎口と想定される箇所で、曲輪Ⅱから北側の遊歩道に向けて下る斜面地に設定した。規模は、南北長5.8m×東西幅１mである。

第１－２トレンチは、第１－１トレンチの東側南端部にＬ字状に直交する形で設定した。規模は、東西長５m×南北幅１mである。調査にあわせて、第１－２トレンチの北側で、第１トレンチから２m東側の位置に南北長１m×東西幅0.7mの拡張トレンチ（第１－２トレンチ拡張部１）を直交して設定した。さらに、第１－１トレンチと第１－２トレンチの北側交点部にも調査に応じて南北長0.5m×東西幅0.2mの拡張トレンチ（第１－２トレンチ拡張部２）を設けた。

第１－３トレンチは、曲輪Ⅱの中央部から南東部における段差部分を対象として、第１トレンチ西側を拡張する形で設定した。規模は、南北長３m×東西幅2.4mである。なお、第１－３トレンチの北側には、地層堆積状況を確認するためにサブトレンチを設定した。第２調査区は、段差αを対象として、第１－３トレンチから西側に0.7m離れた位置に、第２－１～２－３トレンチの３つを設定した。

トレンチは、最終的に南北長５m×東西幅５mの正方形になるように３つのトレンチを二段階に分けて設定した。一段階として、第２－１トレンチと第２－２トレンチを平行に距離を開けて設け、二段階として、これらの間を埋める形で、第２－３トレンチを設けた。

第２－１トレンチ、第２－２トレンチはそれぞれ南北長５m×東西幅１mの規模で設定した。第２－１トレンチは、曲輪Ⅰの裾部付近で第２調査区の最も西側に位置し、段状地形の段差が小さくなる箇所にあたる。第２－２トレンチは、第２調査区の最も東側に位置

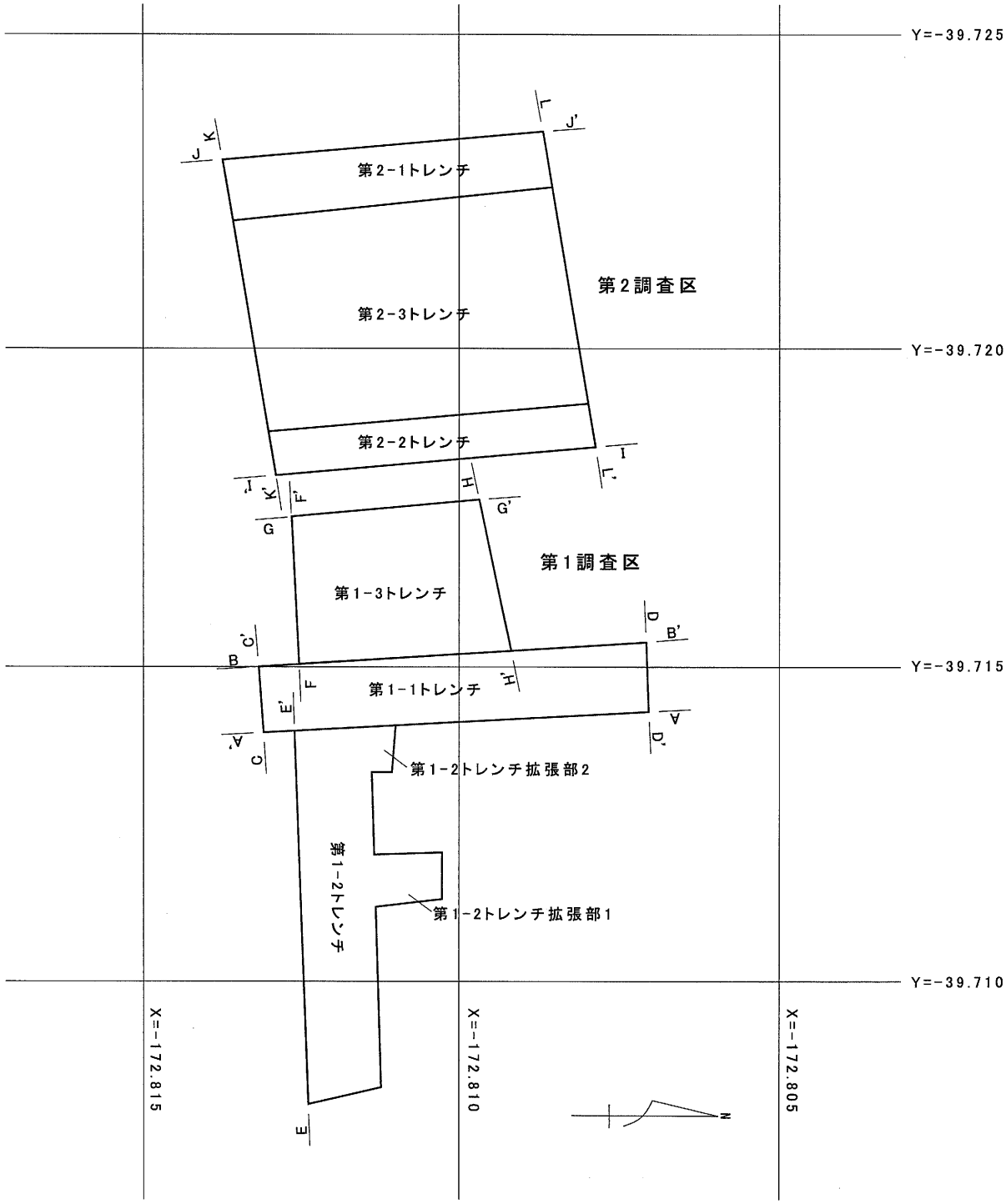

第28図　ＥＢＳ10－３調査区概略図（1/2500）

し、段状地形が比較的大きく認められる箇所にあたる。

第２－３トレンチは、南北長５ｍ×東西幅３ｍの規模である。ただし、第３トレンチの南側は立木があったため南北長1.1ｍ×東西1.1ｍの範囲部分は未掘削である。

なお、第２－１トレンチ、第２－２トレンチは、地層堆積状況を確認するためにサブトレンチとして掘り下げ、断ち割り調査を実施した。

３　基本層序（第29図）

今回の調査区の基本層序は、表土層、埋没土層、第１－１層、第１－２層、第２面直上層、第２層、第３面直上層、第３層、地山層に大きく層序区分できる。これらの層は、さらに下位層に細分できる。つまり、下位層は、基本層序となる上位層を構成する。

なお､上位層については「第１－１層」というように「第」をアラビア数字の前につけ、下位層については「１層」のようにアラビア数字のみを記すことで区別する。

表土層（１層）

現地表の基盤となる層である。腐葉土やその直下層で土壌化の度合いが母材部分に比べて極めて強い部分を含めた。表土層は黒褐色極粗粒砂質細粒砂で、調査区全体に層厚約４～12cmで堆積している。なお、第１・２調査区北側遊歩道との隣接部分では、下層の埋没土層とともに擾乱されており、腐葉土と埋没土層の偽礫が目立つ。

表土層からは瓦（第43図17・18）が出土している。

埋没土層（２～７・69・97・113層）

表土層の直下で、第１面およびその第１面直上層を覆う層である。当該地が山城として廃絶した後に堆積したと考えられる。埋没土層は、大きく上層（２層）と下層（６層）に分けることができる。上層である２層の土質は、黄褐色細礫～極粗粒砂混じりシルト質極細粒砂で、調査区全体に層厚約10cmで広がる。ただし、段差αの側面部分などの地層堆積しにくい部分や、調査区北側で遊歩道に接する場所で、遊歩道設置に伴って擾乱されている部分では、２層が見られない。一方、下層である６層の土質は、明黄褐色極粗粒砂混じりシルト質極細粒砂で第２調査区を中心とした曲輪Ⅱの平坦面部分に層厚約10cmで広がる。土質としては、次に説明する下層にある８層と近似しており、平面での判別は困難である。そして、第１－３トレンチの曲輪Ⅱ平坦面上まで見られるが、第１－１トレンチより東側、つまり、段差βより東側では見られなくなる。なお、第２調査区の西側に分布する４・５層は、何らかの要因で６・７層が擾乱を受けたもので、これらの偽礫を含んでいる。４・５層は明確な遺構とは言い難く、詳細が不明であるため、ここでは埋没過程のある段階に何らかの作用を受けたものとして認識するに留めておく。

埋没土層の上層および下層からは瓦質甕（第44図31・32)、土師皿（第44図34）中国製

1	7.5YR 3/2	黒褐色	極粗粒砂～粗粒砂質 極細粒砂～細粒砂	瓦含む　腐食した有機物を多量に含む
2	10YR 5/6	黄褐色	細礫～極粗粒砂混じり　シルト質極細粒砂	瓦・土器含む
3	10YR 5/8	黄褐色	粗粒砂～中粒砂混じり　シルト質極細粒砂	
4	7.5YR 5/8	明褐色	6･7･8のブロックを含む　細礫～粗粒砂混じり 細粒砂～極細粒砂質シルト	瓦含む
5	10YR 6/8	明黄褐色	細礫～極粗粒砂混じり　極細粒砂質シルト	
6	10YR 6/8	明黄褐色	極粗粒砂混じり　シルト質極細粒砂	
7	5Y 7/4	淡黄色	極細粒砂質シルトのブロックを多く含む 10YR 6/8 明黄褐色　粗粒砂混じりシルト質極細粒砂	
8	10YR 6/8	明黄褐色	細礫～極粗粒砂混じり極細粒砂質シルト	10YR 5/8 赤の風化礫、極微量含む 炭化物含む
9	2.5Y 8/6	黄色	細礫～極粗粒砂混じり　極細粒砂質シルト	5cm大の礫　極微量含む 炭化物含む
10	2.5Y 5/6	黄褐色	細礫～極粗粒砂混じり　極細粒砂質シルト	瓦片含む　炭化物がやや多く含む
11	7.5Y 8/3	淡黄色	シルトブロックを多く含む　2.5Y 6/6 明黄褐色細礫～極粗粒砂混じり　シルト質極細粒砂	5cm大の礫、極微量含む
12	10YR 6/8	明黄褐色	細礫～極粗粒砂混じり　シルト質極細粒砂～細粒砂	7.5Y 8/3淡黄色のシルト粒団微量含む 3cm大の礫　極微量含む 炭化物含む
13	7.5Y 8/3	淡黄色	シルトブロックを含む　10YR 7/8 明黄褐色　極粗粒砂～粗粒砂混じり 極細粒砂質シルト	
14	2.5Y 7/6	明黄褐色	細礫～極粗粒砂混じり　シルト質極細粒砂	瓦含む
15	10YR 6/6	明黄褐色	極粗粒砂混じり　シルト質極細粒砂～細粒砂	
16	10YR 6/8	明黄褐色	極粗粒砂混じり　極細粒砂質シルト	1cm大の風化礫、極微量含む
17	10YR 7/6	明黄褐色	粗粒砂～中粒砂	
18	10YR 6/6	明黄褐色	粗粒砂混じり　シルト質極細粒砂	
19	10YR 6/6	明黄褐色	粗粒砂混じり　シルト質極細粒砂	
20	10YR 7/6	明黄褐色	極粗粒砂～粗粒砂混じり　シルト質中粒砂～細粒砂	24由来の粒団が目立つ
21	10YR 5/8	黄褐色	中粒砂～細粒砂	炭化物を多く含む
22	10YR 7/6	明黄褐色	粗粒砂混じり　細粒砂～極細粒砂	7.5Y 8/3 淡黄色　シルトの小ブロック極微量含む
23	2.5Y 6/6	明黄褐色	極粗粒砂～粗粒砂混じり　シルト質極細粒砂	炭化物含む　この層から土師皿がまとまって出土
24	5Y 8/4	淡黄色	シルト　ブロックを多く含む　10YR 6/8　明黄褐色　細礫～極粗粒砂混じり　極細粒砂質シルト	3cmの礫、極微量含む
25	10YR 6/8	明黄褐色	極粗粒砂～粗粒砂混じり　シルト質極細粒砂	
26	10YR 7/8	黄橙色	粗粒砂～中粒砂混じり　極細粒砂質シルト	7.5Y 8/2灰白色　シルトの粒団～小ブロック　微量含む
27	2.5Y 6/6	明黄褐色	粗粒砂混じり　シルト質細粒砂～極細粒砂	
28	2.5Y 8/4	淡黄色	シルト　ブロックと5cm～2cm大の礫を含む　10YR 6/8　明黄褐色　極粗粒砂～粗粒砂混じり　極細粒砂質シルト	
29	10YR 6/8	明黄褐色	粗粒砂混じり　シルト質中粒砂～細粒砂	
30	10YR 6/8	明黄褐色	細礫～粗粒砂混じり　極細粒砂質シルト	2～3cm大の礫、極微量含む
31	10YR 6/8	明黄褐色	粗粒砂混じり　シルト質極細粒砂	7.5Y8/3淡黄色　極細粒砂～シルトの小ブロック　2cm大の礫、極微量含む 炭化物　瓦含む
32	10YR 6/6	明黄褐色	粗粒砂混じり　極細粒砂質シルト	
33	10YR 6/8	明黄褐色	極粗粒砂～粗粒砂混じり　シルト質極細粒砂	
34	25Y 6/8	明黄褐色	極粗粒砂～粗粒砂混じり　シルト質極細粒砂	
35	5Y 7/3	淡黄色	シルト　ブロックを斑らに含む　10YR 6/6　明黄褐色　中粒砂混じり　極細粒砂質シルト	
36	10YR 6/8	明黄褐色	極粗粒砂～粗粒砂が多く混じる　シルト質極細粒砂～細粒砂	
37	10YR 6/8	明黄褐色	5cm～2cm大の礫を含む　極粗粒砂～粗粒砂混じり　シルト質極細粒砂	瓦含む
38	10YR 6/8	明黄褐色	極粗粒砂～粗粒砂混じり　シルト質極細粒砂～細粒砂	
39	10YR 6/8	明黄褐色	極粗粒砂～粗粒砂混じり　シルト質極細粒砂	
40	2.5Y 6/8	明黄褐色	極粗粒砂～粗粒砂混じり　極細粒砂質シルト	
41	5Y 8/4	淡黄色	シルト質細粒砂～極細粒砂	10YR 6/8　明黄褐色　粗粒砂含む　細粒砂～極細粒砂の小ブロック極微量含む
42	10YR 6/6	明黄褐色	極粗粒砂～粗粒砂混じり　シルト質極細粒砂	
43	10YR 6/6	明黄褐色	細礫～極粗粒砂混じり　極細粒砂質シルト	2～3cm大の礫、極微量含む
44	10YR 6/8	明黄褐色	2～3cm大の礫を含む　細礫～粗粒砂混じり　シルト質極細粒砂	
45	2.5Y 6/6	明黄褐色	極粗粒砂を微量に含む	粗粒砂極微量含む　シルト質細粒砂～極細粒砂
46	2.5Y 6/6	明黄褐色	粗粒砂混じり　極細粒砂質シルト	炭化物含むところあり
47	10YR 5/8	黄褐色	極粗粒砂～粗粒砂混じり　極細粒砂質シルト	
48	2.5Y 5/6	黄褐色	極粗粒砂～粗粒砂混じり　細粒砂～極細粒砂	7.5Y 8/3淡黄色　シルト　小ブロック～粒団、極微量含む
49	2.5Y 6/8	明黄褐色	極粗粒砂～粗粒砂混じり　シルト質極細粒砂	7.5Y 8/3淡黄色のシルト　小ブロック～粒団、極微量含む 炭化物含む
50	10YR 6/8	明黄褐色	粗粒砂混じり　極細粒砂質シルト	7.5Y 8/3淡黄色のシルト粒団、極微量含む
51	7.5Y 8/3	淡黄色	極細粒砂～シルト　小ブロック含む　2.5Y 7/4淡黄色　極粗粒砂～粗粒砂混じり　極細粒砂	2cm大の礫、極微量含む
52	2.5Y 6/4	にぶい黄色	中粒砂～極細粒砂質シルト	7.5Y 8/3淡黄色シルト　小ブロック～粒団、極微量含む 瓦含む
53	2.5Y 6/6	明黄褐色	粗粒砂混じり　細粒砂～極細粒砂	7.5Y 8/3淡黄色のシルト　小ブロック～粒団、極微量含む
54	2.5Y 6/4	黄色	粗粒砂混じり　シルト質　細粒砂～極細粒砂	炭化物含む
55	2.5Y 5/6	黄褐色	粗粒砂混じり　細粒砂～極細粒砂	炭化物含む
56	2.5Y 6/6	明黄褐色	極粗粒砂～粗粒砂混じり　極細粒砂質シルト	瓦含む
57	10YR 6/8	明黄褐色	極粗粒砂～粗粒砂混じり　極細粒砂質シルト	
58	7.5YR 5/8	明褐色	極細粒砂質シルトの小ブロック～粒団を多く含む　2.5Y 6/6 明黄褐色　細礫～極粗粒砂混じり　極細粒砂質シルト	土器含む
59	7.5YR 5/8	明褐色	極細粒砂質シルト小ブロック～粒団を含む　10YR 6/6明黄褐色　細礫～粗粒砂混じり　シルト質極細粒砂	
60	10YR 7/6	明黄褐色	極粗粒砂～粗粒砂混じり　シルト質極細粒砂	炭化物含む
61	2.5Y6/6	明黄褐色	極細粒砂質シルトの小ブロック含む　10YR 6/8　極粗粒砂～粗粒砂混じり　極細粒砂質シルト	
62	10YR 5/6	黄褐色	細礫～極粗粒砂混じり　細粒砂～中粒砂質シルト	
63	10YR 6/8	明黄褐色	細礫～極粗粒砂混じり　シルト質細粒砂～極細粒砂	
64	2.5Y 6/8	明黄褐色	極粗粒砂～粗粒砂少量混じり　シルト質極細粒砂～細粒砂	極粗粒砂～粗粒砂は粒団状に極微量含む
65	10YR 6/6	明黄褐色	1cm大の細礫を中量含む　極粗粒砂～粗粒砂混じり　シルト質極細粒砂	
66	10YR 6/8	明黄褐色	粗粒砂混じり　シルト質極細粒砂	
67	10YR 6/6	明黄褐色	1cm大の細礫を中量含む　極粗粒砂～粗粒砂混じり　シルト質極細粒砂	5Y 8/4淡黄色のシルト小ブロック極微量含む 炭化物含む
68	2.5Y 7/8	黄色	1～2cm大の細礫含む　極粗粒砂～粗粒砂混じり　極細粒砂～シルト	5cm大の礫、極微量含む
69	10YR 6/6	明黄褐色	粗粒砂混じり　極細粒砂～シルト	
70	10YR 6/8	明黄褐色	極粗粒砂を微量含む　粗粒砂～中粒砂混じり　極細粒砂質シルト	
71	2.5Y 6/6	明黄褐色	極粗粒砂を少量含む　極細粒砂～細粒砂	
72	10YR 6/6	明黄褐色	極粗粒砂～粗粒砂混じり　極細粒砂～シルト	2cm大の礫、極微量含む　極粗粒砂～粗粒砂は粒団状になる
73	2.5Y 6/6	明黄褐色	極粗粒砂～粗粒砂混じり　シルト質極細粒砂	1cm大の礫、極微量含む
74	2.5Y 7/6	明黄褐色	極粗粒砂～粗粒砂混じり　極細粒砂質シルト	5cm大の礫、極微量含む　極粗粒砂～粗粒砂は粒団状に含む
75	10YR 6/8	明黄褐色	極粗粒砂～粗粒砂混じり　極細粒砂～細粒砂	1～2cm大の礫、極微量含む
76	10YR 6/6	明黄褐色	1cm大の細礫を少量含む　極粗粒砂～粗粒砂混じり　極細粒砂～細粒砂	
77	7.5YR 5/8	明褐色	極細粒砂～シルトの小ブロックと10YR 6/8 明黄褐色　極細粒砂～シルトの小ブロックが斑らに混じる	1～2cm大の礫、極微量含む
78	2.5Y 6/8	明黄褐色	極粗粒砂～粗粒砂混じり　極細粒砂～細粒砂	1cm大の礫、極微量含む
79	7.5YR 6/8	橙色	シルト　小ブロックと10YR 6/8 明黄褐色　極細粒砂質シルト小ブロックと5Y 8/3 淡黄色シルト小ブロックが混じる	
80	10YR 6/6	明黄褐色	極粗粒砂～粗粒砂混じり　極細粒砂質シルト	
81	2.5Y 7/4	淡黄色	細礫～極粗粒砂混じり　極細粒砂～シルト	2.5Y 7/4 淡黄色シルト粒団極微量含む 炭化物含む
82	2.5Y 7/4	淡黄色	極細粒砂～シルトの小ブロックを中量含む　2.5Y 7/6 明黄褐色 極粗粒砂～粗粒砂混じり極細粒砂～シルト	炭化物含む
83	10YR 6/8	明黄褐色	7cm～3cm大の中礫を中量含む　粗粒砂混じり　極細粒砂質シルト	
84	10YR 6/8	明黄褐色	極粗粒砂～粗粒砂混じり　極細粒砂質シルト	
85	10YR 6/8	明黄褐色	細礫～極粗粒砂混じり　シルト質極細粒砂	2.5Y 7/6 明黄褐色　極細粒砂～細粒砂の小ブロック微量含む 炭化物含む
86	10YR 6/6	明黄褐色	粗粒砂～中粒砂混じり　極細粒砂質シルト	2cm大の礫、極微量含む
87	10YR 6/8	明黄褐色	極粗粒砂～粗粒砂混じり　極細粒砂質シルト	炭化物含む
88	10YR 5/6	黄褐色	極粗粒砂～粗粒砂混じり　極細粒砂質シルト	炭化物含む
89	10YR 6/6	明黄褐色	極粗粒砂微量混じる　極細粒砂質シルト	瓦含む
90	10YR 6/8	明黄褐色	極粗粒砂～粗粒砂混じり　極細粒砂質シルト	2～5cm大の礫、極微量含む
91	2.5Y 7/4	淡黄色	シルト質極細粒砂～細粒砂の小ブロック含む　10YR 6/8 明黄褐色　細礫～極粗粒砂混じり　シルト質極細粒砂～細粒砂	下方に炭化物含む
92	2.5Y 7/4	淡黄色	極細粒砂質シルト　小ブロックを多く含む　10YR 6/8 明黄褐色 細礫～極粗粒砂混じり シルト質極細粒砂	炭化物含む　瓦含む
93	2.5Y 7/4	淡黄色	シルトブロックと10YR 6/8 明黄褐色 極細粒砂質シルトブロックが混じる	
94	10YR 6/8	明黄褐色	細礫～極粗粒砂混じり極細粒砂質シルト	3～5cm大の礫、極微量含む
95	2.5YR 6/6	明黄褐色	細礫～極粗粒砂混じり　極細粒砂～細粒砂	炭化物含む
96	2.5Y 6/6	明黄褐色	極粗粒砂～粗粒砂が微量混じる　シルト質細粒砂～極細粒砂	シルトブロック極微量含む 炭化物が極微量含む
97	10YR 6/8	明黄褐色	細礫～粗粒砂混じり　中粒砂質極細粒砂	40のブロック極微量含む
98				
99	10YR 6/8	明黄褐色	極粗粒砂～粗粒砂混じり　極細粒砂質シルト	シルトブロック極微量含む
100	7.5YR 5/6	明褐色	細礫～極粗粒砂混じり　極細粒砂質シルト	シルトブロック少量含む
101	2.5YR 6/6	明黄褐色	細礫～極粗粒砂混じり　シルト質極細粒砂	
102	10YR 6/6	明黄褐色	細礫～極粗粒砂混じり　シルト	
103	10YR 6/8	明黄褐色	粗粒砂～中粒砂混じり　シルト	
104	10YR 6/6	明黄褐色	中礫(2～3cm)～細礫が多く混じる　極細粒砂質シルト	
105	10YR 6/8	明黄褐色	極粗粒砂～粗粒砂混じり　極細粒砂質シルト	
106	10YR 7/6	明黄褐色	極粗粒砂～混じり　シルト	
107	10YR 6/6	明黄褐色	粗粒砂混じり　極細粒砂質シルト	
108	10YR 6/8	明黄褐色	細礫～極粗粒砂　微量混じる　極細粒砂質シルト	地山由来の7.5YR 4/8 明褐色　シルトブロックが下部方向に潮移的に多くなる
109	10YR 6/6	明黄褐色	細礫～極粗粒砂混じり　極細粒砂質シルト	
110	2.5YR 6/6	明黄褐色	細礫～極粗粒砂混じり　極細粒砂～細粒砂	
111	2.5Y 7/6	明黄褐色	細礫～極粗粒砂混じる　シルト質極細粒砂	炭化物含む
112	2.5Y 8/8	黄色	細礫～極粗粒砂混じり　極細粒砂質シルト	5cm大の礫　極微量含む
113	2.5Y 8/6	黄色	細礫～極粗粒砂混じり　極細粒砂質シルト	5cm大の礫　多量に含む
114	10YR 6/8	明黄褐色	粗粒砂混じりシルト質中粒砂～細粒砂	

第29図　ＥＢＳ10－３土層断面図（1/50）

白磁輪花皿、備前焼擂鉢、土師質甕、土師質火鉢と瓦の破片が出土している。

第１－１層（８～10・40・47～56・60・66・84・87・95・99・100・110・111層）

遺構面である第１面の基盤層である。土質は黄色～黄褐色極粗粒砂混じり極細粒砂質シルトで、層厚約10～15cmで、主に曲輪Ⅱの平坦面に堆積している。斜面地にはほとんど認められない。

同じ第１面構成層のなかに８層がある。この層は、第２調査区の北端部に堆積している。この層は、1988年（昭和63）の調査で設定された第５トレンチの調査報告において、整地土層として認められている地層と同一層位と考えられる。調査区北西部の８層上面にはＳＳ６が検出されており、８層上面が遺構面として機能したと考えられる。

第１－１層上面で、ＳＳ６・ＳＳ10を検出した。また、下面遺構としてＳＫ５を検出した。

第１－１層からは、土師皿（第44図19）、瓦質甕（第44図33）、瓦が出土している。

第１－２層（11～16・22・41・81・82・112層）

第１－２層は第１－１層を支持する盛土層である。土質は、淡黄色シルトブロックを多く含む明黄褐色極粗粒砂混じりシルト質極細粒砂で、層厚約15～20cmで盛土される。第１－２層は、曲輪Ⅱの主に平坦面上と第２調査区北西隅に堆積が認められる。

詳しく示せば、曲輪Ⅱ平坦面の堆積は、東側は段差βと曲輪Ⅱ下段の境、つまりＳＳ10の位置よりも西側に堆積し、北側は段差αの手前の位置まで堆積している。このことから、第１－２層は、曲輪Ⅱ平坦面を嵩上げして、第１面を構成すると考えられる。なお、西側及び南側については、どこまで分布するか不明である。

また、第２調査区北西隅では、後述するＳＤ８（第２面上面遺構）の埋土が第１－２層と考えられ、ＳＤ８埋土上層には、第１－１層を構成する整地土である８層が堆積している。このことから、このＳＤ８の埋土についても、同様に第１面を支持する盛土である第１－２層と考えられる。

なお、調査の過程上、曲輪Ⅱ平坦面上で、部分的に第１－２層まで到達し、ＳＫ５を部分的に検出した。しかし、層序対比から、ＳＫ５は第１－１層下面遺構として認識でき、本来は第１－２層上面が遺構検出面となる。したがって、便宜上、第１－２層上面を第１－２面とした。

第２面直上層（17～21・23層）

第２面の直上を覆うもので、第２面が生活面として機能する段階に堆積ないし土壌化した層である。土質は明黄褐色極粗粒砂混じりシルト質極粗粒砂で、層厚約５cmで堆積している。曲輪Ⅱ平坦面に主に堆積する23層とＳＤ８（第２面上面遺構）の機能時に堆積した

層（17～21層）がこれに当たる。

23層は、東は第１－３トレンチ東端で収斂して確認できなくなり、北は段差αの傾斜変換点あたりまで見られる。この層からは、16世紀後半の土師皿が比較的まとまって出土している（第44図21～24・27～30・35）。

17層は、ＳＤ８の最終機能時に堆積した砂層である。21層は炭化物を多く含む層で、ＳＤ８の直上に位置する機能時堆積層である。これらの層からは遺物は出土していない。

第２層（24～29・42・43・45・46・57～59・61～63・65～68・85・86・100・101・103層）

遺構面である第２面（第２層上面）の基盤となる盛土層である。土質はシルトブロックと礫を中量含む明黄褐色極粗粒砂混じり極粗粒砂質シルトで、第３面および第３面直上層の上部を層厚約10～60cmで大規模に盛土している。第２層は、特に曲輪Ⅱの上部および推定虎口の斜面部分に層厚約50～60cmと厚く堆積する。しかし、北は段差αより下方は層厚約10cmと薄くなる。段差αの東側については、木根による攪乱作用のため本来の堆積状況はとどめていない。一方、東側の曲輪Ⅱ下段部分は段差部分は層厚約15cmと薄くなる。さらに、東側の斜面は崩落が認められる部分もあり本来の堆積状況は不明である。

このときの大規模な盛土による土地造成が、段差αの基本的な部分を形成している。

第２層上面で、ＳＤ８を検出した。

第２層からは第１調査区北側において16世紀後半の瀬戸美濃焼鉄釉丸皿（第44図20）が出土している。

第３面直上層（70・88・89・108・114層）

第３面の直上を覆うもので、第３面が生活面として機能する段階に堆積ないし土壌化したと解釈できる泥質な層である。土質は、明黄褐色極粗粒砂混じり極細粒砂質シルトで、層厚約10cmで調査区の北東側斜面部分を中心に堆積している。後述するＳＤ９の埋土も同一層と考えられる。

第１調査区では、後述するＳＸ２の直上に堆積する同層内から瓦がまとまって出土している（第38～42図７～16）。また、第２調査区の同層からは瓦質擂鉢（第44図26）が出土している。

第３層（30～39・44・64・71～80・83・90～93層）

遺構面である第３面（第３層上面）の基盤を構成する盛土層である。第３面は地山層を直接改変する部分と、盛土する部分とがあり、その盛土部分を指す。盛土部分の土質は、明黄褐色極細粒砂質シルトブロックと淡黄色シルトブロックが混じる土層で、主に地山に由来するものが多い。層厚約20～50cmで、南側にやや厚く堆積する。ただし、第２－２トレンチでは、地山を検出しておらず、第３層の層厚については不明である。

第３層上面では、ＳＳ１・３・４・７、ＳＸ２、ＳＤ９を検出した。

地山層

地山層は、赤橙色のシルト質細砂に黄灰色の極細粒砂質シルトがブロック状に混じる層である。地山層上面の一部分は人為的改変を受けて第３面を構成する。調査区内では、地山層は、曲輪に近い部分はやや平坦で、北東から東側は下方に傾斜する。

なお、第２－２トレンチの下層確認調査では地山層を確認できなかった。

４　調査の結果

今回の調査では、遺構面の平面検出を行っただけでなく、第１－１トレンチ・第１－３トレンチ・第２－１トレンチ・第２－３トレンチではサブトレンチを設けて断ち割り調査を実施し、地層堆積状況確認を実施した。その結果、当該地点には３つの遺構面があることが確認できた。遺構面は、上から順に第１面、第２面、第３面と呼称する。ここでは、第１～３面について、確認できた地層堆積状況と平面で遺構検出した結果を整理検討して、《地形的特徴》と《検出遺構》の項目を立てて報告する。

なお、復元図上で、各面ごとの地形的特徴として平坦地や斜面を記述する際、「平坦地ａ」のように、便宜的に主たる地形を示す語句のあとに小文字のアルファベットを順に付した。基本的には、各面ごとにａから振り直している。そのため、他の遺構面の地形と区別する必要がある場合、「第１面平坦地ａ」のように遺構面の番号のあとに地形記号をつけて呼称することとする。

また、検出した遺構については凡例に記した略記号のあとに連番を付した。したがって、調査当初に、遺構として認識していて番号を付したものでも、整理作業段階で取り扱わなくなって欠番となるものも存在する。

第１面（第30図）

第１面は、調査では第２調査区の南半分と第１－３トレンチで平面検出した。各調査区断面で観察した地層堆積状況と検出した遺構平面とを検討して第１面を復元した。先述のように第１－１層上面が第１面として認識できる。この層は、曲輪Ⅱの平坦部では後述の第２面上部に盛土して平坦地のみを嵩上げしたものである。そのため、斜面地では、第２面と第１面がほぼ同一面として認識できる。

《地形的特徴》

第１面では、基本層序でも記したように、曲輪Ⅱの平坦面の上に約10～15cmの厚さで盛土して嵩上げし、平坦地ａが形成されている。平坦地ａの東側では嵩上げによって形成された斜面ｂとなる。斜面ｂは比較的緩やかであるが、現地表面における段差β形成の成因

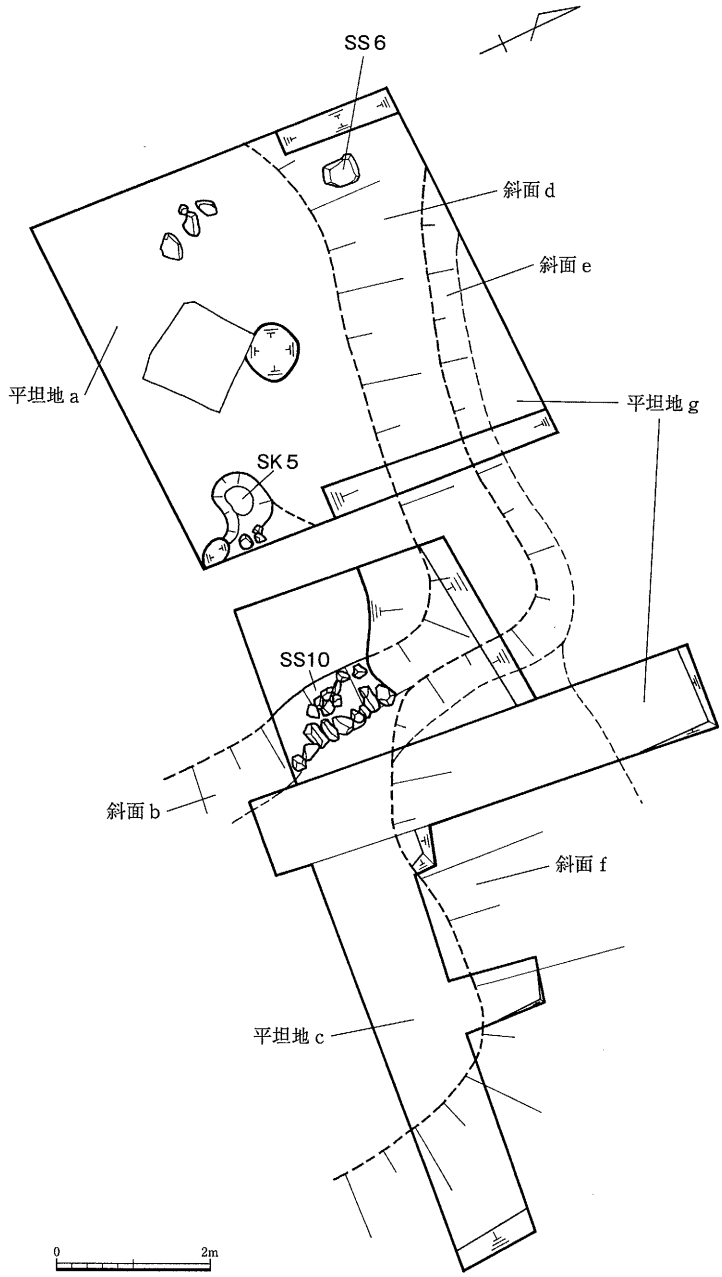

第30図　ＥＢＳ10－３第１面復元平面図（1/100）

部分となる。斜面ｂの東側には平坦地ｃが連続する。この平坦地ｃは、平坦ではあるが、わずかに東側へ下って、斜面ｆへと変化する。斜面ｆは堀Ｄと連続するため急傾斜となっている。

また、平坦地ａの北側は、後述する第２面のＳＤ８を埋めて斜面ｄが形成される。斜面ｄは、北側で緩やかに下って段差ｅに変化する。この段差ｅは斜面ｂと接し、標高が上がるにつれて段差が解消される。

斜面ｆと段差ｅは北側で平坦地ｇに繋がる。平坦地ｇは、緩やかに西側に上る面として認識でき、土橋から曲輪Ⅱへと繋がる通路南側のあたると考えられる。

《検出遺構》

第１面では、ＳＫ５、ＳＳ６・ＳＳ10を検出した。

ＳＫ５（第31図）は、土坑である。第２調査区南東部に位置し、曲輪Ⅱの平坦地ａ上で検出した。幅70～90cm、深さ40cmを測る。ただし、ＳＫ５は、第１面で検出できたが、第２－２トレンチ東壁断面を検討した結果、第１－１層の下面遺構であることが明らかになった。したがって、本来、第１－２面で検出されるべきものが部分的に第１－１層の上面で露出したことにより検出できた遺構である。そのため、東側へ遺構の規模が拡がることが明らかであるが、全容は判明しない。ただし、後述するＳＳ10の下層に土質の類似した地層が堆積しており、この辺りまで拡がる可能性がある。ＳＫ５からは、平瓦（図版13・１、２）と瓦質擂鉢（第44図25）が出土している。

ＳＳ６は、礎石である。第２調査区北西部に位置し、斜面ｄ上で検出できた。長軸50cm、短軸35cmの自然石で、８層上面に平滑な面を上にして据えられる。ＳＳ６が据えられた位置は、後述するＳＤ８を埋め戻した部分にあたる。ＳＳ６直下の溝埋土には長さ45cm、厚さ12cmと長さ25cm、厚さ12cmの自然石が２段に重ねられており、ＳＳ６を据えるための支持部として機能したと考えられる。ＳＳ６の機能は、下部を固めてさらに平滑な面を上にしているため、礎石としての役割が想定される。しかし、第１面において礎石と判断されるものはＳＳ６のみだけであるため、検討の余地は残る。

ＳＳ10（第32図）は、石列である。段差βと曲輪Ⅱ下段との境の位置、つまり斜面ｂ上に沿って約15～35cm大の自然石を南北方向に上下２列に並べて配置されている。段差βの裾部を縁取る形になる。第１－３トレンチではトレンチ南側でしか確認できなかった。下段が東側に、上段が西側に位置し、比高は約10cmで、南に行くにしたがってその差は小さくなる。東側下段は南北1.7mの範囲に９個の石を並べ、石を２段に重ねる部分がある。西側は南北１mの範囲に８個の石を並べる。下段に用いられる石は長軸が20～35cmであるのに対して、上段に用いられる石は15～25cmと小振りである。第１－３トレンチ南側断面には西側上段石列の石の続きが見え、南側に続きがある可能性がある。ただ、ピンポールによる試突で続きを探ったが、石列の続きは把握できなかった。ＳＳ10の機能は曲輪Ⅱの

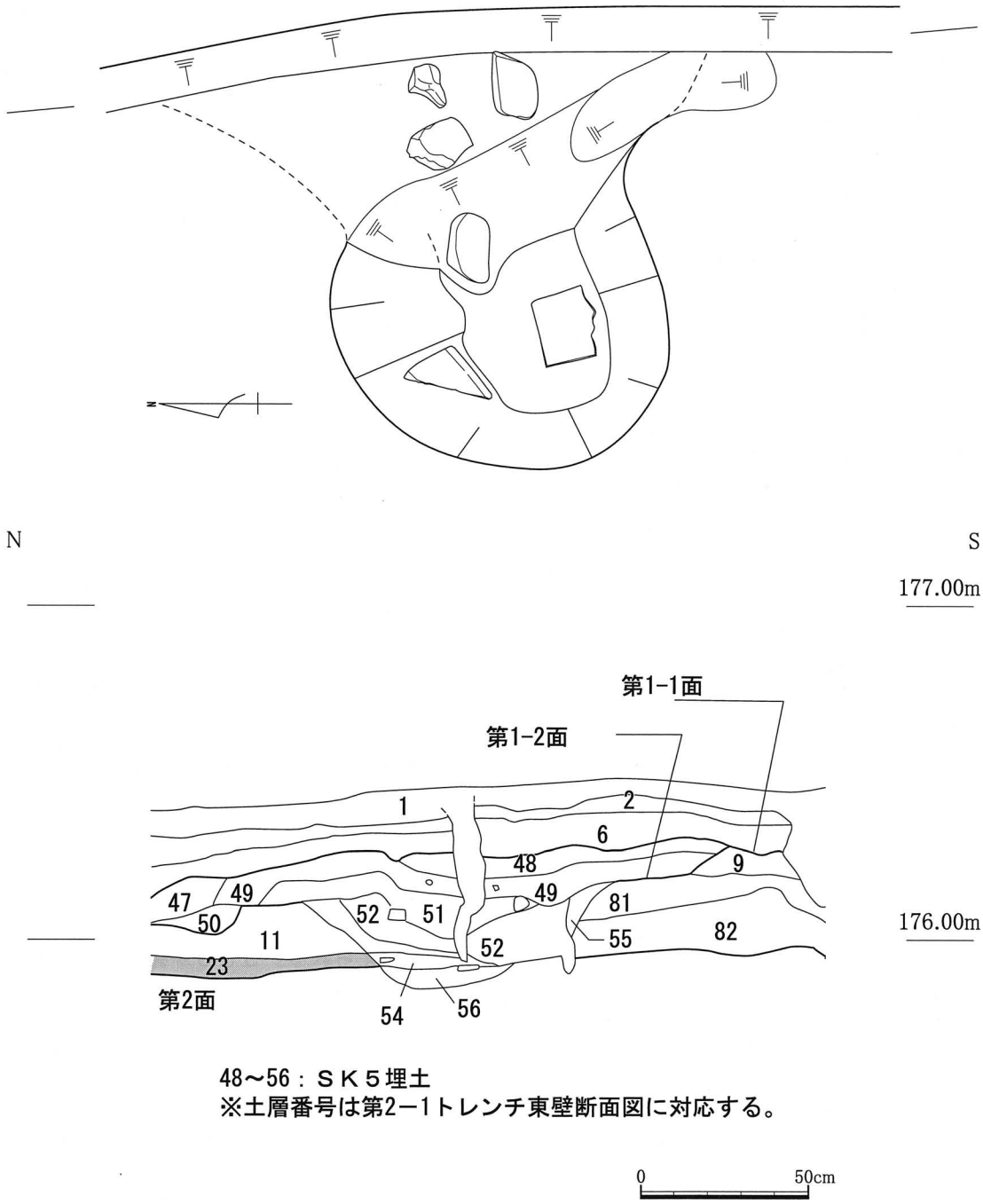

48～56：ＳＫ５埋土
※土層番号は第2－1トレンチ東壁断面図に対応する。

0　50cm

第31図　ＥＢＳ10－３第１調査区ＳＫ５遺構実測図（1/20）

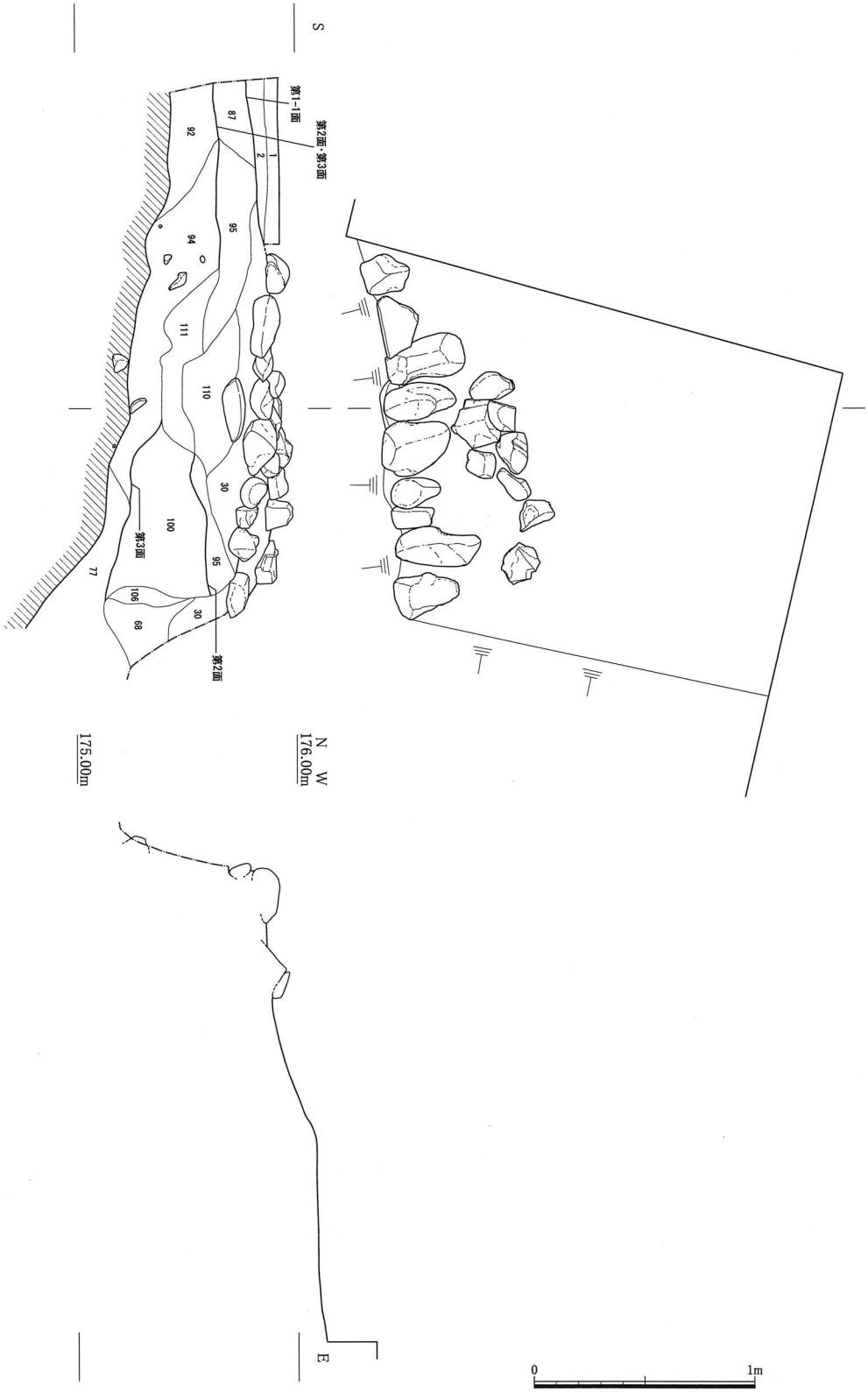

第32図　ＥＢＳ10－３第１調査区ＳＳ10遺構実測図（1/30）

平坦地ａの縁辺を飾るものと考えられるが、山城に関連する機能としては検討の余地がある。

第２面（第33図）

第２面は、第２調査区北西部の一部のみで平面的に検出した。さらに、第１－１トレンチ、第２－１トレンチ、第２－２トレンチで断ち割り調査し、地層堆積状況を観察した結果を踏まえて、第２面を復元した。断面における第２面の把握は、堆積土の土壌化層である23層を鍵層として行った。23層は、第１－２層の直下層で、第２調査区の平坦地ａ部分を通して水平に堆積していることが確認できた。ただし、第２調査区北側の段差αの手前あたりでは、23層の堆積がやや北側に傾斜しながら収斂して立ち消える。この23層の直下層で、後述する第３層及び第３面直上層で挟まれた層を第２層とし、その上面を第２面とした。

また、第２－１トレンチ西壁断面においては、後述するＳＤ８埋土最下部には機能時堆積層である17～21層があり、23層の同時異層と認識できる。したがって、この層の直下面も第２面として把握できる。

《地形的特徴》

第２面の大きな特徴は、第１－３トレンチ、第２調査区では第３面の上部に20～60cmの厚さで盛土がなされる点である。この盛土によって北側に張り出すように段差ｅが形成され、現地表で見られる段差αの成因となる。この段差ｅも、第１面と同様に斜面ｆと東側で接し、南側に上るにつれてその段差も小さくなる。

曲輪Ⅱにおいては、この盛土の上面に平坦地ａが形成される。平坦地ａから東側へは、斜面ｂ、そして平坦地ｃにつながる。斜面ｂはかなり緩やかに東へ傾斜する。平坦地ｃは、第３面上部に約20cmの厚さで盛土して形成される。ただ、第２調査区の西端から第１－２トレンチまでを通して見た場合、斜面ｂから平坦地ｃは全体的にかなり緩やかに東へ傾斜するようにみえるが、平坦地ａから平坦地ｃは、約10mの間隔での比高が約20～30cmであり、感覚的にはほぼ全体的に平坦であった可能性がある。

斜面ｆは、第３面上部に盛土20～60cmの厚さで盛土されて斜面が形成される。現地表における斜面の成因になったと考えられる。このときの盛土によって、後述する第３面斜面ｃ・ｆ、ＳＸ２の地形や傾斜変化が無くなり、単調な斜面地に変化する。

また、平坦地ａの北側には斜面ｄが位置する。斜面ｄは斜面ｂに比べて、傾斜はややきつくなっている。特に、第２調査区西側ではＳＤ８の肩部と接する部分は顕著である。なお、平面調査時において、斜面ｄに堆積していた23層からは土師皿が北側に流れ出すような形でまとまって出土している（第34・44図、図版12）。23層は、平坦地ａが機能する時点において、堆積したと考えられ、土師皿もその堆積プロセスのなかで廃棄されたものと

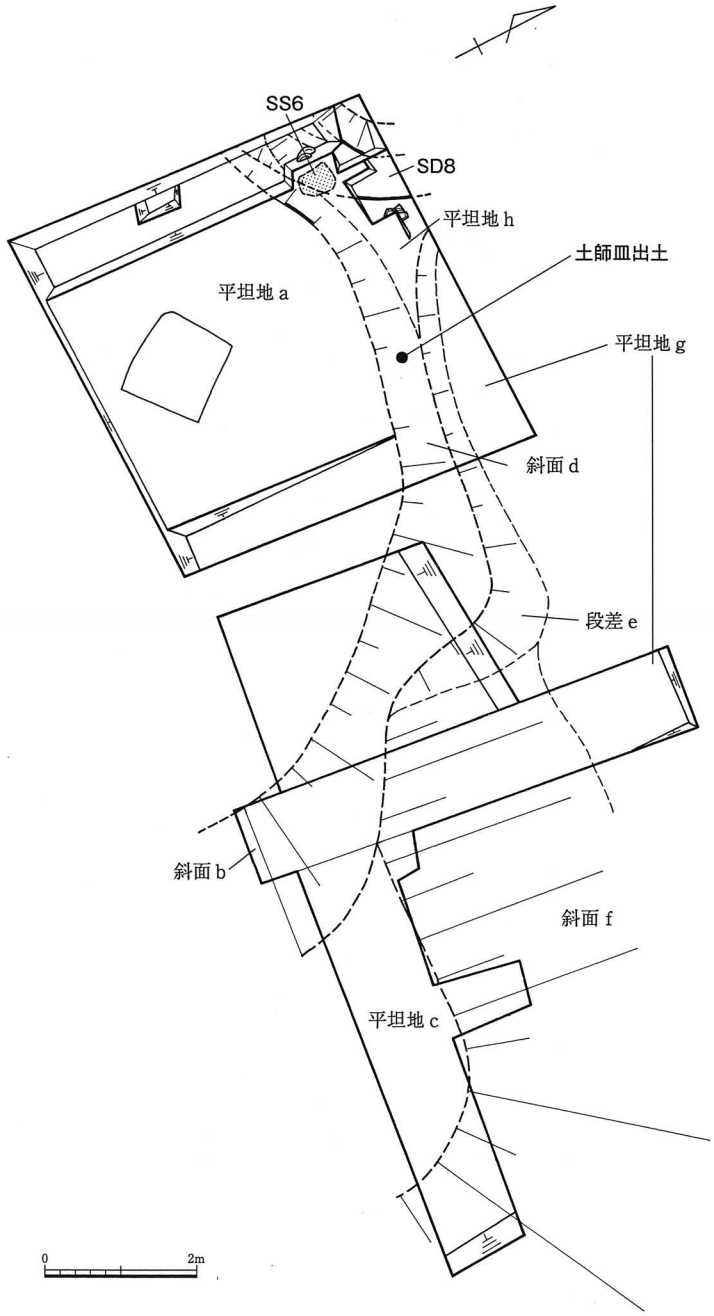

第33図　ＥＢＳ10－３第２面復元平面図（1/100）

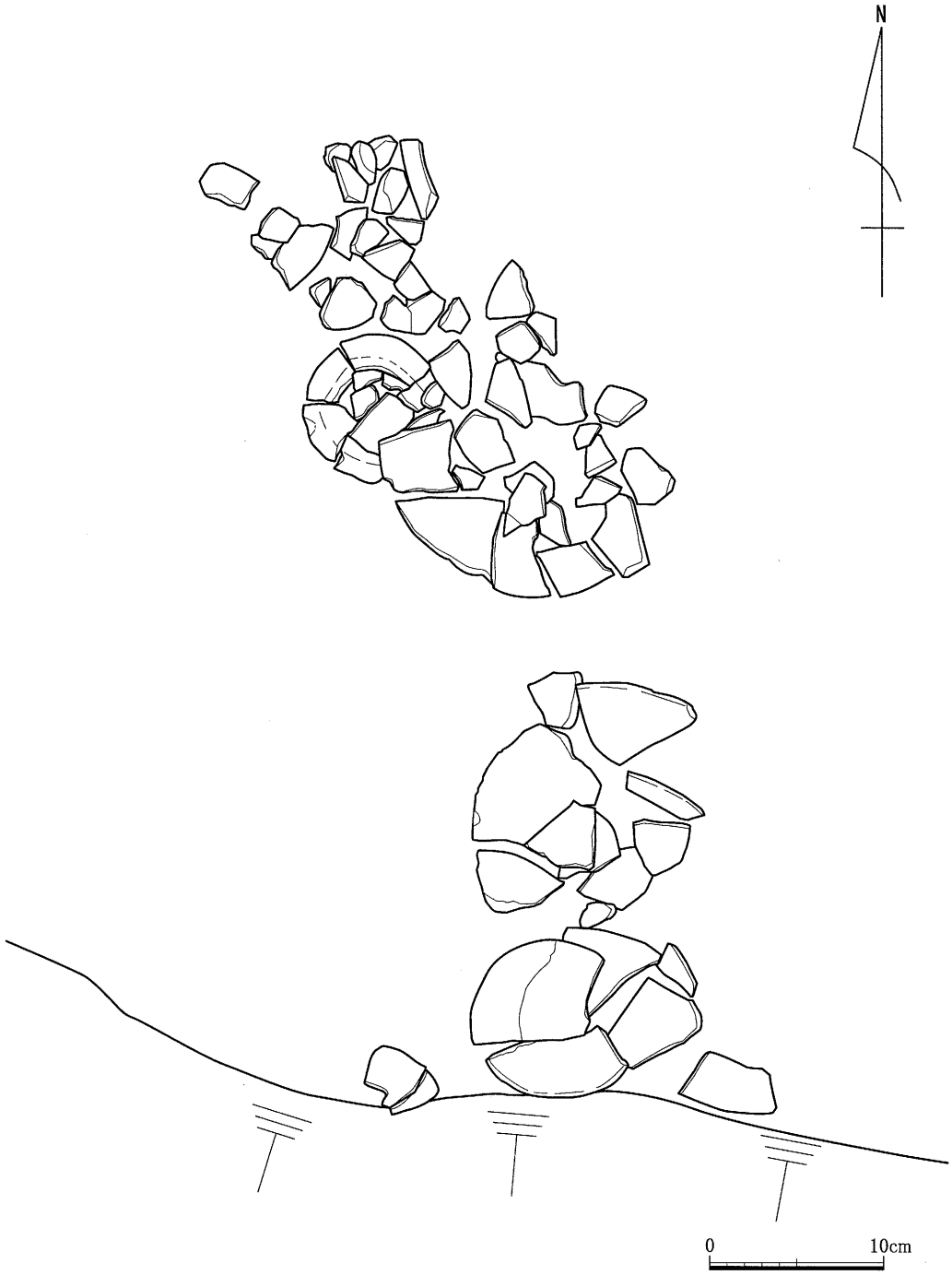

第34図　ＥＢＳ10－３第２調査区土師皿出土状況図（1/4）

考えられる。土師皿の年代的位置づけは16世紀後半頃であり、第２面の機能もその頃と推測される。

平坦地ｈは、斜面ｄの北側、ＳＤ８の東側でわずかに想定される平坦地である。平坦地ｈの東側は段差ｅとなるため、小段状を呈する。機能については、調査区外の北側とあわせて検討していく必要がある。

平坦地ｇは、第３面に盛土されて平坦面が設けられている。第１面と同様に、土橋から曲輪Ⅱへと上る通路として機能していたと考えられる。

《検出遺構》

第２面では、ＳＤ８（第35図、図版12）を検出した。

ＳＤ８は、溝である。第２調査区北西隅に位置し、第２－１トレンチの断ち割り調査によって、その存在が判明した。第２調査区北西辺でサブトレンチを設定し、ＳＤ８を平面的に確認した。検出面で幅110cm、深さ32cmである。やや南東に弧を描きながら南西－北東方向を指向している。

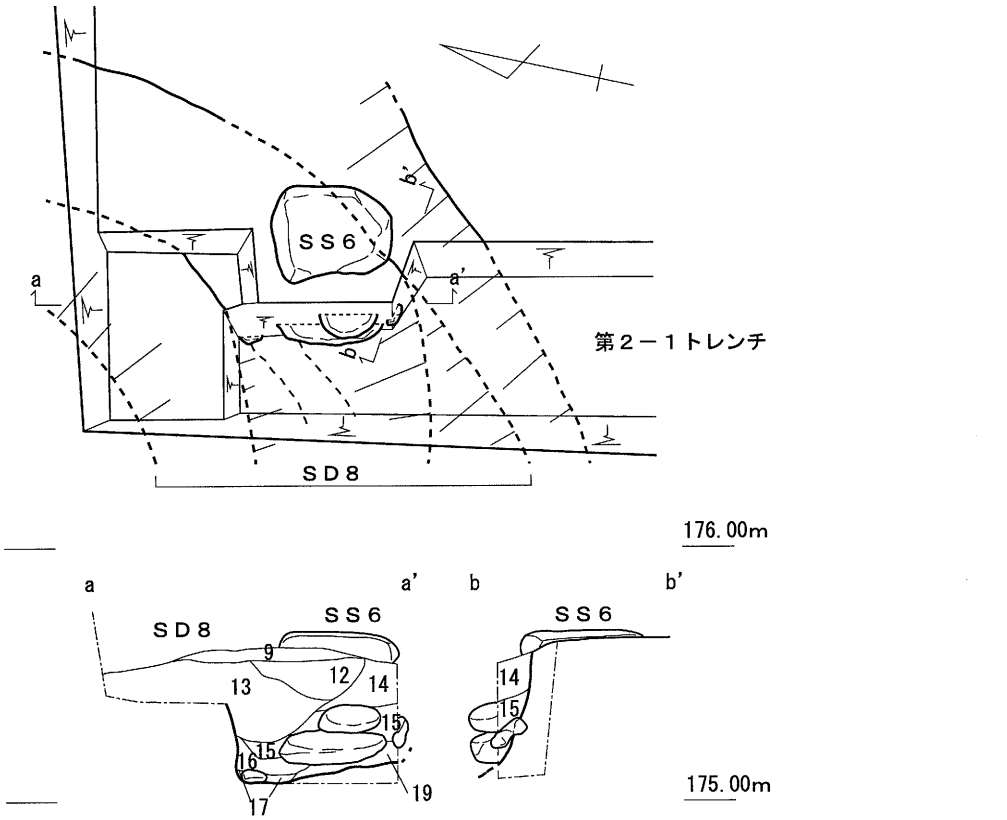

※土層番号は、第２－１トレンチ西壁断面図と対応する。

0　2m

第35図　ＥＢＳ10－３第２調査区ＳＤ８遺構実測図（1/30）

断面観察から、ＳＤ８内の直上層には機能時に堆積した層が確認できた。ＳＤ８直上には、斜面ｄからＳＤ８内に落ちるように堆積する層や溝の壁に堆積する層がある（18～21層）。その内の斜面に堆積する21層には炭化物が多く混じる。ＳＤ８下底部には、機能時に最終的に堆積した砂層（17層）が認められる。17層は、層厚６cmで粗粒砂～中粒砂の均質な粒径で構成される層である。このような堆積から、ＳＤ８には泥が堆積しない程度の水流があったと推察される。また、ＳＤ８が北東側へ指向する先には堀Ｆが位置している。そこへの排水することが主な機能であったと考えられる。一方、ＳＤ８が南西方向に指向する先には曲輪Ｉの裾部があり、曲輪Ｉと曲輪Ⅱの境に位置する排水溝の可能性が想像されるが、今回の調査では明らかではない。

前述したように、ＳＤ８は後に人為的に埋め戻される。埋め戻し土内からは中世の瓦（図版14）が出土している。

第３面（第36図）

第３面は、第１－１トレンチ、第１－３トレンチ、第２調査区北東部で検出した。それ以外については、第１－１トレンチ・第１－３トレンチ・第２－１トレンチ・第２－２トレンチの断ち割り調査によって観察できた地層堆積状況を踏まえて、第３面を復元した。

今回の調査当初段階に第１－１トレンチの断ち割り調査によって、地山および地山由来のブロック土で構成された盛土層の上面が遺構面をなし、後述するＳＳ１が帰属することが明らかとなった。そして、第１－２トレンチでこの上面を平面的に検出し、ＳＳ３・４を検出した。一方、第２－２トレンチおよび第１調査区では、この遺構面の直上に黄褐色泥層（70・88・89層）が堆積し、これらから遺物が出土することも明らかとなり、鍵層として認識できた。

そこで、第２調査区の地層観察を踏まえて、第１調査区からの連続性が認識できる地山および地山由来のブロック土で構成される盛土層の上面と、黄褐色泥層（第３面直上層）の直下層の上面を第３面として認識した。また、第２－１トレンチでは、後述するＳＳ７がＳＤ８の下層で検出できた。このＳＳ７が、第１調査区で検出したＳＳ１・３とほぼ同一の標高にあることから、これを基準として第３面として認識できる地層を把握し、30層上面を第３面と捉えた。

《地形的特徴》

第３面は、地山面の直接加工と盛土によって、平坦地と斜面地、段差といった曲輪としての地形が形成される。

第３面には、平坦地がａ・ｃ・ｄの３カ所が認められる。平坦地ａの標高が最も高く、その東側に平坦地ｃが、北東から北側に平坦地ｄが一段低くなって存在する。これらの比高によって形成される地形が、ゆるやかに傾斜する斜面ｂである。そして、平坦地ｃの東

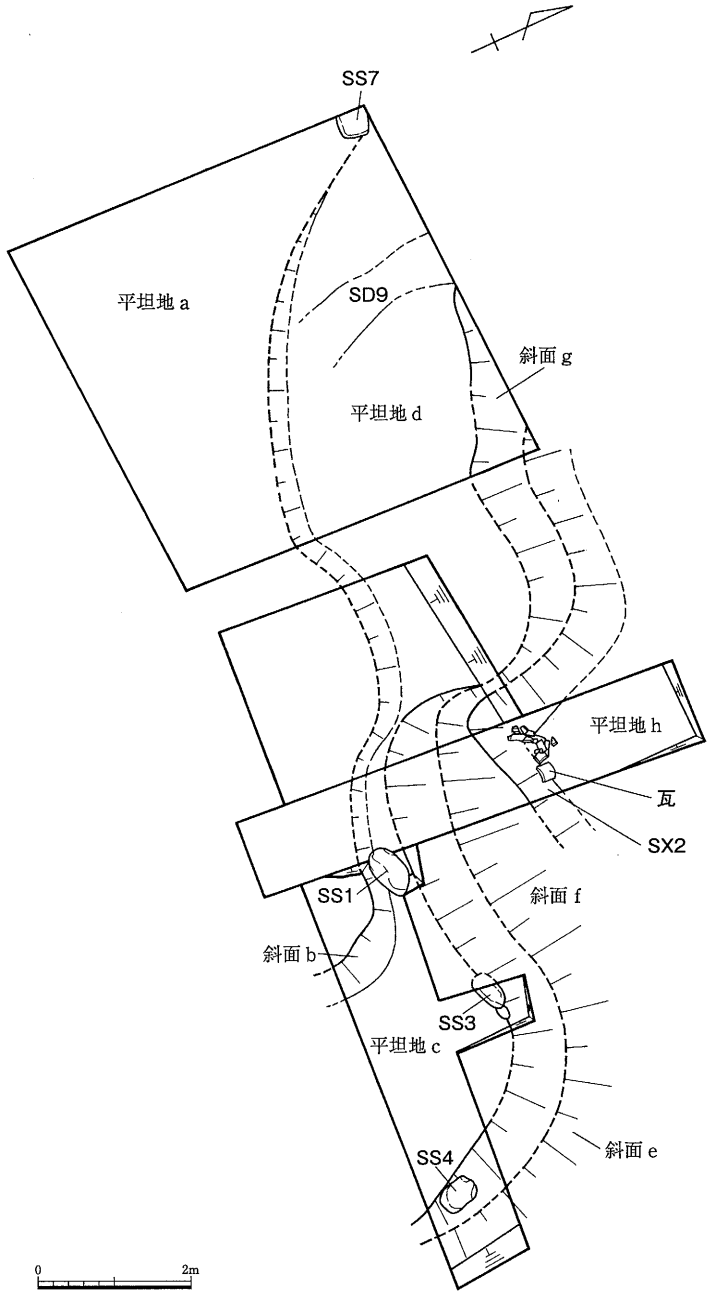

第36図　ＥＢＳ10－３第３面復元平面図（1/100）

側及び、北側に位置する傾斜部が斜面ｅ・斜面ｆである。また、平坦地ｄの北東側の傾斜が斜面ｇである。斜面ｆの北側、斜面ｇの北東側で大きく下がって段差（ＳＸ２）を形成する。さらにＳＸ２の北側に広がる平坦部が平坦地ｈとなる。

平坦地ａと平坦地ｄは、主に盛土によって形成される。平坦地ａは、第２－２トレンチ南側で、地山上面に厚さ40～50cmの盛土をすることで造成されている。一方、平坦地ａの西側は、第２－１トレンチの調査では地山層を確認できなかったため、盛土の規模は不明である。しかし、第２調査区北西隅で検出したＳＳ７および30層上面の標高は約175.4～175.5mを測り、平坦地ａとほぼ同じである。したがって、平坦地ａは、第２調査区の南西部から北西部にかけて広がると考えられる。これに対して、平坦地ｄは平坦地ａの北東側に地山上面に厚さ20cmの盛土をして造成される。平坦地ａと平坦地ｄとの比高は約20cmで、平坦地ａが一段高くなっている。しかし、平坦地ｄも西側へ行くにつれて緩やかに上り、北西側で平坦地ａと同じ標高となって、比高は解消される。

平坦地ｃは、平坦地ａの東側で一段下がった位置に広がる。その比高は、約20～30cmを測る。平坦地ｃは、西部では地山面の平坦部を直接利用する。しかし、その東部では、東に下がる地山面の直上に厚さ24cmの盛土をして、平坦地が造成される。

平坦地ｃから東から北側にかけて大きく下がり、斜面ｅが形成される。この傾斜変換線に後述するＳＳ１・３・４が据えられる。特に、ＳＳ１は、斜面ｂと平坦地ｃの折線部、すなわち平坦地ａの裾部に設置されている。第１－１トレンチでは、斜面ｅは、平坦地ａを形成する土の裾部が、北側へ傾斜する地山の直上面に沿って盛られることで形成されている。

斜面ｅは、傾斜の途中で傾斜角度が変化する。傾斜変化点より下方が、斜面ｆである。斜面ｆも斜面ｅと同じ土を地山直上面に盛ることによって、形成されている。ただし、斜面ｆは、緩やかに傾斜するのではなく、やや外側に膨らんで盛土されている。斜面ｆの北側下方の段差であるＳＸ２との機能面での関連する可能性がある。

斜面ｇは、地山上部に厚さ約20～30cmの土を平坦地ｄから連続して盛る。そして、平坦地ｄからやや緩やかに北東方向に傾斜するように形成される。斜面ｇは、第２調査区北東隅部で約30cm急激に落ち込んで段差をなす。調査区外で、ＳＸ２と連続すると考えられる。

ＳＸ２は、北東側へ傾斜する地山層を大きく削って形成された、段差である。地山が平面鈎形に削られているため、段差は北側と東側へ折れる屈曲部を有する。この屈曲は平坦地ｃと平坦地ｄが形成する屈曲と連動する。ＳＸ２は、斜面ｆとの比高は約50cmを測る。なお、この屈曲する隅部上面に堆積する第３面直上層内から瓦がまとまって出土している。

平坦地ｈは、ＳＸ２の北側に広がる。平坦地ｈは、ＳＸ２の地山の掘削で形成された平坦部と、北へ傾斜する地山上面に土を盛って形成した平坦面で構成される。この平坦地ｈと各平坦地との比高は、平坦地ａが約170cm、平坦地ｃが約125cm、平坦地ｄが約125cmを測る。そして、平坦地ｈは曲輪Ⅱとその東側を結ぶ通路の一部であったと考えられる。平

坦地ｈのさらに北側の構造は、未調査のため明らかでない。しかし、現在の通路の北側は堀Ｆとなっており、平坦地ｈの北限も現在の遊歩道の幅を超えるものではなかったと思われる。

ＳＸ２と併せて考慮したとき、曲輪Ⅱへと上る通路としては、平坦地ｈが最も幅広く、それより西側へ上る通路はＳＸ２の段差と平坦地ｄの北側への張り出しによって幅が狭められる構造になっていたと考えられる。つまり、この平坦地と段差は、容易な進入を阻む虎口として機能していたといえる。

《検出遺構》

第３面では、ＳＳ１・ＳＳ３・ＳＳ４・ＳＳ７・ＳＤ９・ＳＸ２を検出した。

ＳＳ１・ＳＳ３・ＳＳ４・ＳＳ７は、礎石である。いずれも大きさは約20～30cm大の自然石が利用され、平滑な面を上方に向けて据えられている。

ＳＳ１・ＳＳ３・ＳＳ４は、曲輪Ⅱの縁辺、細かく示せば平坦地ｃの縁辺部に据えられている。ただし、ＳＳ４は、わずかに地滑りを起こしており、崩落土上で検出した。ただ、平坦面が水平に上方を向いているため、本来は、平坦地ｃを形成する盛土上にあったものが、体勢を維持したまま下方へずれたものと考えられる。これらの心心間距離は、ＳＳ１とＳＳ３が80cm、ＳＳ３とＳＳ４が110cmを測る。

ＳＳ７は、第２調査区北西隅部で検出した。他の礎石とは、距離が離れているが、平坦地ａの裾部に位置するＳＳ１の存在から、一連のものと考えられる。

これらの上面の標高は、ＳＳ１が、175.39m、ＳＳ３が175.26m、ＳＳ４が、174.60m、ＳＳ７が175.49mである。下方に滑るＳＳ４を除き、ほぼ同一の標高であることからも、一連のものと理解できる。

ただし、これらの礎石には柱の当たり痕は見られず、どのような上部構造を持っていたのか明らかでない。上部構造が存在したとしても、どのように柱の支持を行ったか判然としない。これらの機能については検討を要する。

ＳＤ９は、第２調査区の平坦地ｄで部分的に検出した。幅は70cmを測り、調査は平面検出のみ行ったため深さについては明らかでない。南北を指向する。機能についても不明である。

ＳＸ２は、先述したとおり、北へ傾斜する地山を直接削りこんで形成された段差である。地山斜面を北側と東側から削っているため、平面は北側と東側に平面鉤形に屈曲する。この屈曲部の隅部上面には第３面直上層の黄褐色泥（89層）が堆積している。その層内から瓦が上方から落下した形でまとまって出土した（第37図、第38～42図）。瓦は16世紀後半の所産である。礎石との関連性で、瓦葺きの構造物が存在する可能性が指摘できるが、具体的な構造物の支持技術を踏まえた検討を要する。

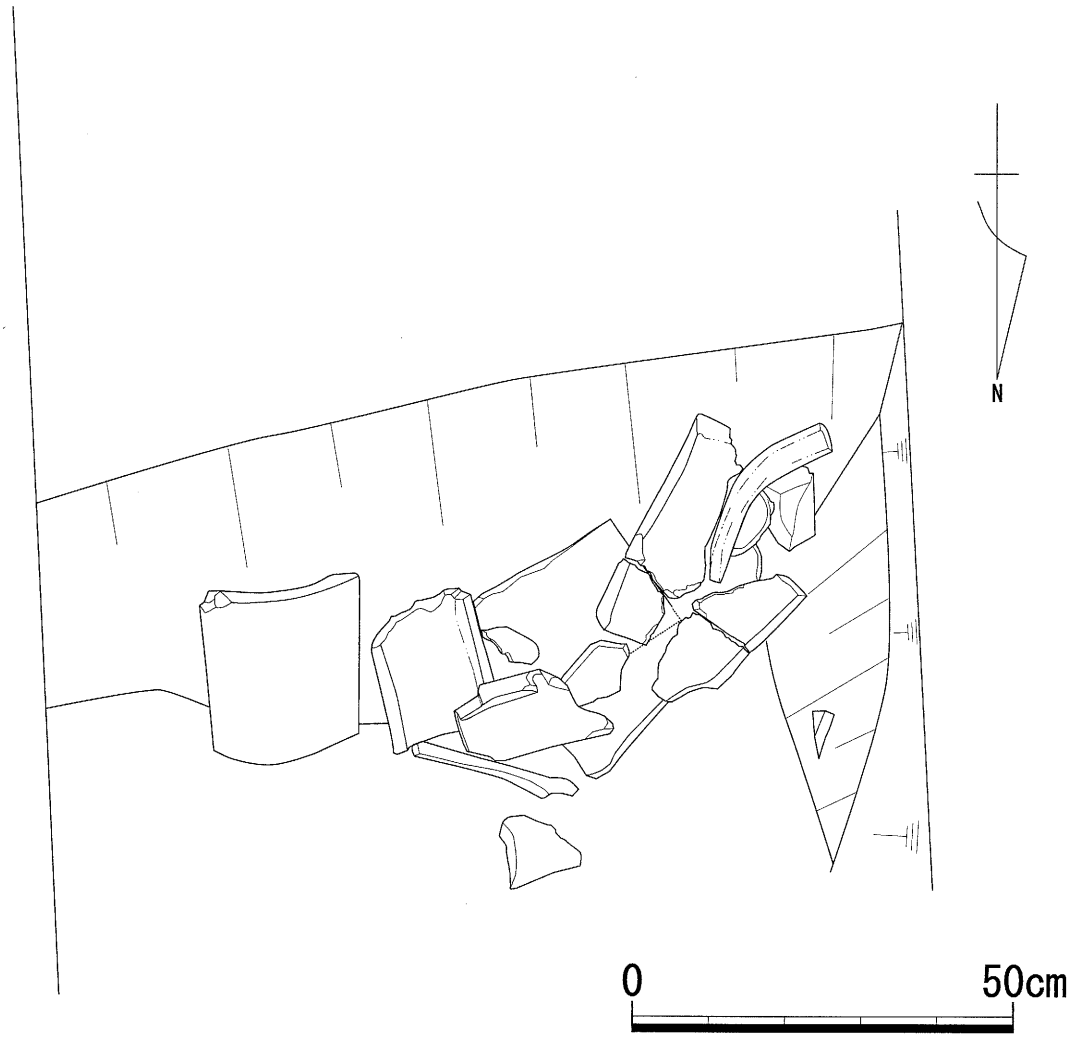

第37図　ＥＢＳ10－３第１調査区ＳＸ２直上層瓦出土状況図（1/20）

5　遺物

今回の調査では瓦、土師質土器（土師皿・甕・火鉢）、瓦質土器（甕・擂鉢）、陶器（備前焼擂鉢・瀬戸美濃焼鉄釉丸皿）、磁器（中国製白磁輪花皿）が出土している。総量はコンテナ約10箱分に相当する。出土した遺物のほとんどが破片資料であり、その大半を瓦が占める。これまでの烏帽子形城跡の発掘調査で出土した瓦は『烏帽子形城跡総合調査報告書』において型式分類して報告されている。今回の調査で出土した瓦も分類可能なものについては、総合報告書の分類に基づき型式分類を行い報告する。なお、瓦の部位名称、観察視点は佐川正敏氏（佐川1989）、山崎信二氏（山崎2000・2008）の研究成果に基づく。

（1）瓦

＜第２調査区SK５＞（図版13）

１・２は第２調査区SK５から出土した。

１は平瓦狭端部の破片である。残存長15.2cm、幅19.6cm、厚さ1.8cmを測る。凸面はタテナデ、凹面はヨコナデされる。凸面、凹面ともにコビキAや布目の痕跡は見られないが、ハナレズナは全体的に見られる。凹面狭端部は0.7～1.0cm幅で端まで浅く面取りを行い、狭端面幅は1.6cmになる。側縁凹面側の縁辺はナデによってやや鈍い稜をなす。側面はケズリの

後にタテナデされ、狭端面はケズリの後にヨコナデされる。焼成はやや軟質で、灰白色を呈す。胎土は粗く、石英・長石・チャートの極粗砂～細礫を多く含む。規格や凹面狭端部の面取りの様相からＨ２に該当する。詳細な時期は不明であるが、中世の所産である。

２は平瓦の破片である。残存長15.5cm、残存幅13.5cm、厚さ2.8cmを測る厚手の瓦である。凸面は粗いタテナデが施され、側縁縁辺部にはバリが残る。凹面は粗いタテナデの下にわずかにコビキＡの痕跡が残る。凹面、凸面ともにハナレズナが顕著に残る。凹面狭端部は1.7～1.9cm幅で端まで幅広の面取りを行い、狭端面幅は2.4cmになる。側縁凹面側の縁辺はナデによってやや鈍い稜をなす。側面はケズリの後にタテナデされ、狭端面はケズリの後にヨコナデされる。焼成は硬質でいぶし焼により外面は黒色化し、断面は灰白色を呈す。胎土はやや粗く、石英・長石・チャートの極粗砂～細礫を多く含む。規格や凹面狭端部の面取りの様相からＨ９に該当する。詳細な時期は不明であるが、中世の所産である。

＜第２調査区第１面構成土＞（図版13・14）

３・４は第２調査区第１面構成土層から出土した。

３は平瓦の破片で、残存長10.7cm、残存幅13.5cm、厚さ2.3cmを測る。凸面は幅約２cmの丁寧なタテナデが施され、側縁縁辺部にはバリが明瞭に残る。凹面は1.5cm幅の工具で丁寧なヨコナデを施す。凹面、凸面ともにハナレズナが顕著に残る。側縁凹面側の縁辺は0.5cm幅でタテナデされるため断面は少し丸みを帯びる。側面はケズリの後にタテナデされる。焼成は堅く焼しまり、色調は明るく外面は灰黄橙色、断面は灰白色を呈す。胎土は緻密で、石英・長石・チャートの極粗砂～細礫を多く含む。調整及び側縁縁辺部の形態からＨ７に該当する。詳細な時期は不明であるが、中世の所産である。

４は有段の丸瓦の破片である。残存長13.0cm、胴部の厚さ2.8cmを測る。胴部凸面にはタテナデの下に縦方向の縄目タタキが明瞭に残る。凹面にはコビキＡや布目、吊り紐の痕跡が見られる。吊り紐は布袋の外側に紐を綴じ付ける「外側とじつけ」であり、縄目単位も明瞭に認められる。わずかに残る側面と側縁凹面側の面取りから側縁の断面形は逆台形に近い。玉縁長は5.3cmであり、玉縁凸面はヨコナデでされる。玉縁部凹面は2.8cm幅で面取りを行う。玉縁部側縁凸面側の面取りは不明であるが、胴部狭端縁凸面側及び玉縁部狭端縁辺の面取りは見られない。焼成はやや軟質で、色調はいぶし焼により外面は黒色、断面は灰白色を呈す。胎土は緻密で、石英・長石の極粗砂を含む。各面取りの様相からＭ７に該当する。Ｍ７の年代的位置づけは玉縁部側面に削り残しがあることから14世紀に収まると想定されていたが、本資料の吊り紐が「外側とじつけ」であることから14世紀後半以降と考えられ、Ｍ７は14世紀後半に位置づけられる。

＜第２調査区SD８＞（図版14）

５は第２調査区SD８から出土した。平瓦の破片で、残存長16.0cm、残存幅14.8cm、厚さ2.3

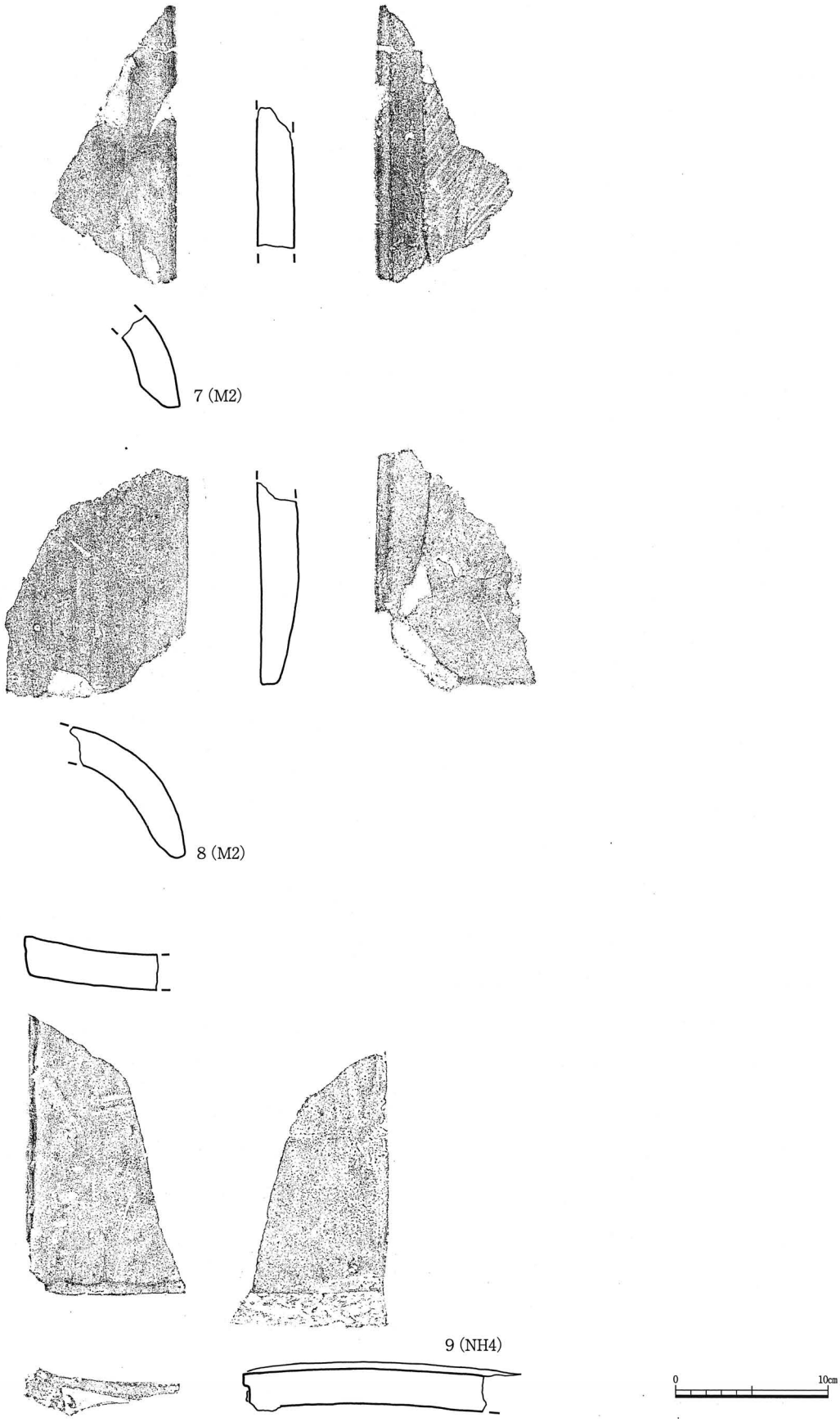

第38図　ＥＢＳ10－３第１調査区出土遺物実測図（1/4）

cmを測る。全体的に摩滅が著しいが、凸面は丁寧にタテナデされ、凹面はナデの下に布目の痕跡がわずかに認められる。側縁凹面側の縁辺はタテナデにより、やや鈍い稜をなす。側面はケズリの後にタテナデされる。凹面、凸面ともにハナレズナが見られる。焼成はやや軟質である。色調は明るく黄橙色を呈すが、部分的に炭素吸着により黒色化する。断面は灰白色となり、流文状の粘土縞が認められる。胎土は粗く、石英・長石・チャートの極粗砂～細礫を多く含む。規格や胎土、焼成からＨ３に該当する。詳細な時期は不明であるが、中世の所産である。

＜第２調査区第２面構成土＞（図版14）

６は区第２面構成土層から出土した。６は有段の丸瓦の破片である。残存長12.5cm、胴部狭端幅12.6cm、胴部の厚さ2.0cmを測り、やや小ぶりである。胴部凸面には縦方向の縄目タタキの後、丁寧なタテナデを施し、狭端部のみ２cm幅でヨコナデされる。凹面にはコビキAや布目の痕跡が残る。側面幅は1.1cmで、胴部側縁凹面には1.4cm幅で面取りを行う。凸面側にも0.3cm幅で面取りし、側縁の断面形は逆台形に近い。玉縁長は4.8cm、玉縁部広端幅は9.7cmであり、玉縁凸面はヨコナデされる。玉縁部凹面は布袋の絞り目が明瞭に残り、1.7cm幅で面取りを行う。玉縁部側縁凸面側の面取りは0.5cm幅で胴部まで及ぶ。焼成は硬質で、色調はいぶし焼により外面は黒色化し、断面は灰白色を呈す。胎土は緻密で、石英・チャートの極粗砂を含む。規格や面取りの様相からＭ３に該当し、15世紀後半～16世紀の年代的位置づけが可能である。

＜第１調査区SX２直上層＞（第38～42図、図版15・16・17）

７～16は第１調査区SX２直上層から出土した。

７は丸瓦の破片であり、胴部の厚さ2.4cmを測る。胴部凸面は板状工具によるタテナデが施される。凹面にはコビキAや布目の痕跡が残るが、吊り紐痕跡は不明である。胴部側縁凹面側の面取りは、2.4cmと幅広く削るため、側面幅は0.8cmと狭い。その結果、側縁の断面形はやや鋭い。焼成は良好で、いぶし焼にやり銀黒色化を呈す。胎土は緻密で、石英・長石・チャートの極粗砂～細礫を含む。側縁断面形や面取りの様相からＭ２に該当し、15世紀後半～16世紀の所産と考えられる。

８は丸瓦広端部の破片であり、胴部の厚さ2.3cmを測る。広端部凹面は7.3cmの幅で浅く面取りをする。凸面、凹面の調整や面取り、側縁の形状など７と類似しており、同一個体の可能性が高い。胎土、焼成、色調も７と同様である。

９は軒平瓦の破片である。瓦当部は内区にわずかに唐草状の文様が残り、周縁はナデで仕上げる。顎部は平瓦広端部にキザミを入れた後、粘土を貼り付けて段顎に成形する。平瓦部は厚さ2.2cmを測る。平瓦部凹面には板状工具を用いたタテナデが施され、全面にハナレズナが見られる。凸面は丁寧にヨコナデされる。瓦当上縁は0.5cm幅で端まで面取り

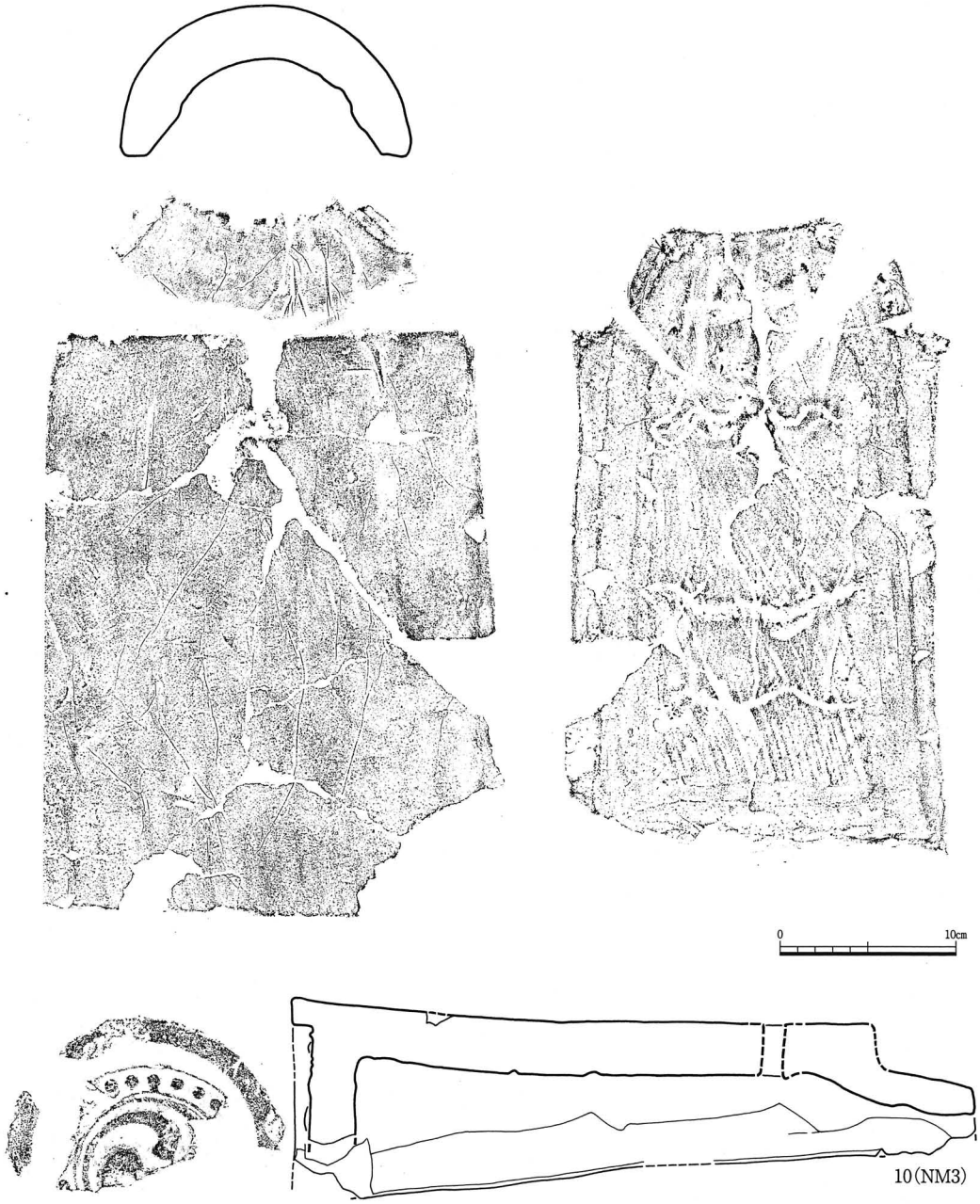

第39図　ＥＢＳ10－３第１調査区出土遺物実測図（1/4）

を行う。側縁凹面側の縁辺はタテナデにより、やや鈍い稜をなす。側面はケズリの後にタテナデされる。焼成は良好で灰白色を呈す。胎土は密で石英・長石の極粗砂～細礫を含む。既往型式にはなくＮＨ４とする。詳細な時期は不明であるが、中世の所産と考えられる。10は巴文軒丸瓦である。内区には右巻き三巴文を施し、その外側に一重の圏線を巡らし、内区と外区に区切る。外区には復元で32個の珠文を密に配置する。珠文の外側には一重の圏線を巡らす。巴文の巴頭は丸く、断面は山形に大きく盛り上がる。巴尾は太く、圏線につく。周縁は未調整である。瓦当直径は復元で15.0cm、瓦当厚は2.7cm、丸瓦を含めた全長

は38.0cmを測る。丸瓦は瓦当裏面の凹面と凸面に粘土を充填して貼付け、瓦当裏面の接合部には丸瓦凹面に沿って充填粘土を撫で付ける。また接合部である丸瓦広端面にはキザミなどの接合補強の調整は行われていない。

接合する丸瓦はＭ４であり、胴部長32.5cm、玉縁長5.5cm、胴部狭端幅16.0cm、玉縁広端側幅12.5cm、玉縁狭端側幅7.8cm、胴部の厚さは3.0cmを測る。胴部凸面は細かく丁寧なタテナデが施される。タテナデの下には狭端付近に縦方向の縄目タタキが残るが、タテナデによって消されている。胴部狭端側には、直径1.1cmの釘穴が焼成前に凸面側から穿孔される。玉縁部凸面はヨコナデで仕上げられる。凹面にはコビキＡと布目、３本の吊り紐痕跡が見られる。吊り紐は３本とも丸瓦の型にかぶせた布袋に紐を内側と外側を交互に通して縫い付けた痕跡「内外通し縫い」を示す。上段の吊り紐は小さな山形が連続するように紐が垂れるが、中段と下段の吊り紐はほぼ直線状に縫い付けられる。中段は紐の撚り目が明瞭に残る。

両側縁凹面側には、1.5～3.0cmの幅で浅く面取りを行い、側縁の断面形は方形となる。玉縁端凹面は2.5cm幅で玉縁幅の半分のみ浅く面取りがなされ、面取りされない部分は布目と絞り目が玉縁部端面まで残る。玉縁部側縁凸面側の面取りは胴部狭端までは及ばない。焼成は良好で褐色から灰白色を呈し、玉縁部付近はいぶし焼により黒色化する。胎土は緻密で0.1cm大の石英・長石の極粗砂を含む。吊り紐が「内外通し縫い」であることや玉縁部側縁凸面の面取りが胴部狭端まで及ばないことから14世紀の所産と考えられる。既往型式になく、ＮＭ３とする。

11は有段の丸瓦である。規格は全長32.0cm、胴部長27.4cm、玉縁長4.6cm、胴部狭端幅14.5cm、玉縁広端側幅12.0cm、玉縁狭端側幅9.7cm、胴部の厚さ2.2cmを測る。胴部凸面は丁寧なタテナデが施され、凹面にはコビキＡの痕跡が見られる。玉縁部と広端部付近には布目も残るが、吊り紐痕跡は見られない。両側縁凹面側には、1.4～2.0cmの幅で面取りを行う。側面幅は1.0cmを測り、面取り幅との比率は最大で１：２となり、側縁の断面形ははやや鋭い逆台形となる。広端縁凹面は幅広く6.0cm幅で削られ、玉縁端凹面は3.0cm幅で面取りがなされる。玉縁部側縁の凸面側には、胴部狭端まで面取りが及ぶ。さらに0.3cm幅で胴部広端縁凹面側、胴部狭端縁凸面側、玉縁部端面凹面側および凸面側のぞれぞれの縁辺を面取り調整をする。焼成は良好で硬く焼きしまり、須恵質となり暗青灰色を呈す。胎土は緻密で石英・長石・チャートの極粗砂～細礫を含む。各縁辺に面取りが行われ、規格、側縁の断面形態からＭ２に該当し、年代は15世紀後半～16世紀に位置づけられる。

12は丸瓦広端部の破片であり、胴部高7.9cm、広端復元幅16.0cm、胴部の厚さ2.0cmを測る。胴部凸面はタテナデの後、板状工具によるヨコナデが施され、ハケメ状に痕跡が残る。ナデの下にはわずかに縄目タタキが認められる。凹面にはコビキＡと布目の痕跡が残るが、吊り紐痕跡は不明である。胴部側縁凹面側の面取りは、1.4cm幅で浅く削るため、側縁の断面形は方形となる。広端部凹面も2.5cm幅で浅く面取りをするため、広端部断面形は方

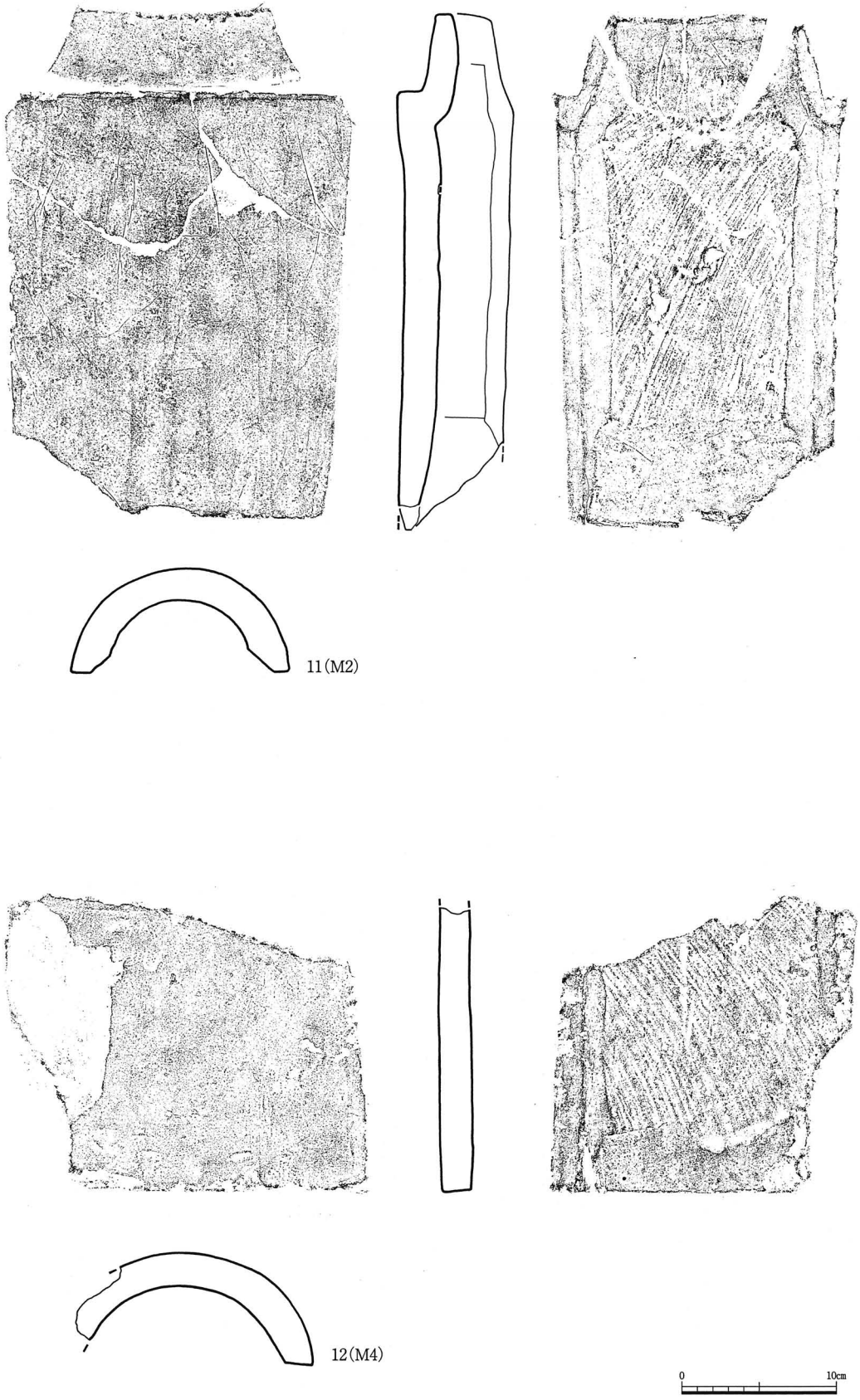

第40図　ＥＢＳ10－３第１調査区出土遺物実測図（1/4）

形に近い。焼成は良好で、灰白色を呈す。胎土は緻密で0.1～0.8cm大の石英・長石・チャートの極粗砂～中礫を含む。胴部の厚さがやや薄いが、その他の規格や面取りの様相からＭ４に該当すると思われ、年代は14世紀に位置づけが可能である。

13は平瓦で全長28.0cm、狭端幅18.8cm、広端復元幅20.9cm、厚さは1.9cmを測る。凸面はタテナデが施される。側縁凸面側には凹型台の使用を示すバリが残る。凹面はナデが施され、全体的にハナレズナが見られる。凹面狭端部は0.6～1.5cm幅で端まで浅く面取りを行う。側縁凹面側の縁辺は丁寧なナデによって丸みを帯びる。側面はケズリの後にタテナデされ、広端面、狭端面はケズリの後にヨコナデされる。焼成はやや軟質で、いぶし焼により黒色化する。胎土は粗く、石英・長石・チャートの極粗砂～中礫を含む。調整や面取り、焼成の様相はＨ２に類似するが、規格はわずかながらＨ２より一回り小さいため、H11とする。年代は製作技法がＨ２と類似することから、14世紀の所産と考えられる。

14は平瓦で全長26.5cm、狭端幅18.6cm、広端復元幅20.5cm、厚さは1.8cmを測る。凸面にはコビキＡの痕跡とハナレズナが全体的に見られる。板状工具によりタテナデが施されるが、狭端付近には工具の当り痕が残る。側縁凸面側には両側縁ともバリが明瞭に認められ、凹型台の使用を示唆する。凹面には無文の板を用いて縦方向にタタキ締めた後、1.3cm幅でタテナデを行う。さらに3.2cm幅の板状工具で斜め方向にナデを行い、その痕跡が部分的にハケメ状に残る。凹面狭端部は0.8cm幅で端まで浅く面取りを行う。側縁凹面側の縁辺はナデによってやや鈍い稜をもつ。側面はケズリの後にタテナデされ、広端面、狭端面はケズリの後にヨコナデされる。焼成はやや軟質で、いぶし焼により黒色化する。胎土は密で石英・長石・チャートの極粗砂～細礫を含む。13と同じくH11に該当する。

15は有段の丸瓦である。規格は全長30.3cm、胴部長26.4cm、玉縁長3.9cm、胴部狭端幅12.8cm、玉縁広端側幅10.3cm、玉縁狭端側幅7.4cm、胴部の厚さ2.0cmを測る。胴部凸面は縄目タタキでタタキ締められた後、1.3cm幅の粗いタテナデを施し、狭端部付近はヨコナデをする。ナデは粗く、部分的にナデ消されなかった縄目タタキが残る。凹面にはコビキＡの痕跡が見られ、玉縁部には布のしぼり目がよく残る。吊り紐痕跡は狭端部付近にわずかに１本残るが詳細は不明である。両側縁凹面側には、1.2cm幅で面取りを行い、広端縁凹面は3.9cm幅で浅く削られるため、側縁及び広端縁の断面形は逆台形に近い。玉縁端凹面は0.8cm幅で面取りがなされる。玉縁部側縁凸面側の面取りは胴部狭端まで及ばない。焼成は良好で灰白色を呈す。胎土は緻密で石英・長石・チャートの極粗砂～細礫を含む。調整や面取りの状況はＭ３に類似するが、玉縁部側縁凸面側の面取りは胴部狭端まで及ばないことから、M14とし、年代は14世紀頃の所産と考えられる。

16は平瓦で厚さは2.2cmを測る。凸面はタテナデされ、コビキＡの痕跡が認められる。凹面は細長い無文タタキでタタキ締めた後、タテナデを施す。凹面狭端部は0.3～1.3cm幅で端まで浅く面取りを行う。凹面、凸面ともに全体的にハナレズナが見られる。側縁凹面側の縁辺はナデによってやや鈍い稜をなす。側面はケズリの後にタテナデされ、狭端面は

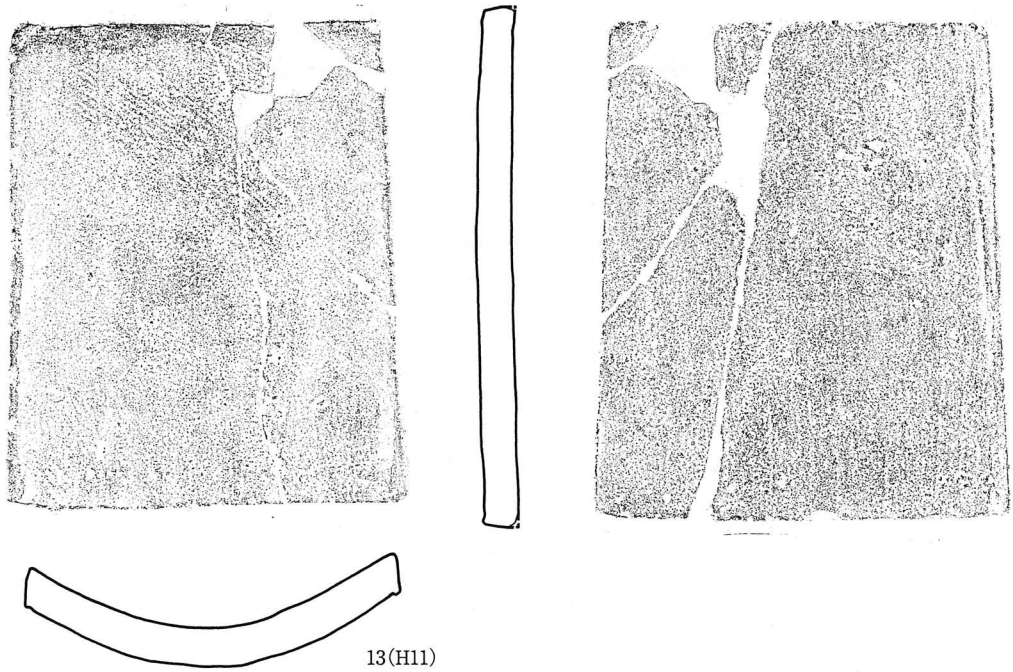

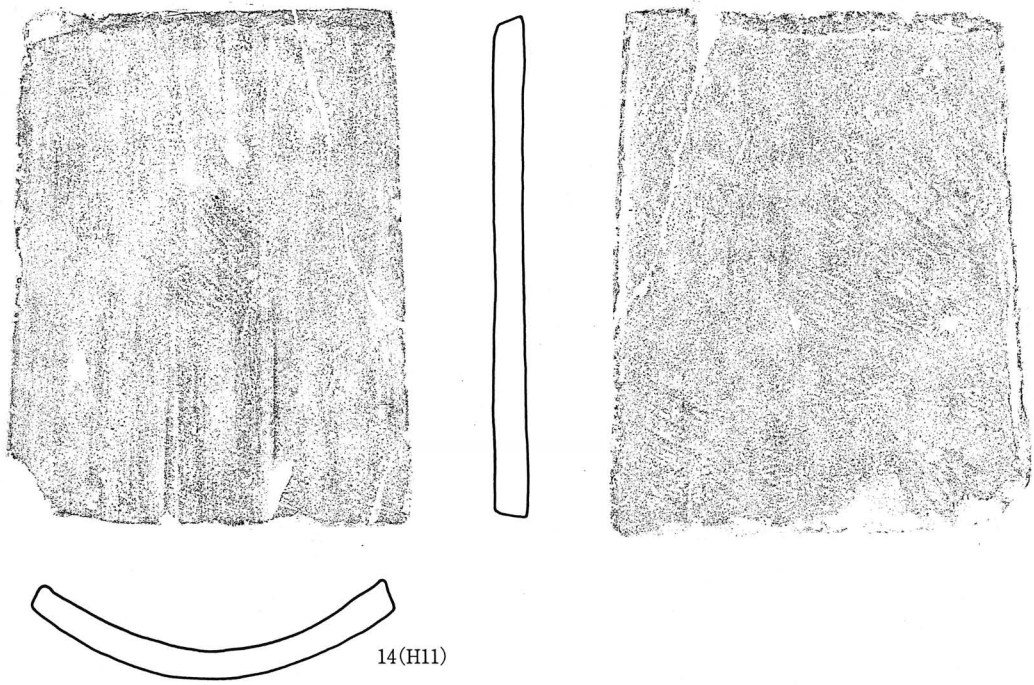

0 10cm

第41図　ＥＢＳ10－３第１調査区出土遺物実測図（1/4）

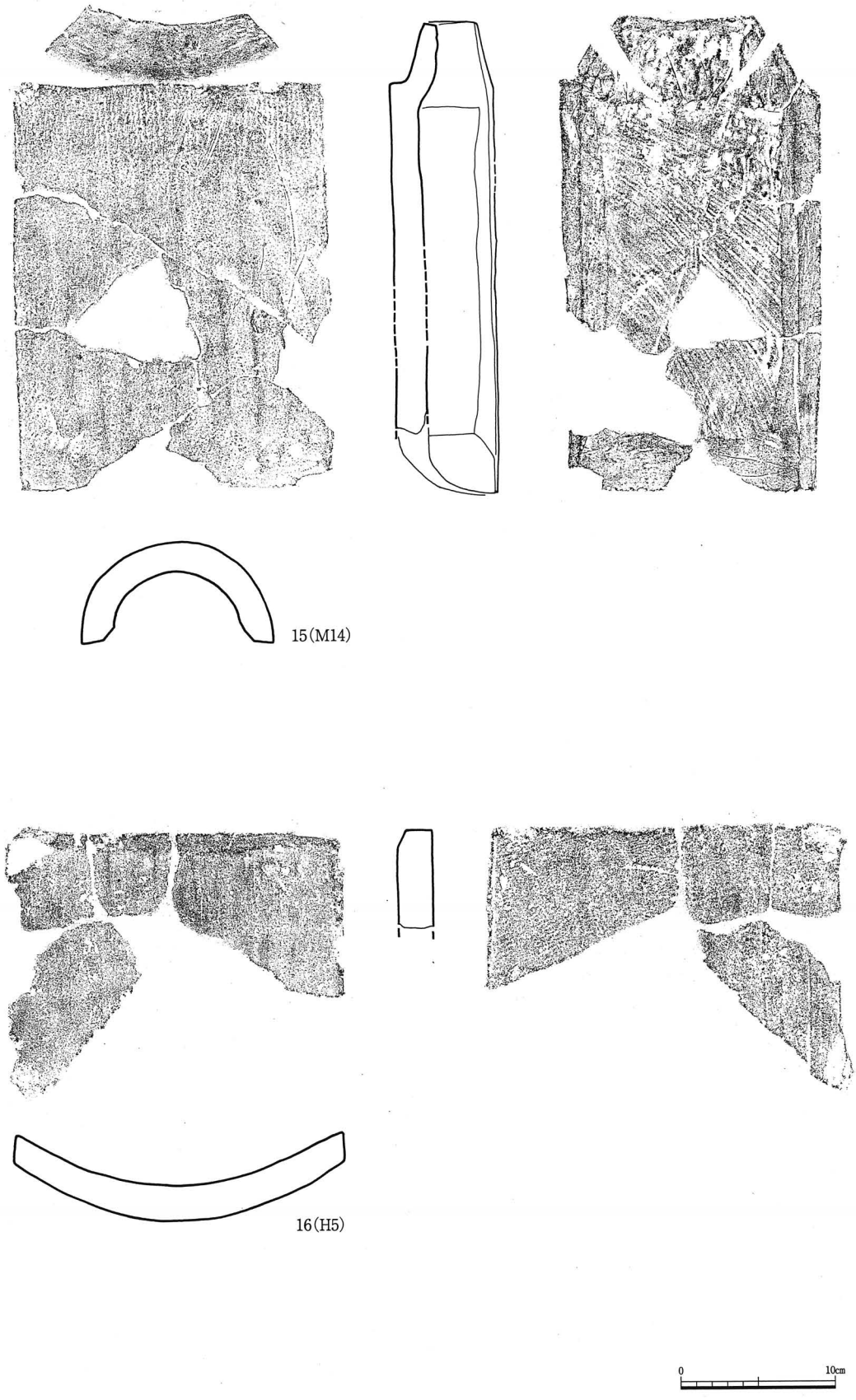

第42図　ＥＢＳ10－３第１調査区出土遺物実測図（1/4）

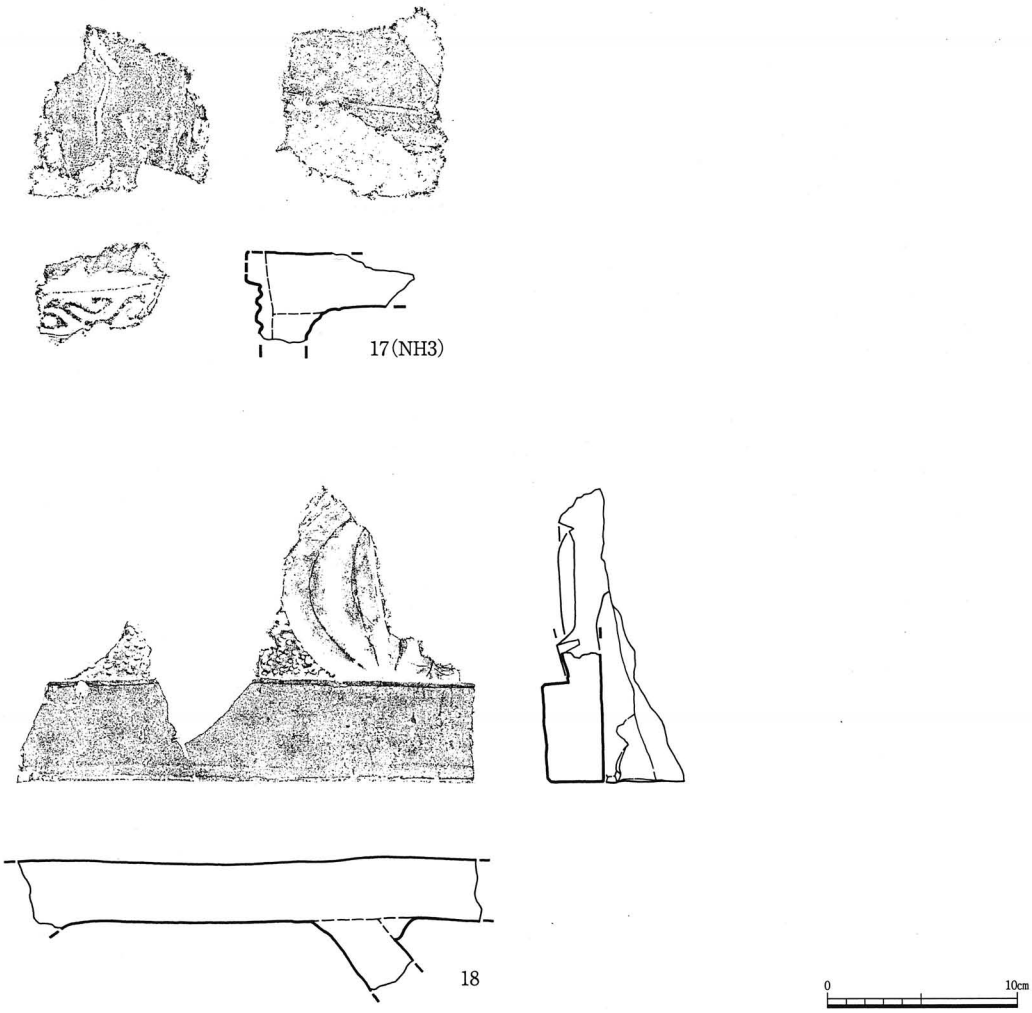

第43図　ＥＢＳ10－３第２調査区出土遺物実測図（1/4）

ケズリの後にヨコナデされる。焼成はやや軟質で、灰白色を呈す。胎土は粗く、石英・長石・チャートの極粗砂～中礫を多く含む。調整からＨ５に該当し、年代は中世の所産と考えられる。

＜第２調査区表土＞（第43図、図版17）

17・18は第２調査区表土層から出土した。

17は軒平瓦の破片である。瓦当部は一重の界線の内側に唐草文が展開する。周縁は高く、ナデで仕上げる。顎部は平瓦広端部に粘土を貼り付けて段顎を成形する。顎部裏面には接合時のヨコナデの跡が明瞭に残る。平瓦部凸面には粗いタテナデを施す。凹面にも粗いナデが施されるが、ナデの下には布目が残る。瓦当上縁は0.5cm幅で端まで面取りを行う。焼成は良好で、いぶし焼により淡褐色から黒色化する。胎土は密で石英・長石の極粗砂を含む。既往の型式になくＮＨ３とする。年代は中世に位置づけられる。

18は道具瓦の破片である。ナデによって平滑に仕上げられた幅5.4cmの縁より一段下がっ

た部分には、断面が山形の突帯で表された蓮華文と思われる装飾を貼付け、その周囲に刺突文を施す。側面はケズリの後、粗いヨコナデで仕上げる。裏面には下方にのびる突起がある。焼成は良好で、いぶし焼により黒色化する。胎土は緻密で石英・長石・チャートの極粗砂～中礫を含む。用途や年代については不明である。

（２）土器・陶磁器　（第44図）

19は復元口径8.2cmを測る小型の土師皿である。丸みを帯びた体部に口縁端部は水平方向にやや伸びる。口縁部には内外面とも煤が付着する。黄橙色系である。第１調査区第１－１層から出土した。今回の調査で出土した土師皿は口径８cm前後の小型、口径10cm前後の中型、口径14cm前後の大型の３形式に分類できる。口径に口縁部形態、調整を勘案すると、これらは千喜良編年のｎ、ｔ形式に該当し、16世紀前半から16世紀後半までの所産と考えられる（千喜良2002）。

20は瀬戸美濃焼丸皿である。復元口径は9.5cmを測る。碁笥底の底部から体部はゆるやかに外反する。全体に鉄釉がかけられるが、底部外面は丸く筋状に鉄釉が剥げており、輪トチンの跡が見られる。同様に底部内面には目跡が残る。大窯Ⅲ期に該当し、16世紀の後半の所産である（藤澤1993）。第１調査区第２層から出土した。

21～24、27～30、35は第２調査区第２面直上層から出土した土師皿である。

21は復元口径8.6cmを測る小型の土師皿である。底部には手づくね成形による指頭圧痕が残り、口縁部は肥厚させて丸く収める。外面には煤が一部付着する。黄橙色系である。22は復元口径10.2cm、23は10.3cmを測る中型の土師皿である。底部には手づくね成形による指頭圧痕が残り、口縁部は肥厚させながら斜め上方にのびる。口縁部はヨコナデで仕上げる。黄橙色系である。

24は復元口径14.0cmを測る大型の土師皿である。底部から斜め上方にのびる体部には手づくね成形による指頭圧痕が残り、口縁部はナデで調整する。黄橙色系である。

25は瓦質擂鉢であり、復元口径は29.0cmを測る。口縁部は外側にわずかに肥厚して直立する。体部外面は横方向のケズリ、口縁部は横ナデで調整する。内面には擂り目がみられる。第２調査区ＳＫ５から出土した。

26は瓦質擂鉢であり、復元口径は29.0cmを測る。直線的にのびる体部に、上方につまみ上げて形成した口縁が続く。全体的に摩滅が著しく、調整は不明であるが、内面には擂り目がわずかに残る。第２調査区第３面直上層から出土した。19・20ともに鋤柄編年Ⅱ－２に該当し、16世紀前半に属する（鋤柄1989）。

27～30は第２調査区第２面直上層から出土した土師皿である。

27は復元口径8.8cm、28は8.1cmを測る小型の土師皿である。21は外面には指頭圧痕が残り、口縁部は肥厚させながら外側へ開く。わずかに赤褐色の釉薬が残る。 22は口縁部に比べて底部は手づくね成形による強い指オサエのため器壁は薄くなり、その結果外面はやや外

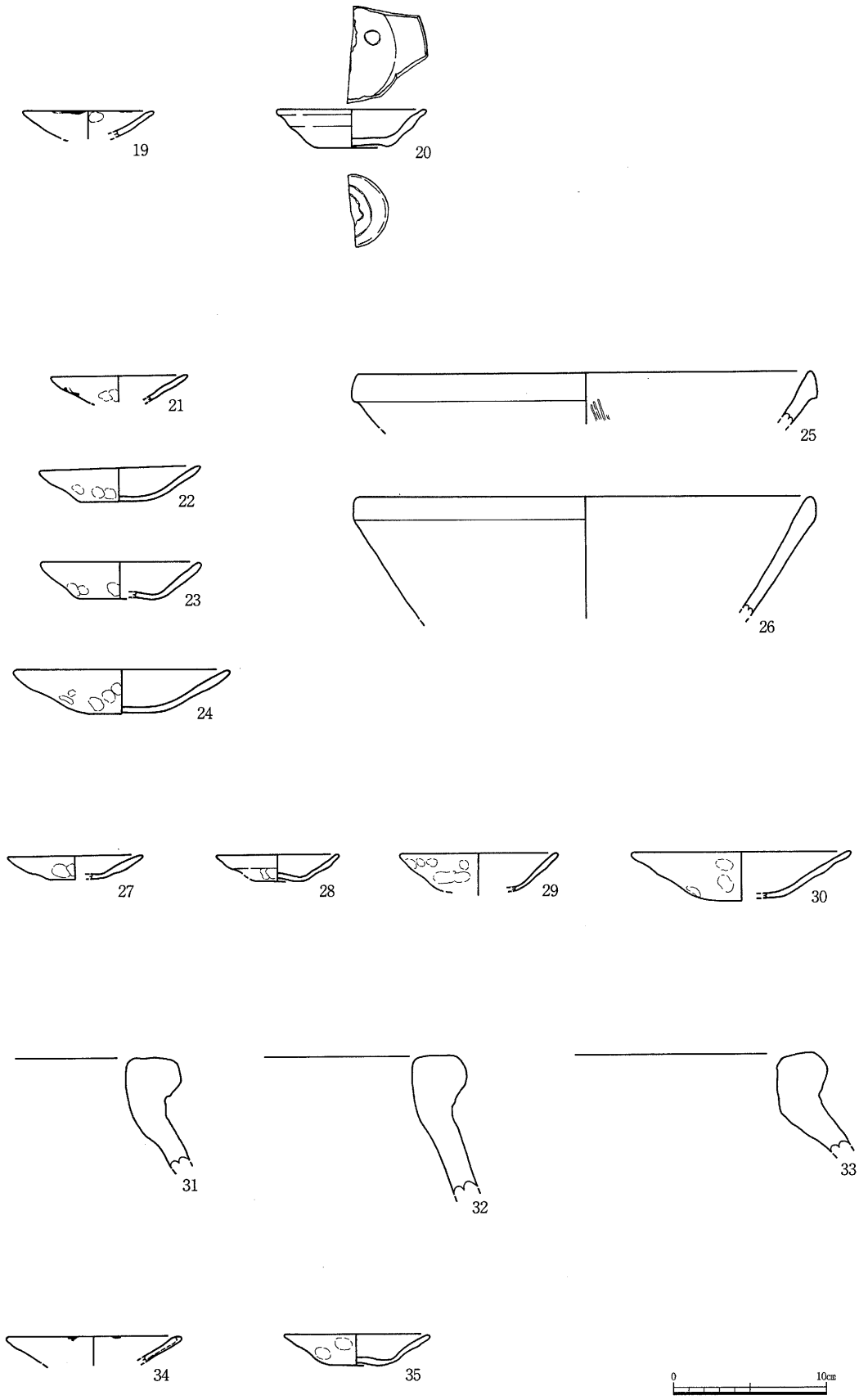

第44図　ＥＢＳ10－３第１・２調査区出土遺物実測図（1/4）

側に屈曲が見られる。黄橙色系である。

29は復元口径10.2cmを測る中型の土師皿である。外面には指頭圧痕が残り、口縁部は外側へ開き、器高は低い。黄橙色系である。

30は復元口径14.3cmを測る大型の土師皿である。底部から斜め上方にのびる体部には手づくね成形による指頭圧痕が残り、口縁部はナデで調整する。黄橙色系である。

31～33は瓦質土器の甕である。いずれも短く直立する頸部に口縁部は丸く収める。口縁部の断面形はやや丸みを帯びた台形となる。全体的に摩滅が著しく調整が不明である。31・32は第２調査区埋没土層、33は第２調査区第１－１層から出土した。鋤柄編年Ⅲ－１に該当し、16世紀前半の所産と考えられる（鋤柄1989）。

34は復元口径11.3cmを測る中型の土師皿である。直線的にのびた口縁部には煤が付着する。黄橙色系である。第２調査区埋没土層から出土した。

35は復元口径9.4cmを測る中型の土師皿である。底部には手づくね成形による指頭圧痕が残り、口縁部は肥厚させながら斜め上方へつまみ出す。外面には橙色の施釉が一部残る。黄橙色系である。第２調査区第２面直上層から出土した。

6　まとめ

《各遺構面について》

今回の調査では、曲輪Ⅱの東側中央縁辺部を対象とした。その結果、第１面・第２面・第３面の３つの遺構面が認められた。

第１面　第１面は、第２面平坦地ａの上部にのみ盛土して嵩上げし、第１面平坦地ａが主に形成されていたことが明らかになった。基本的な地形的特徴は第２面を踏襲している。そして平坦地ａの東側はやや緩やかな斜面ｂとなり、その縁辺部に石列（ＳＳ10）が設けられていた。また、平坦地ａの北側の斜面ｄではＳＳ６を検出した。ＳＳ６は第２面のＳＤ８を埋め戻して据えられており、北側の調査区外に遺構がさらに広がる可能性を暗示する。このようなことから、第１面は平坦地ａを中心とした曲輪Ⅱの改修が行われた遺構面と考えられる。

第１面の基盤である第１－１層の時期については、第２面直上層から出土する土師皿が16世紀後半の所産であることから、少なくともそれ以降の造成と想定される。

第２面　第２面は、第３面平坦地ａおよび平坦地ｄの上部と、第３面斜面ｃ・ｆの北側およびＳＸ２の上部に盛土して形成されることが明らかになった。盛土の結果、曲輪Ⅱの平坦部が第２面平坦地ａとして拡張される。また、さらにその拡張によって、曲輪Ⅱ東側中央部に段差αの成因となる北側へせり出す部分が形成される。一方、第２調査区北西隅では、南西から北東を指向するＳＤ８を検出した。ＳＤ８は、曲輪Ⅱから堀Ｆ方向への排水を意図して造成されたと考えられる。このようなことから、第２面は、曲輪Ⅱ上部へ厚く盛土するなど大規模な改修が行われた遺構面といえる。

第２面の年代的位置づけは、第２面機能時に堆積したと考えられる23層内から16世紀後半の土師皿が廃棄された形でまとまって出土していることから判断できる。つまり、第２面は、少なくとも16世紀後半には曲輪Ⅱとして機能していたと想定される。

第３面　第３面は、地山上面を削り、また盛土することによって、曲輪Ⅱ東側中央部を中心とする城郭遺構が成立する面である。これによって、平坦地ａ・ｃ・ｄが造成される。そして平坦地ｃの縁辺部にはＳＳ１・３・４が設置される。平坦地ａと平坦地ｄの比高が解消される部分にＳＳ７が据えられる。さらに、平坦地ｃ北側および平坦地ｄ東側は、地山が大きく削り取られて、平面鈎形に屈曲する段差ＳＸ２が形成される。この屈曲は平坦地ｃ・ｄの屈曲と連動する。さらに、ＳＸ２の北側には地山の切り盛りによって平坦地ｈが造成される。この平坦地ｈは、曲輪Ⅱとその東側をつなぐ通路の一部であることが明らかになった。そして、このＳＸ２と平坦地ｈが織りなす地形は、東側から曲輪Ⅱへ上る通路の動線を、曲輪Ⅱの形態と連動して屈曲する段差ＳＸ２が北側へ向けさせる機能を有すると考えられる。したがって、この地形を虎口として認めることができる。

また、ＳＸ２直上を覆う第３面直上層からは、瓦がまとまって出土している。その出土地点の南側上方には平坦地ｃ縁辺部に据えられた礎石が存在する。これらの存在の組合せから、瓦を使用する構造物が存在していた可能性が指摘できる。しかし、具体的な構造物の支持技術など解明すべき問題が残り、今後の課題である。また、この瓦は上方から落下した形で出土しており、第３面が廃絶した段階で、瓦使用構造物も同様に廃絶したと考えられる。

以上のことから、第３面は、地山層の切り盛りによって曲輪Ⅱの平坦面と虎口が形成され、瓦使用の構造物が存在するなど、烏帽子形山に山城としての構造物が初めて形成される遺構面といえる。

第３面の形成時期は、第３面直上層から出土する瓦質擂鉢が16世紀前半の所産であり、第２層から出土する瀬戸美濃焼鉄釉丸皿が16世紀後半の所産であることから、少なくとも16世紀前半～中頃に位置づけられると考えられる。

《調査の目的とその結果について》

今回の調査の目的について、本節の最初に４点挙げている。要約すれば①曲輪Ⅱへの動線の問題、②曲輪Ⅱ段差αの構造の問題、③曲輪Ⅱ下段および段差βの形成と機能の問題、④曲輪Ⅱと曲輪Ⅱ下段の問題である。

①　曲輪Ⅱの動線は、現在遊歩道となっている通路と同一位置を通ることが明らかになった。ただし、第３面では、動線に変化を付ける構造の虎口を確認しており、全く同一経路を通る訳ではない。しかし、第２面では、大規模な盛土によって、斜面ｆ下方の第２面平坦地ｇの位置が第３面平坦地ｈに比べて北側に寄せられる。そのため、第３面にあった動線の変化が薄れ、現在とほぼ近い経路になったと考えられる。第１面についても、第

２面と同様である。つまり、形を変えながらも、現在の通路と同じ位置に曲輪Ⅱへと続く通路が存在したといえる。

② 現地表で確認できる段差αの成因は、第３面平坦地ａ・ｄの上部へ大規模に盛土された第２層である。しかし、第３面で確認できた虎口と第３面平坦地ｄの北側への張り出した地形が大きく影響していることは看過できない。

③・④ 第３面における平坦地ａと平坦地ｃの存在によって、虎口とは関係なく、曲輪Ⅱに上段と下段が形成されていることが明らかになった。ただし、南側における段差の具体的様相については明らかでない。この段差は、第２面においてはやや緩やかな傾斜に変化しており、感覚的には、ほぼ平坦に近かったものと考えられる。しかし、第１面では、この段差が明瞭になって、現地表の段差β、曲輪Ⅱと曲輪Ⅱ下段へと反映されている。つまり、第３面に曲輪Ⅱが形成された段階から、曲輪Ⅱ下段が作り出されており、それが踏襲されつづけていたといえる。

《ＥＢＳ10－３のまとめ》

以上のように、今回の調査によって、烏帽子形城の形成期における虎口の存在が確認でき、また、その構造についても明らかなった。また、曲輪Ⅱ東側中央縁辺部における細部構造とその変化が明らかとなった。

烏帽子形城が形成される第３面では、曲輪Ⅱ及び、曲輪Ⅱにおける瓦使用の構造物の存在が明らかになり、また虎口が形成されたことが明らかとなった。そして、第２面では、大規模な盛土による曲輪Ⅱの改修が行われた。そして、第１面では、曲輪Ⅱの平坦地に更に盛土を加えて曲輪Ⅱ下段が明瞭化された。

今回の調査を経て、以上のような烏帽子形城の形成から改修の過程の中、問題点が二つ浮上する。一つは、第３面において形成された虎口が第２面以後において同一箇所に見られなくなるのはなぜかということである。もう一つは、各遺構面の時期比定である。

これらの問題については、今回調査した箇所だけではなく、山城全体の改修のプロセス、特に土塁④・⑤、堀Ｆ・Ｈの造成過程からみていくことができる。曲輪Ⅱの北東に位置する土塁④・⑤は、これまでの調査によって平坦地上に盛土されて造成されていることが明らかになっている。つまり、かつて曲輪として機能していた可能性のある面の上部に、土塁が築かれている。またそれに伴って堀Ｆ・Ｈも形成される。そして、曲輪埋土から瓦が出土していることから、曲輪Ⅰにおける瓦葺き建物廃絶後に行われたことも明らかになっている。

今回の調査においても、第３面における瓦使用の構造物が廃絶した後に、大規模な盛土によって第２面が形成されたことが判明している。形成過程は、土塁④・⑤と整合する。そして、第２面成立時期が遺物から16世紀後半以降であると判断できることも、これまでに明らかにされている土塁④・⑤の成立時期と符合する。このことから、第２面成立時期

は、土塁④・⑤と同時期であると想定される。この想定に立脚したとき、第２面成立時に曲輪Ⅱ東側中央部では、虎口が盛土によって見られなくなるのに対し、その北東から東側に土塁④・⑤が造成されたことになる。逆に言えば、虎口が形成される第３面においては、同一方向には曲輪のみが存在していることになる。つまり、東側の土橋や堀Ｄ東側の成立の問題とも関わるが、曲輪Ⅱの東側の侵攻に対する防御性を高めるために虎口を形成したとすれば理解しやすい。そして、土塁④・⑤の造成とそれに伴う堀Ｆ・Ｈの造成が、東側の谷筋からの侵攻に対する防御性を高めるために造成したと想定されることから、東側の防御性を意図した虎口を同一箇所に設定する必要性は低くなったと考えられる。ここで、曲輪Ⅱの盛土造成による大規模改修の意味が問題となってくるが、これについては堀Ｄや土橋の成立とも大きく関連するため、今後の課題としておきたい。

次に、各遺構面の時期比定についてである。まず、第３面は、瓦使用の構造物の存在と曲輪Ⅱが形成される段階である。この段階は、既往の調査によって明らかになっている山城としての形成期、すなわち、曲輪Ⅰに瓦葺き建物を有する山城としての形成期と同時期といえる。そして、第２面は、土塁④・⑤の造成と同時期であり、出土遺物からも16世紀後半以降に位置づけられることから、1584年の中村一氏による烏帽子形城の改修期にあたると考えられる。第１面は、年代を明らかにできる遺物も少ないため判断に窮するが、曲輪Ⅱ平坦面の上方へ盛土拡張するが、ＳＤ８が埋め戻されるといったことがあり、烏帽子形城としての小規模改修ないし終末期としての様相が伺える。しかし、不明な部分が多いため、ここでは明言を避け、烏帽子形城の廃城となる前後期の可能性があるという認識に留めておく。

第７表　烏帽子形城跡出土丸瓦分類表

	玉縁の有無	規格（cm）												吊り紐痕		面取り（※丸瓦の面取りについては註L参照。※数値は属性確認ができ、かつ面取り幅の計測値を示す。）										備考
		全長	胴部長	玉縁長	胴部高	胴部厚	胴部広端幅	胴部狭端幅	胴部広端面幅	玉縁部狭端面幅	玉縁部広端側幅	玉縁部狭端側幅	胴部側面幅	有無と本数	綴じ付け方	①両側面側の面取り	②広端縁の凹面側の面取りB	③広端縁の凹面側の面取りA	④広端縁凸面取り	⑤胴部狭端縁凸面側の面取り	⑥玉縁部側縁の凸面側の面取り	⑦玉縁部側面の削りの残しの有無	⑧玉縁部端面の凹面側の面取りB	⑨玉縁部端面の凹面側の面取りA	⑩玉縁部端面の凸面側の面取り	
EBSM1	無段	31.5	31.5	無	7.4	2~2.5	15	9.5	1.7	無	無	無	1.5	無	無	1.5	4.5	無	無	無	B3~4	無	1.5	無	無	面取りについて、M１は胴部狭端を玉縁部相当位置として読み替え
EBSM2	有段	32.5	27.5	5	6.6~7.0	2.2~2.5	14	14.5	1	1	11	9.5	1.2	1本	外側綴じ付け	2.4	6	0.2	0.2	0.2	B	無	2.5	0.4	0.2	
EBSM3	有段	27	24	3	6.5	1.6~2.0	13	13.5	1.4	1.3	9.6	7	1.3	無	無	1.5	2.5	0.2	無	0.2	B	無	1.5	0.2	—	
EBSM4	有段	37.5	32.5	5	8	2.5~3	17.5	17	1.5	—	—	—	2	3本	3本とも内外通し縫い	3	6	—	無	無	A	無	1	無	無	
EBSM5	有段	—	—	5	—	2.5	—	—	—	—	—	—	1	不明	不明	2.5	—	—	—	無	A	無	3	無	無	
EBSM6	有段	—	—	3.5	—	2.2	—	—	—	—	—	—	1.2	1本	内外通し縫い	1.7	—	—	—	無	無	有	3	無	無	
EBSM7	有段	—	—	5.5	—	2.8~3	—	—	—	1	—	9	1.5	不明	不明	2	—	—	—	無	無	有	2.5	無	無	
EBSM8	有段	—	—	—	—	1.8	—	—	—	—	—	—	1.2	1本	不明	1	—	—	—	無	—	—	—	—	—	
EBSM9	有段	37	32	6	9	2.5	15	15	1.7	1.5	12	9	2	2本	上下とも内外通し縫い	2	—	—	—	無	A	無	1	無	無	
EBSM10	有段	—	—	5	—	2.3	—	—	—	0.7	—	6	1.2	不明	不明	1.5	—	—	—	無	A	無	0.7	無	無	胴部側縁凹面側と側面の稜線を胴部狭端から玉縁部まで補足の面取り
EBSM11	不明	—	—	—	—	1.7	—	—	1.7	—	—	—	1.5	不明	不明	1.2	2	無	無	—	—	—	—	—	—	
EBSM12	不明	—	—	—	—	1.7	—	—	1.7	—	—	—	1.2	不明	不明	1.2	1.5	無	無	—	—	—	—	—	—	
EBSM13	有段	—	—	4.5	7.5	2.5	—	14.2	—	1	9.5	8	1.2	不明	不明	2	—	—	—	無	B	無	1.5	無	無	
EBSM14	有段	30.3	26.4	3.9	6.7	2.0	—	12.8	1.0	0.8	10.3	7.4	1.5	1本	不明	1.2	3.9	無	無	無	B	無	0.8	無	無	

第８表　烏帽子形城跡出土平瓦分類表

	規格（cm）				調整					広端部				狭端部								備考
	全長	狭端部幅	広端部幅	最大厚	凸面調整	凹面調整	側縁凹面側調整	側面調整	側面断面形	広端部凸面調整（面取りの有無）	広端部凹面調整（面取りの有無）	広端面幅	広端面調整	狭端面調整	狭端部面取り形態 A：面取りが端まで及ぶ B：面取りが端まで及ばない C：面取りされない	狭端部面取り最大幅	狭端面幅	狭端面幅と凹面側狭端部面取り幅の比率	凹凸面の布目	ハナレズナの有無	コビキA・Bの分類	
EBSH1	33.5	24	26	3	工具使用のタテナデ	無文板縦タタキ後工具使用のタテナデ	タテナデ	ケズリ後タテナデ	凹面縁辺やや鈍い稜	無	無	3	ケズリ後ヨコナデ	ケズリ後ヨコナデ	A	2	2	1	凸面布目	ハナレズナ	コビキA	
EBSH2	29.5	20.5	24	2	無文板縦タタキ後工具使用のタテナデ	工具使用のタテナデ	タテナデ	ケズリ後タテナデ	凹面縁辺少し丸み	無	無	2	ケズリ後ヨコナデ	ケズリ後ヨコナデ	A	1	1.6	1.6	凹面布目	ハナレズナ	コビキA	
EBSH3	32.6	24	26	2.2	工具使用のタテナデ	工具使用のヨコナデ	タテナデ	ケズリ後タテナデ	縁辺やや鈍い稜	無	無	2.2	ケズリ後ヨコナデ	ケズリ後ヨコナデ	B	2.2	1.2	0.55	無	ハナレズナ	コビキA	
EBSH4	26	19	20	1.6	工具使用のタテナデ	工具使用のヨコナデ	タテナデ	ケズリ後タテナデ	縁辺やや鈍い稜	無	無	1.6	ケズリ後ヨコナデ	ケズリ後ヨコナデ	破損により不明	1.5	1.1	0.73	不明	不明	不明	
EBSH5	—	—	—	2.2	工具使用のタテナデ	無文板縦タタキ後工具使用のタテナデ	タテナデ	ケズリ後タテナデ、後、凹面縁辺ケズリ後タテナデ	剣頭状	無	無	1.8	ケズリ後ヨコナデ	ケズリ後ヨコナデ	A	1.7	1.2	0.71	不明	不明	コビキA	被熱痕あり
EBSH6	30.5	—	—	1.6	工具使用のタテナデ	工具使用のヨコナデ	タテナデ	ケズリ後タテナデ	凹面縁辺少し丸み	無	0.6	1.4	ケズリ後ヨコナデ	ケズリ後ヨコナデ	A	1.2~1.8	1.2	0.67~1	凹面布目	無	コビキA	
EBSH7	—	—	—	2.1	工具使用のタテナデ	工具使用のヨコナデ	タテナデ	ケズリ後タテナデ	凹面縁辺少し丸み	無	無	2.1 ^ 2.3	ケズリ後ヨコナデ	ケズリ後ヨコナデ	A	1.3~1.8	1.5~1.8	0.83~1.38	不明	ハナレズナ	不明	
EBSH8	24.9	19	20	2	工具使用のタテナデ	工具使用のヨコナデ	タテナデ	ケズリ後タテナデ	凹面縁辺やや鈍い稜	無	0.4	1.8	ケズリ後ヨコナデ	ケズリ後ヨコナデ	破損により不明	1.1~2	1.3	0.65~1.18	無	無	無	
EBSH9	—	—	—	2.5	工具使用のタテナデ	工具使用のタテナデ	タテナデ	ケズリ後タテナデ	凹面縁辺少し丸み	無	無	2	ケズリ後ヨコナデ	ケズリ後ヨコナデ	A	2.7	1.7	0.63	無	ハナレズナ	コビキA	
EBSH10	25.2	—	—	2	工具使用のタテナデ	工具使用のヨコナデ	不明	ケズリ後タテナデ	縁辺やや鈍い稜	無	無	2.2	ケズリ後ヨコナデ	ケズリ後ヨコナデ	B	1.4	1.4	1	不明	不明	不明	
EBSH11	28.0	18.8	20.9	1.9	工具使用のタテナデ	工具使用のヨコナデ	タテナデ	ケズリ後タテナデ	縁辺やや鈍い稜	無	無	1.8	ケズリ後ヨコナデ	ケズリ後ヨコナデ	A	0.6~1.5	1.5	1.00~2.50	無	ハナレズナ	コビキA	

—：破損等により属性確認および計測不可　無：属性が無いため計測値無し　不明：破損等により属性の有無が分からない　斜字：推定値

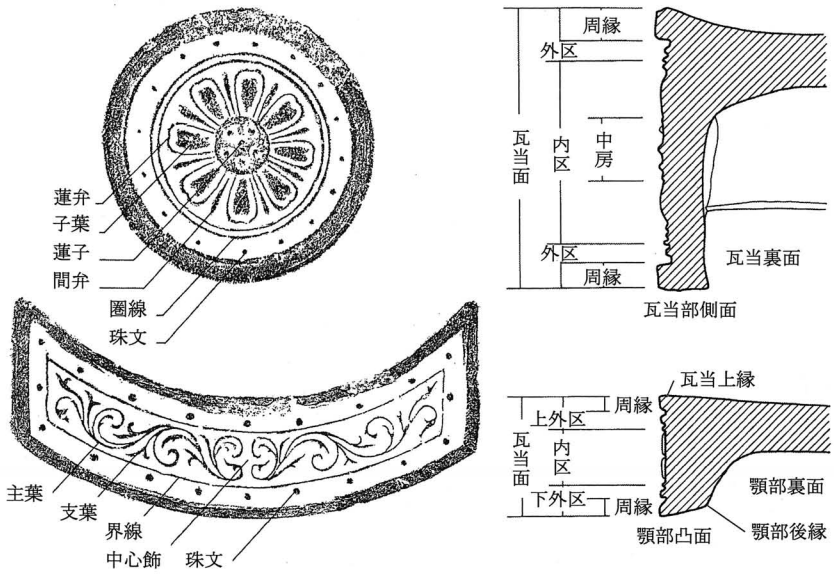

①軒丸瓦・軒平瓦の瓦当の各部名称《（京都市埋文研1996）を一部改変》

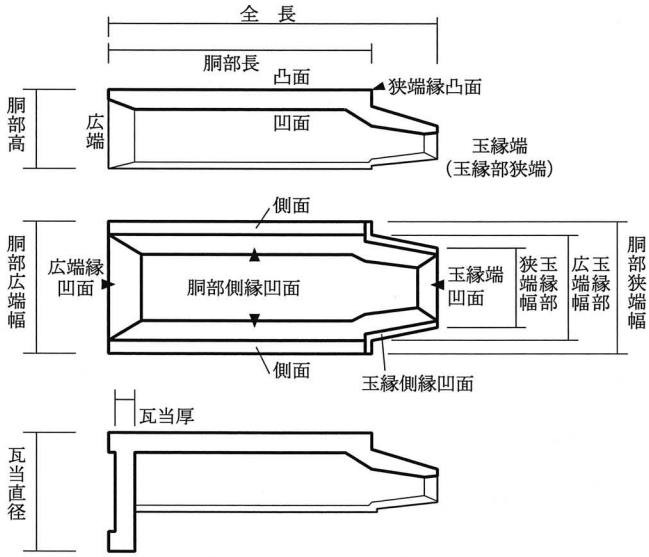

②丸瓦・軒丸瓦の部位名称
《（佐川1989）を基に描き起こして一部追記修正》

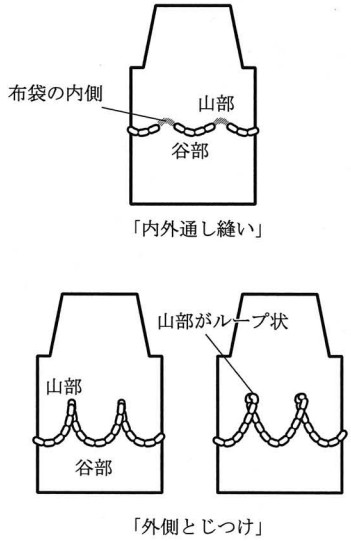

③丸瓦吊り紐模式図

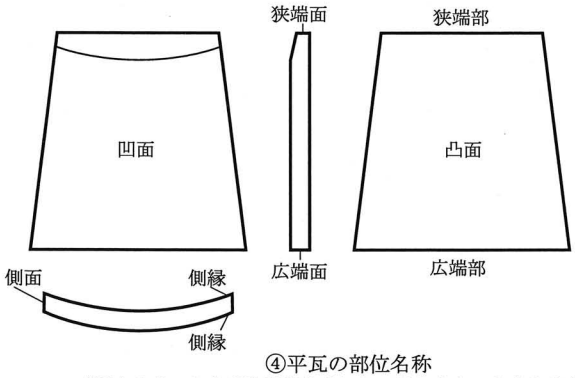

④平瓦の部位名称
《※本文中の左右は狭端部を上にして見たときの左右を表す。》

⑤『江戸名所図会』にみえる
凹型台と凸型台
《（奈文研2004）より抜粋》

第45図　瓦各部名称図

引用・参考文献

井上正雄1922『大阪府全志』

上原真人1990「平瓦製作技法の変遷―近世造瓦技術の前提―」『播磨考古学論叢』

大阪府教育委員会2008『南河内における中世城館の調査』

垣内拓郎2011「出土遺物について」『烏帽子形城跡総合調査報告書』

河内長野市遺跡調査会1989『河内長野市遺跡調査会報Ⅰ』

河内長野市遺跡調査会2000『烏帽子形城跡』

河内長野市教育委員会1987『河内長野市埋蔵文化財調査報告書Ⅰ』

河内長野市教育委員会2001『大日寺遺跡』

河内長野市教育委員会2001『河内長野市城館分布調査報告書』

河内長野市教育委員会2006『河内長野市埋蔵文化財調査報告書ＸＸⅤ』

河内長野市教育委員会2007『河内長野市埋蔵文化財調査報告書ＸＸⅥ』

河内長野市教育委員会2008『河内長野市埋蔵文化財調査報告書ＸＸⅦ』

河内長野市教育委員会2009『河内長野市埋蔵文化財調査報告書ＸＸⅧ』

河内長野市教育委員会2011『烏帽子形城跡総合調査報告書』

河内長野市教育委員会2011『シリーズ河内長野の遺跡６　烏帽子形城跡』

京都市埋蔵文化財研究所1996『木村捷三郎収集瓦図録』

小林和美2011「小字名及び絵図の調査」『烏帽子形城跡総合調査報告書』

佐川正敏1989「第２章　中世・近世の瓦」『法隆寺昭和資材帳調査概報⑩　伊珂留我』小学館

鋤柄俊夫1989「大阪府南部の瓦質土器生産について（Ⅰ）」『大阪府文化財論集―財団法人大阪文化財センター設立15周年記念論集―』

竹鼻康次1967「烏帽子形城」『日本城郭全集』９　人物往来社

竹鼻康次2005「烏帽子形城跡（長野城）の歴代城主とその周辺」『河内長野市郷土研究会誌』第47号

千喜良淳2002「中・南河内における土師器皿の変遷」『瓜生堂遺跡第46・47次―１・２次調査報告書』

中井均2001「烏帽子形城跡の構造について」『河内長野市城館分布調査報告書』

中井均2008「近世城郭における堀内障壁について」『王権と武器と信仰』同成社

中西祐樹2001「総括」『河内長野市城館分布調査報告書』

奈良文化財研究所編2004『古代の官衙遺跡Ⅱ遺物・遺跡編』p87図２・図３

藤澤良祐1993「瀬戸・美濃大窯の編年」『瀬戸市史　陶磁史篇４』

振角卓哉・福永清治2001「烏帽子形城跡」『河内長野市城館分布調査報告書』

前田航二郎1981「烏帽子形城」『日本城郭大系』12　新人物往来社

堀内和明2008「河内源氏・石川氏の長野進出」『歴史と地域』第４号

三重県埋蔵文化財センター2001『力尾城跡発掘調査報告』

村田修三1987「烏帽子形城」『図説中世城郭事典』第３巻　新人物往来社

山崎信二2000『中世瓦の研究』同成社

山崎信二2008『近世瓦の研究』同成社

弓倉弘年2006『中世後期畿内近国守護の研究』

図　　版

図版1　烏帽子形城跡

遠景（北から）

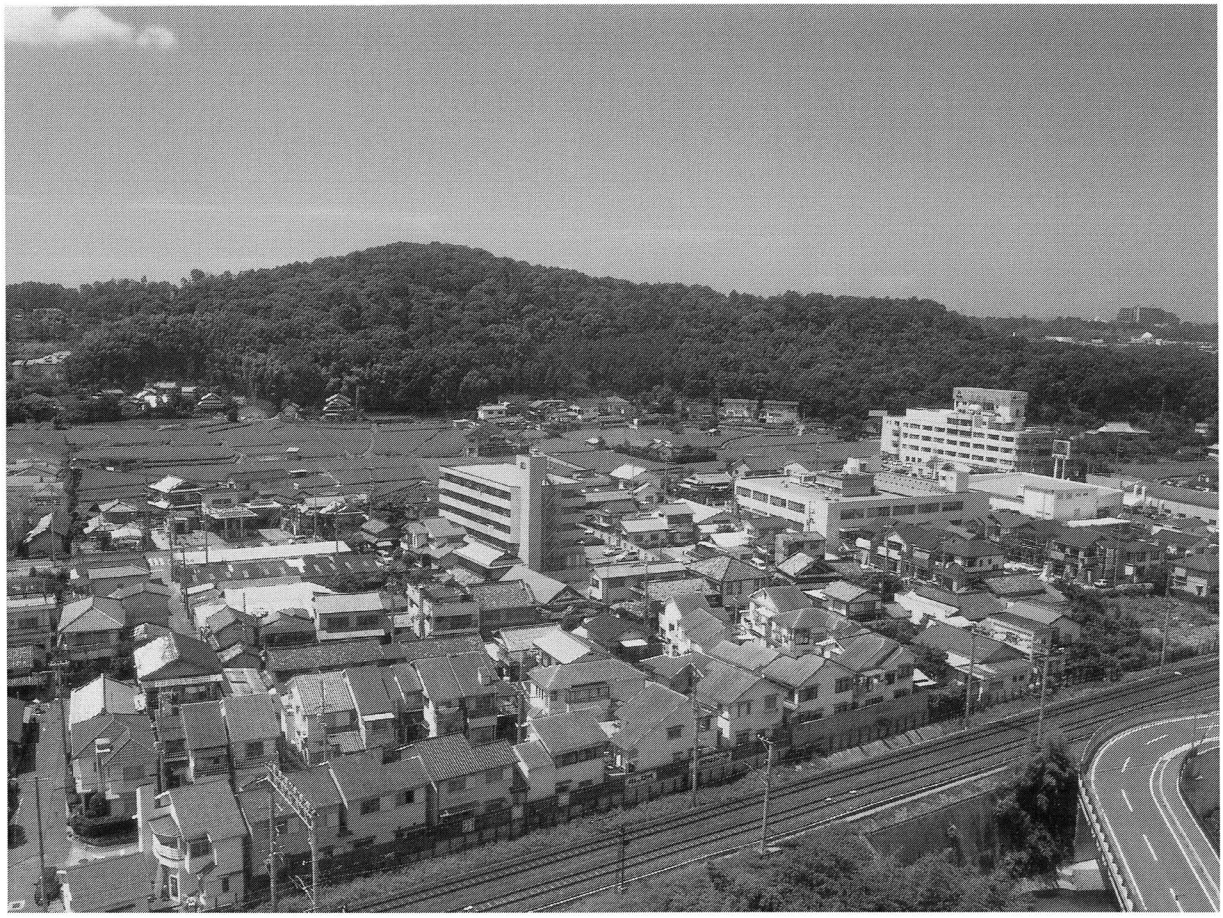

遠景（東から）

図版2　烏帽子形城跡（EBS09―2）

第１調査区調査前状況（北から）

第１調査区　西壁土層断面図（東から）

図版3　烏帽子形城跡（EBS09―2）

第１調査区全景（東から）

第１調査区全景（南から）

図版4　烏帽子形城跡（EBS09―2）

第２調査区調査前状況（西から）

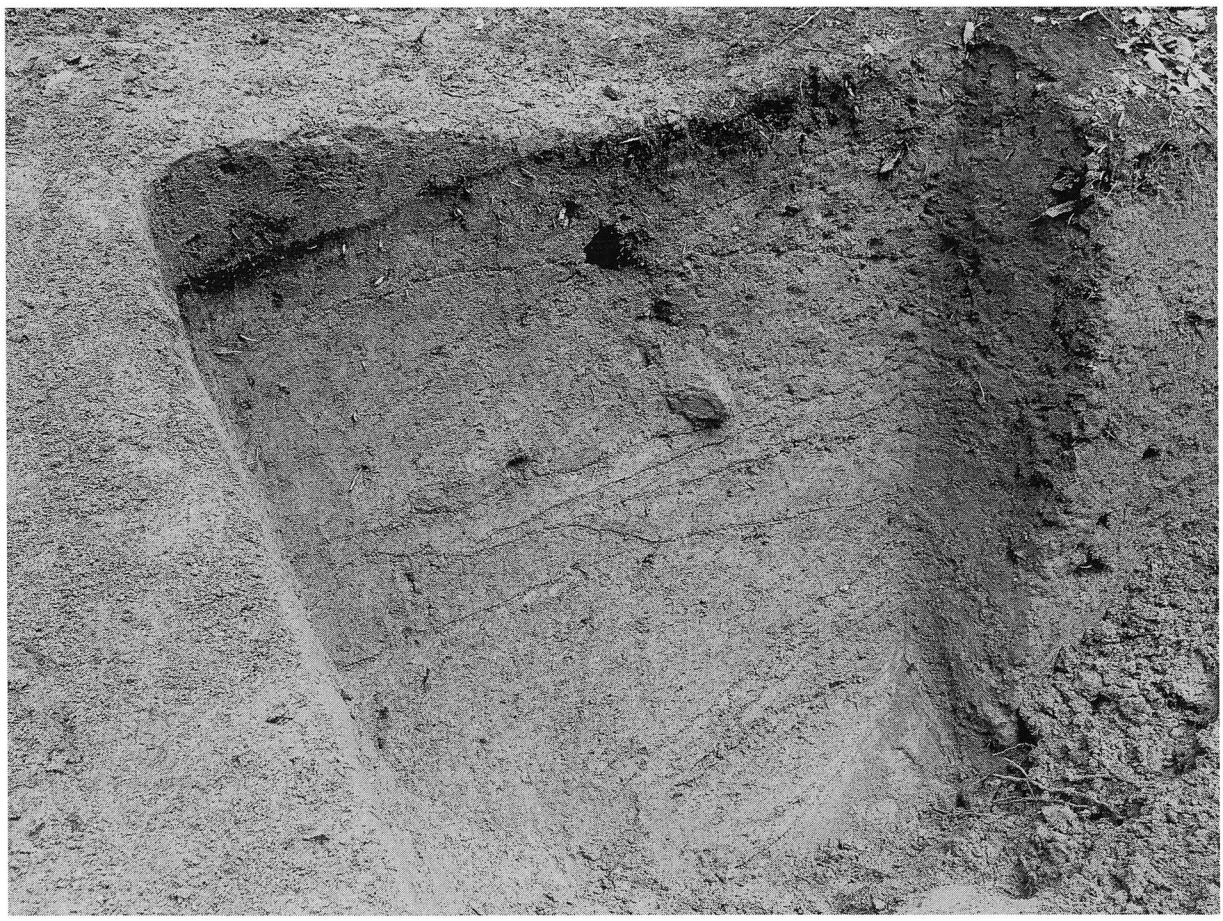

第２調査区北壁土層断面図（南から）

図版5　烏帽子形城跡（EBS09―2）

第２調査区全景（東から）

第２調査区全景（西から）

図版6　烏帽子形城跡（EBS09―2）

第３調査区調査前状況（北から）

第３調査区全景（南から）

図版7　烏帽子形城跡（EBS10—1）

調査前状況（西から）

調査区全景（南から）

図版8　烏帽子形城跡（EBS10—3）

第１調査区調査前状況（南から）

第２調査区調査前状況（北から）

図版9　烏帽子形城跡（EBS10—3）

第1－1トレンチ全景（北から）

第1－2トレンチ全景（西から）

図版10　烏帽子形城跡（EBS10—3）

第1－3トレンチ全景（東から）

第2調査区全景（北から）

第２－２トレンチ東壁土層断面（西から）

第２－１トレンチ西壁土層断面（北東から）

第２－１トレンチＳＤ８近景（北西から）

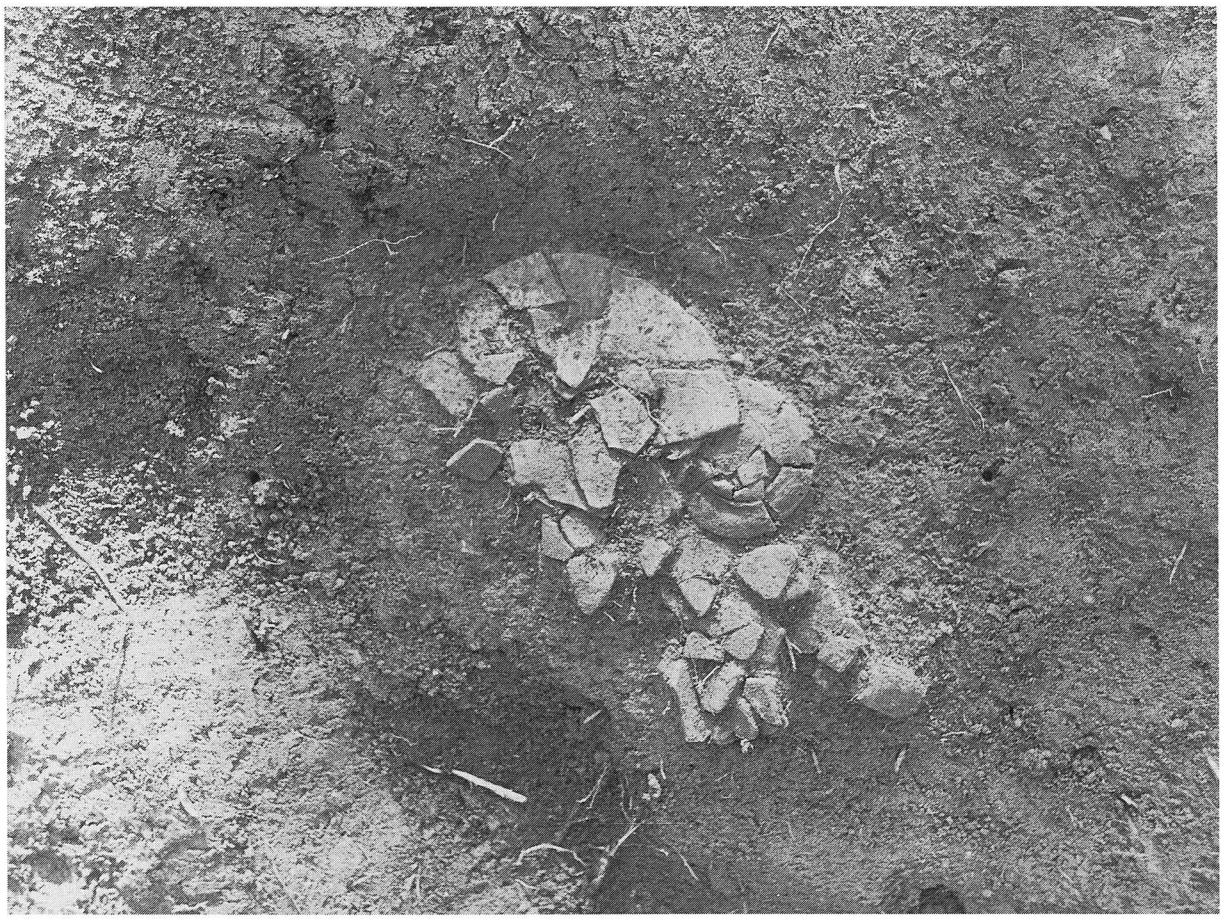

第２－３トレンチ土師皿出土状況（北から）

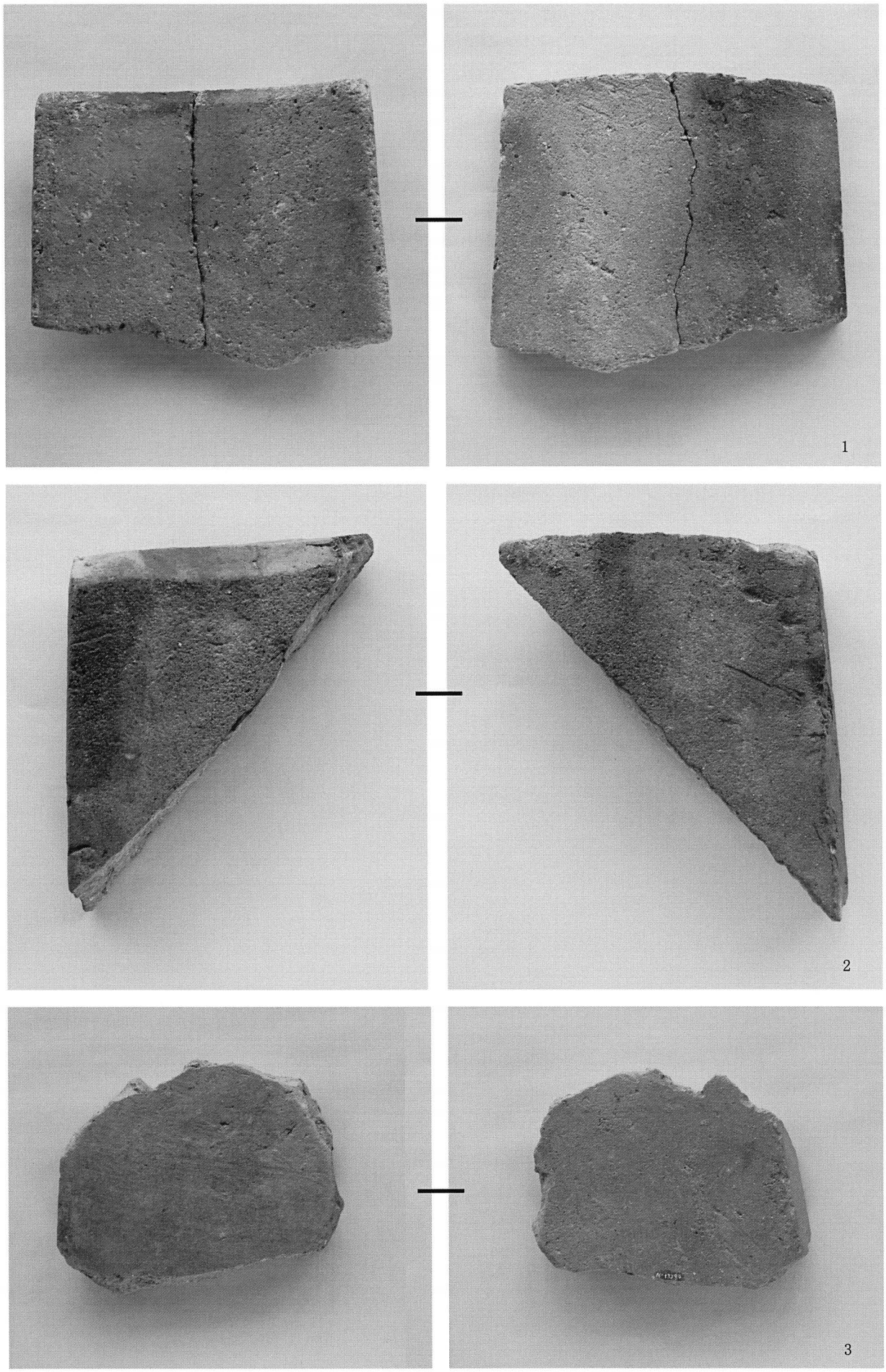

ＥＢＳ10－３　第２調査区ＳＫ５（１・２）、第２調査区第１面構成土（３）

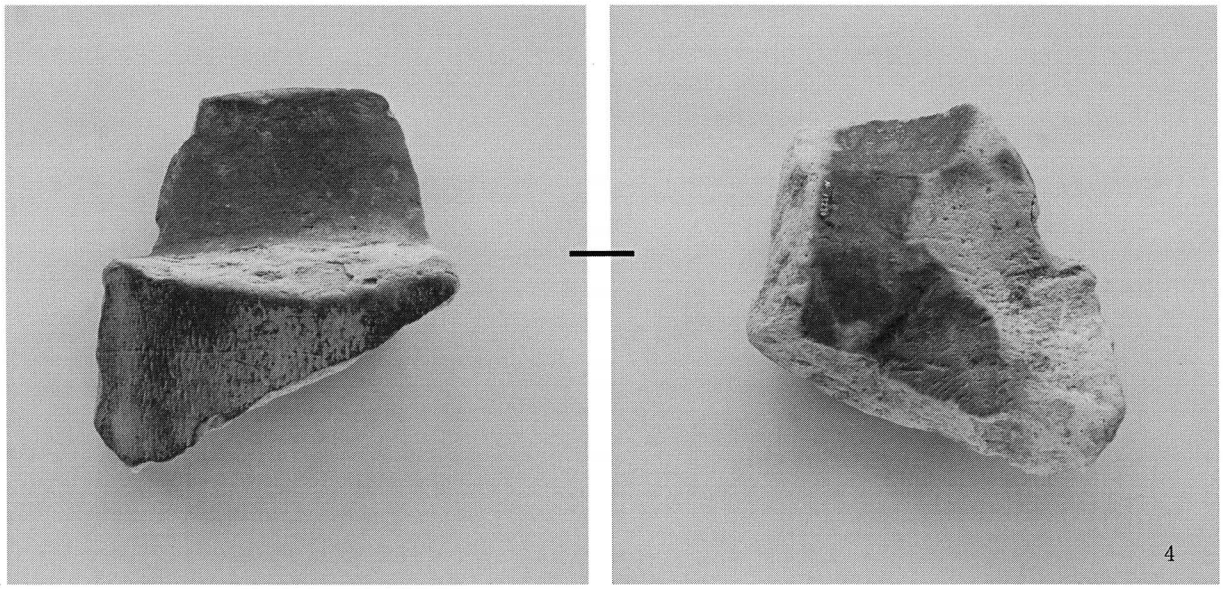

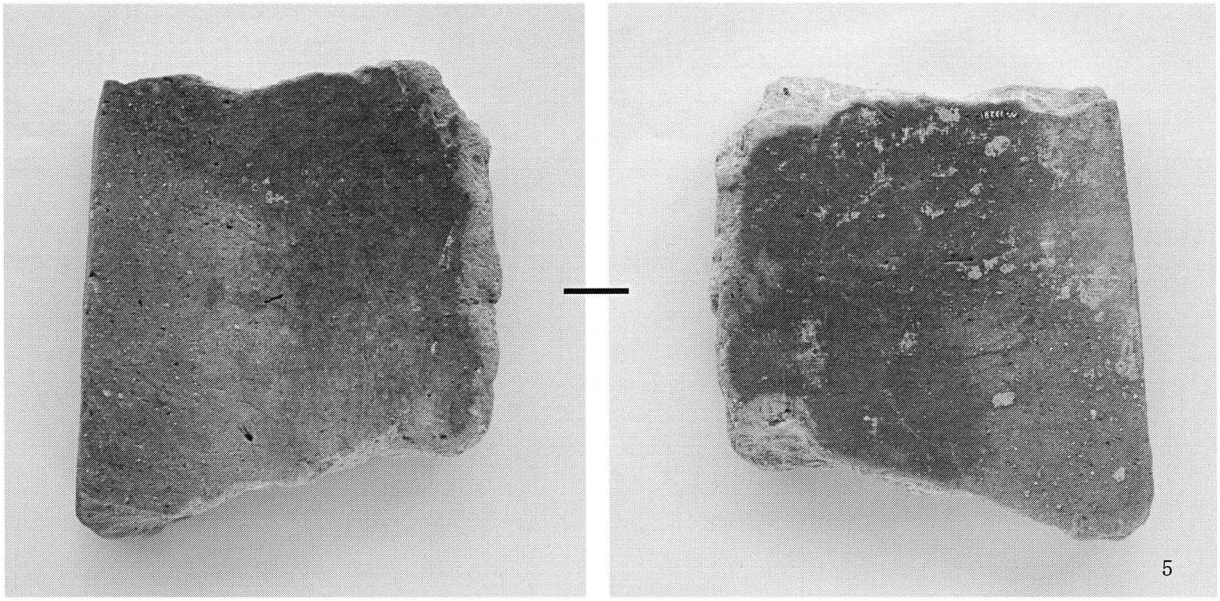

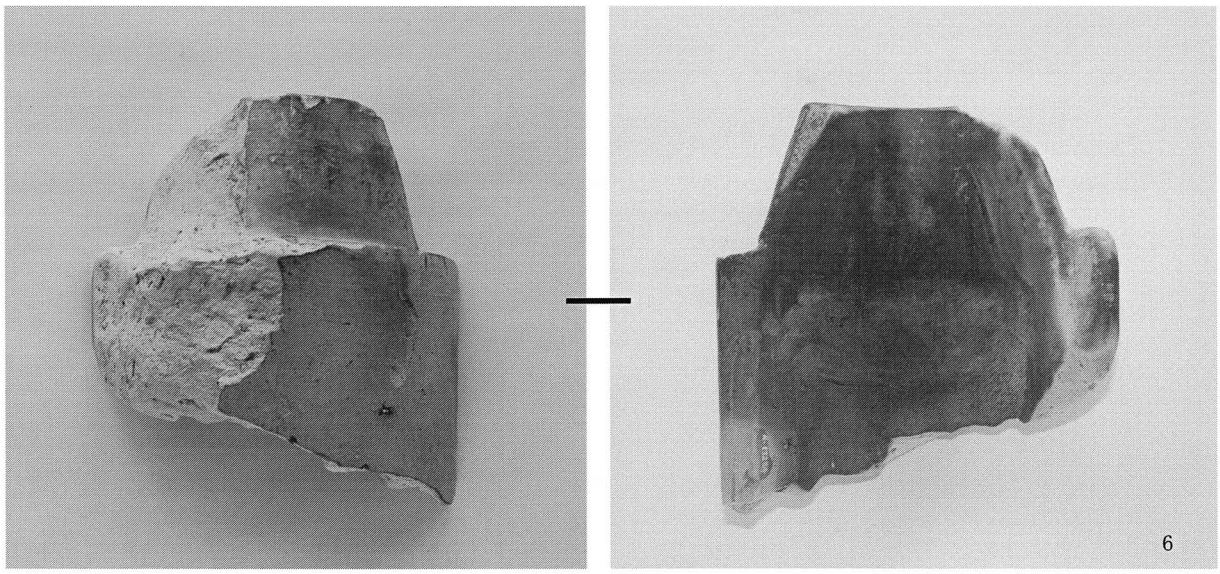

ＥＢＳ10－３　第２調査区第１面構成土（４）、第２調査区ＳＤ８（５）
第２調査区第２面構成土（６）

図版15　烏帽子形城跡　ＥＢＳ10－3

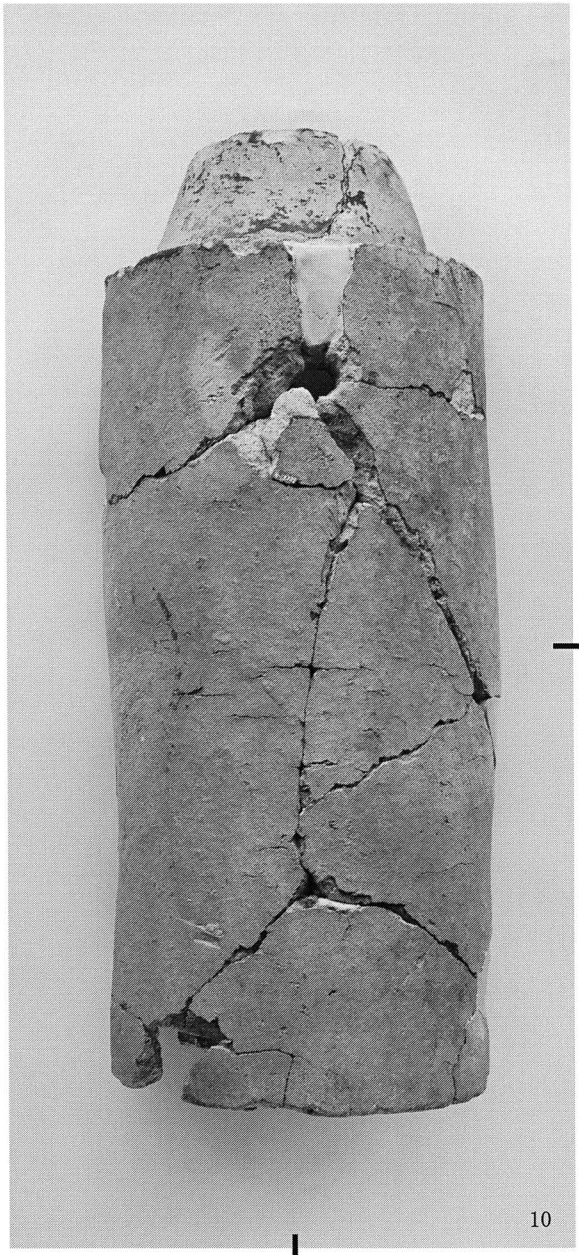

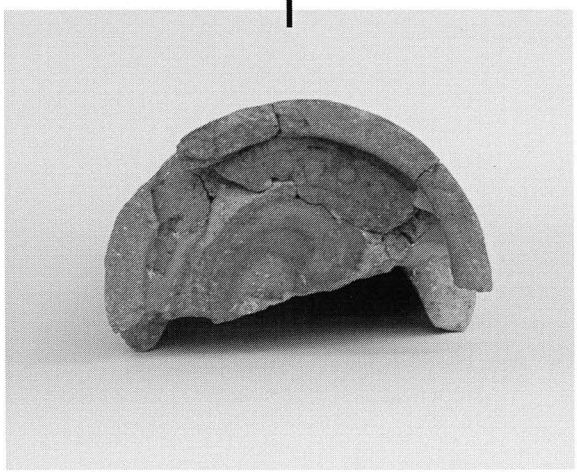

ＥＢＳ10－３　第１調査区ＳＸ２直上層（10）

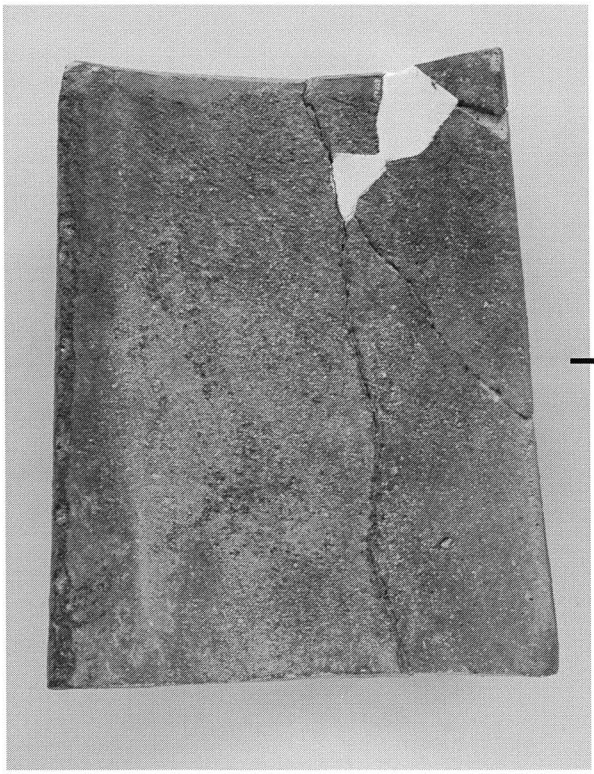

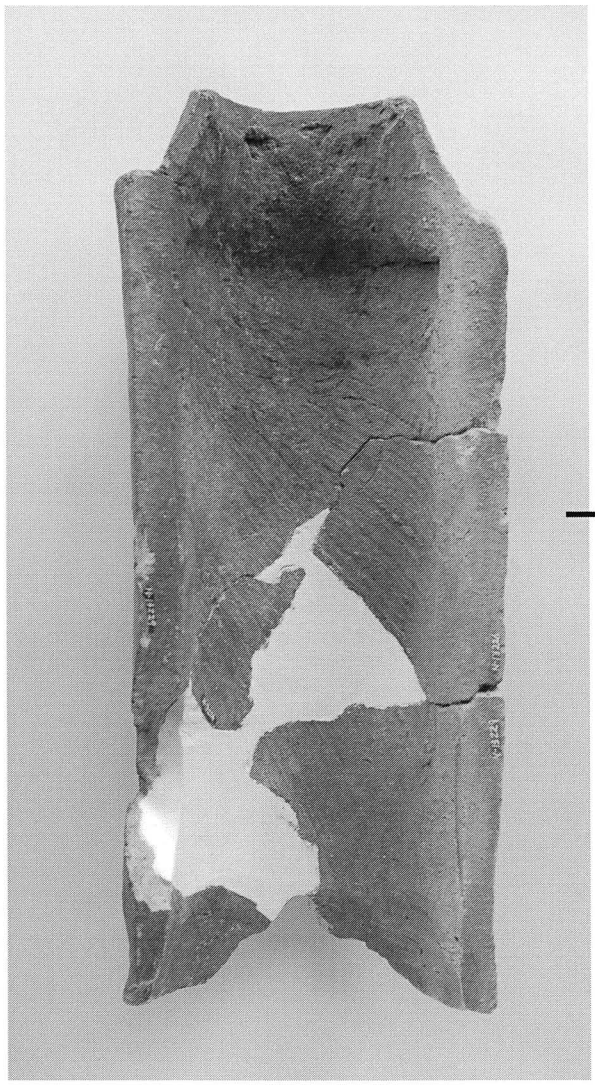

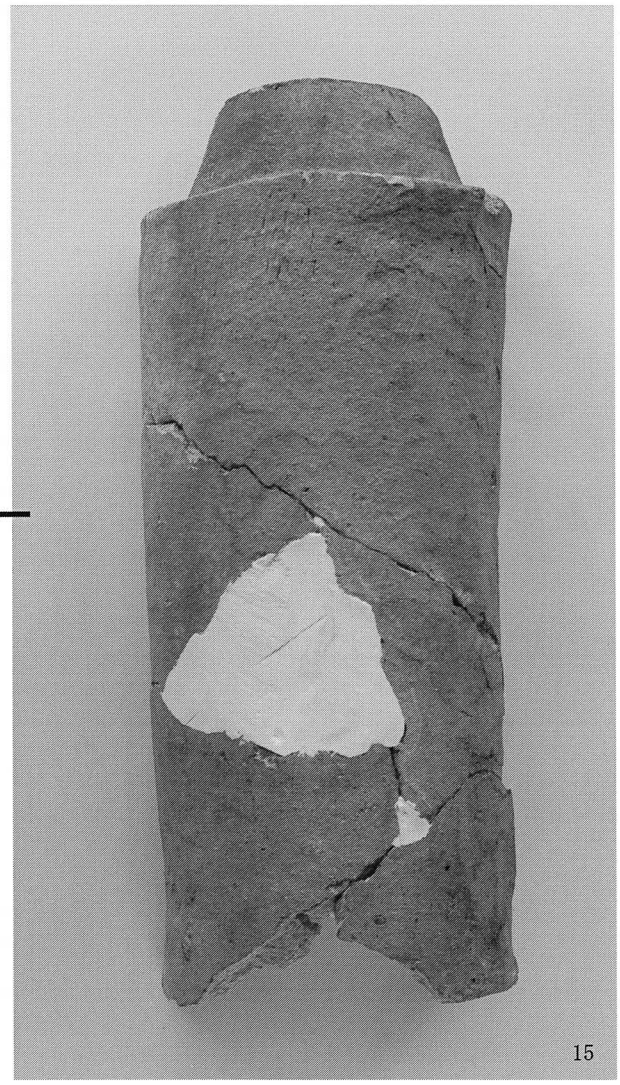

ＥＢＳ10－３　第１調査区ＳＸ２直上層（13・15）

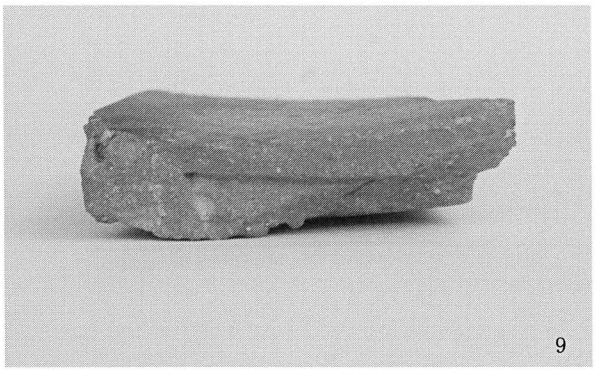

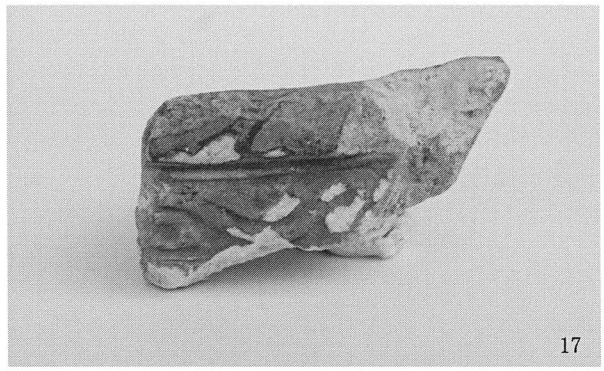

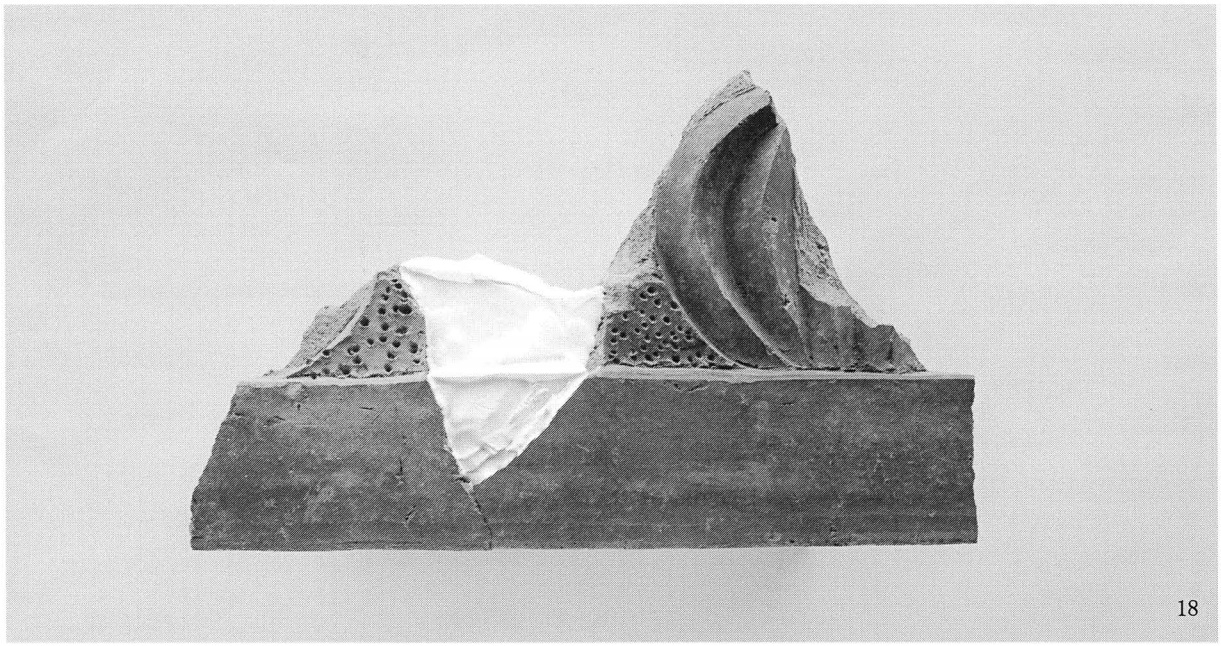

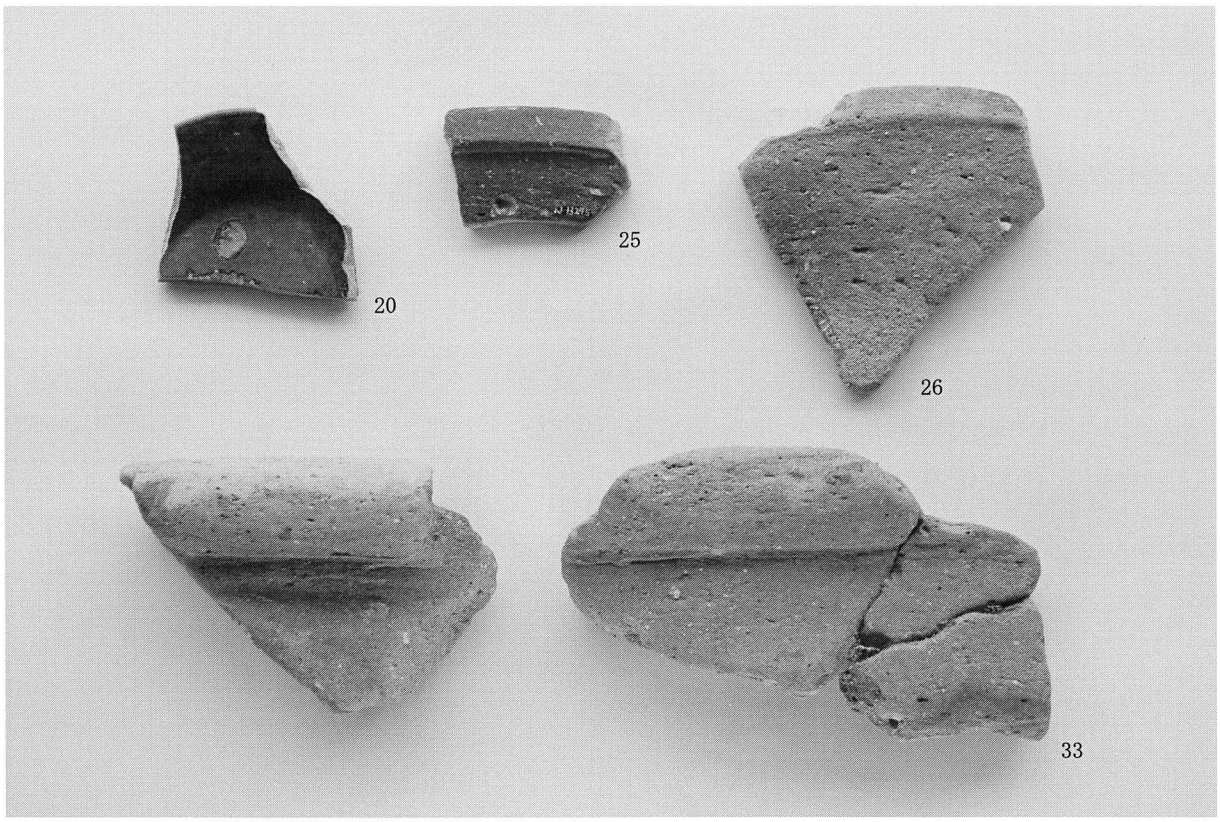

ＥＢＳ10－３　第１調査区ＳＸ２直上層（９）、第２調査区表土層（17・18）、
第１調査区第２層（20）、第２調査区ＳＫ５（25）、第２調査区第３面直上層（26）、
第２調査区埋没土層（31）、第２調査区第１－１層（33）

而御座候、堀之形茂于今御座候、御四代以前之〔＊付箋①〕殿様此城ニ而御誕生被成候与申伝候、大坂御陣之前北国江所替被成候而、又大坂落城之後、河州御本地を御拝領被遊候様承及申候、右宗心様御代ニ摂州天王寺〔＊付箋②〕御普請之御奉行被成、天王寺御普請相済候而、其引続ニ烏帽子形八幡宮〔＊付箋③〕御氏神ニ御座候与被仰、社及大破候故、御再興結構被遊候、自其節社領米五石、御供米弐斗五升八幡宮江従宗心様御付被遊候事〔＊付箋④〕

＊ 付箋①「甲斐庄喜（兵）右衛門　慶長五年甲（庚）子八月廿二日　一松宗祝居士　正保寺」

＊ 付箋②「元和三年御建立　正保寺　氏正保」

＊ 付箋③「元和八年八月上　棟札有之　氏正保」

＊ 付箋④「甲斐庄喜右衛門殿　寛永七年庚午七月廿二日　喜山宗心居士　氏正房」

＜内容＞
大坂夏の陣のあと、甲斐庄正保（喜右衛門）が四天王寺を復興し、その余材で烏帽子形八幡神社の社殿などを修理造営した。

㉓寛政重修諸家譜

＜原文＞
（甲斐庄正治の父）
某　備前　今の呈譜に俊正（としまさ）に作る。
河内國烏帽子形の城に住す。

＜内容＞
甲斐庄正治の父が烏帽子形城に住まう。

㉔寛永諸家系図伝

＜原文＞
正治
兵右衛門　生國（しゃうこく）　河内（かはち）。
國家騒乱（こくかさうらん）によりて本國河内を去、遠州濱松（えんしうはままつ）にゆきて、大權現につかへたてまつる。
小田原（をだはら）（相模）御陣に子正房と同供奉（くぶ）。
慶長四年八月に病死（びやうし）　歳六十三。

＜内容＞
甲斐庄正治が戦乱によって河内を去り、遠州浜松で家康に仕えた。

㉕寛政重修諸家譜

＜原文＞
正房（まさふさ）
喜右衛門　母某氏。
東照宮につかへたてまつり、父正治とおなじく小田原陣に扈従し、凱旋ののち關東のうちにをいて采地三百石をたまはり、のち父が遺跡を繼、これまでの采地をあはせてすべて六百石を知行す。慶長五年關原の役にしたがひたてまつり、のちの大番の組頭をつとむ。十九年大坂御陣のとき河内國道明寺の亂妨に備へんがため、御朱印を賜はりてかの地にいたる。これ実は野武士等大坂城に籠らんこと防ぐがためなり。元和元年再陣のときは、水野日向守勝成に屬し、大和口の手先に加はり手戦功ありしかば、御歸陣のゝち舊知河内國錦部郡のうちにして二千石の地をたまひ、これまでの采地六百石は収めらる。のち天王寺造営の奉行を勤め、そのゝち河内國錦部郡の御料所一萬三千石をあづけられ、後これを辭す。
寛永七年七月二十二日死す。年六十七。法名宗心。妻は松平加賀守家臣中黒彌兵衛某が女。

＜内容＞
甲斐庄正房が大坂冬・夏の陣の功績により河内に二千石を拝領する。

如仰未申通候處
貴札拜見畏入候
連々被對筑州無
御疎略通世上無其
隱候就其先日至大坂
罷越候尅淵底秀吉
江申聞半從御寺中
御理猶以承伏被
申候河州烏帽子
形要害之儀自然者
對御方御隔候之様
在之歟之由風聞候
さる趣承及候更非
其儀候尾濃表長
逗留茂候者諸口
丈夫爲被申付
如此候其尅粗申進候
者内證可申入處無
案内條乍存に而向後
相應之御用不可存
疎意候猶勢州殿へ
申入候恐々謹言
八月十五日
中村孫平次　花押

＜内容＞
金剛峯寺総分方に対して中村孫平次及び細井新介、戸田三郎四郎が烏帽子形城に兵が詰めていることについて、高野山に危害を加える目的はない旨を伝える。

⑲一五八五年一〇月三〇日付、大坂発.パードレ・グレゴリヨ・デ・セスペデスよりインド地方のパードレに送りし書翰

イエズス会日本年報下

＜訳文＞
河内国のキリシタン等はその頭達が各地に散ったため、魂なき肉体の如くなっているが、信仰の強き選ばれた者は常に絶えぬ。聖堂のうち、三箇のは戦争で焼かれ、岡山(Vocayama)のは当大坂に移された。烏帽子形(Cabazingata)及びブンダ(Bunda)のキリシタン諸侯並及びその子女、ならびに他のキリシタンの殿達はその身分に変化なく安全である。

⑳日本諸事要録補遺　補遺二「要録」の第四、及び第五章について

日本巡察記

＜訳文＞
都近在の地方と諸国では、信長の死によって、安土に有していた我々の修院は、その街が要塞になって孤立したので破壊された、そして河内国で行なわれた戦争と、関白殿の支配が始まった矢先に彼が同国で行なった移封の為に、岡山・三ケ(箇)・八尾及び烏帽子形の殿達は、その土地を失った、これら四人の殿は、まったく強力なキリスト教徒の武人であったが、その中幾人かは死に、他は彼等に従った総ての武士や兵士と共に追放された。

㉑一五九三年一月一九日付　一五九二年一一月日本準管区内教会目録

「文禄元年の耶蘇会目録」史学一九―三

＜訳文＞
関白殿（Quambacundono）の天下を治め始めたる時以来、戦争により、又我等に加へられたる迫害により、日本に於いて破壊せられたる主要教舎、駐在所及び教会の目録
都（Miaco）の地方にて最初に起りたる戦争及び動乱によりて破壊消滅せるもの。
安土（Anzuche）巨大にして主要なる学林式教舎。
美濃（Mino）の駐在所。
若江（Vacai）の駐在所。こゝは領主禁じたり。
岡山（Ocayama）のもの。
三箇（Sanga）のもの。
八尾（yauo）のもの　　並に教会四十四。
やをしんがた（Yauoxingata）のもの。
たうすけ（Tausuque）の地の主要教舎。　　…四四
　別に下（Ximo）にて戦の為に六つの教会破壊せられたり。

㉒竹鼻梅次家文書　河州烏帽子形八幡宮伝記写　元禄五年（一六九二）一〇月一三日

河内長野市史第七巻

＜原文＞
一河州錦部郡喜多村領上田村烏帽子形八幡宮者、往古開基何之比より始候哉存者無御座候、此烏帽子形と申ハ城山ニ

の市は甚平和に過している事その他の理由で、パードレ達はここにレジデンシヤを設けんことを常に希望したが、今日までは坊主の反対と適当なるカザを造るには多大の経費を要することとのため甚だ困難であり、従って帰依にも常に大いなる障碍があった。然なるにデウスの御恵により、今日は同所に百人のキリシタンがあり、その中に身分の甚だ高く名誉ある者が数人ある。彼等は堺において重きをなす者で、その庇護によってパレードは市に居ることができた。また烏帽子形の大身パウロ・ボアンダイン殿Paulo Boandaindono と称する人が家数軒を我等に与へたので、ここに仮の小聖堂を設けた。今我等に甚だ都合よき所を市の中央に買ふ機会ができた。わが教の信用と、かくの如き変革多き国におけるパードレ達及びその財産の安全とのために、ここに立派な聖堂とよきカザを建つること甚だ必要であるのみならず、時期を待って堺の市にコレジヨを建て、パードレ及びイルマン等がここに居り、この国の布教とキリシタンの教育とに尽すに至らんことを期している。

ビジタドールは領主達の請に応じて右の諸城及び各地を巡回し、至る所高槻と同じく盛んなる歓迎を受け、また多数のキリシタンの参集を得て、荘厳なるミサを歌ったが、キリシタン等は皆非常に満足した。右各地において洗礼が行はれ、五百人受洗してキリシタンとなった。日本のレジデンシヤ及びカザに関することは右のほとりである

＜内容＞

烏帽子形城とその領地は三人の大名によって統治され、そのうち二人はキリシタン大名として三〇〇人のキリシタンを領民にもち、領内に壮麗な聖堂を建てるべく、材料を集めている。烏帽子形城の大身伊智地文太夫は堺の家数軒を寄進し、仮聖堂が設けられる。ビジタドール（ヴァリニャーノ）が諸城（烏帽子形城）を巡回し、歓迎を受けた。

⑯信長公記　天正一〇年（一五八二）二月九日条

＜原文＞

二月九日　信長公信濃國二至而訖可被成二御動座

條々　御書出

一信長出馬に付てハ大和人数主張之儀、筒井召連可罷立之

條内々其用意可然候　但高野年寄之輩少相残吉野口可警固之旨可申付之事

一河内連判烏帽子形高野雑賀表へ宛置之事

＜内容＞

信長が信濃攻めに際して、河内連判烏帽子形を高野・雑賀衆に宛て置くことを命じた。

⑰宇野主水日記　天正一二年（一五八四）八月四日条

改定史籍集覧

＜原文＞

一（八月）同四日、河内国高屋城ノ奥、ゑほし（烏帽子形）がたと云古城普請、筑州（羽柴秀吉）より被仰付由にて、中孫（中村孫平次）平人数にてコサル、ニつきて、今日四日ニ為見舞益田少将被遣之、御書アリ、鍬五十丁御音信也、新門（教如）様よりも御書、これも鍬被遣之、孫平次六日泉州帰城

＜内容＞

岸和田城主の中村一氏（孫平次）が、羽柴秀吉の命により烏帽子形城を普請した。この時、益田長盛や本願寺の教如から鍬を多数贈られる。

⑱紀伊續風土記　興山官寺古文書（天正一二年（一五八四）か）八月八日・一五日

紀伊續風土記　高野山之部　総分方巻之八

＜原文＞

御礼委細令拝見候

如仰先度は木食

上人を以蒙仰候趣

委曲申達候処封秀吉

衆儀無御別儀通被承

届候条可御心易候

就其烏帽子形城

被申付候事非別条候

窄人共少々槇尾辺迄

取出候付而東國在陣候間

番勢に入置候其許雑

説在之なとゝの儀にて

一切無之候間不可有御気

遣候此旨両人より相心

得可申入旨候両戻之

御書中具申達候条

弥向後無相違様御

分別尤存候猶期後

音令省略候恐々謹言

八月八日

細井新助　花押

戸田三郎四郎　花押

金剛峯寺総分御中

（中略）

猶以国中儀相済候処ニ、其地計　御朱印之儀意拝之段、言語道断之由、両人被申出候、急度此返事可承候、以上

態以折帋申候、仍徳政之儀、原田備中守（塙直政）、宮内法印（松井友閑）両人被仰出、御朱印之儀相調、惣国之儀被申付候処ニ、其地無承引之由、従三山（三好康長）被申越候、左様之儀、急度可申付旨、被申出候条、唯今至烏帽子形差越候、爰元棟別之儀申付候、一両日中ニ、其地へ可差越候、然者、如形過、何かと候へ而於無承引者、不寄御坊衆、同在所者共、何方にても相留、可加成敗旨、両人ニ堅被申付候、為届如此候、御存分候者、此地へ使者可越候、恐々謹言、

三月十一日　　原田備中守上使
長谷川喜兵衛尉　重元（花押）
宮内法印上使
岡本権兵衛尉　貞俊（花押）

尼野寺中参

＜内容＞
織田信長の朱印状に反して徳政を拒絶する金剛寺に対し、信長の重臣塙直政・松井友閑の両人は烏帽子形在城の上使を通してこれに従うよう厳命した。

⑭高野山文書　松岡家文書　隅田一党地士書上（天正九年（一五八一）か）

五條市史

＜原文＞
一畠山相果被申候者、信長殿へ付申、則高野御責被成候義ニ候、廿五人之者先手を仕候へ共、長谷川於竹ふくすミ両人御承り二通御書参候、信長殿より之人数ハ松山新助ゑほし方衆、則生地之持口、隅田廿五人ハ東家表之持口、大津口ハ中村孫平治殿、根来連判衆、其外侍衆持口、然処高野衆東家表へ打出被申候、則隅田廿五人持口二通御座候ニ付、槍を入おいくづし候得者、其後又生地表ゑほし方衆持口へかゝり申候処、其持口之衆と合戦御座候而ゑほし方衆手柄を被仕候、其時も須田廿五人之者則横槍を入合戦をいたし、清水迄おいこミ申候事、

＜内容＞
信長の高野山攻めで松山新介と烏帽子形衆が参戦し手柄をあげる。

⑮一五八二年二月一五日付、長崎発　パードレ・ガスパル・クエリヨよりイエズス会総会長に贈りたるもの

イエズス会日本年報

＜訳文＞
この城から五、六レグワの所に烏帽子形と称する他の城がある。この城と周囲に在る多数の村は三人の領主の治むる所であるが、そのうち二人はキリシタンであって、約三百人のキリシタンがある。今日までこれ以上キリシタンとならなかったのは、領主のうち一人のみがキリシタンであったためである。本年三人のうち最も富貴な領主が帰依し、一子がシメアンの女と結婚したので、全領主をキリシタンとせんとし大いなる熱心を示した際、我等の主は彼が洗礼を受けたる数日後御許に召し給ひ、シメアンの女と結婚した子息が彼に代った。併し彼は、十一歳であって、未だ戦場において信長に仕へることができないため、他の人を彼の代りに任ずる懸念がある。かくの如きは通常行はるる事で、数日前にも同年齢の少年三人の父達が死亡した際、甚だよき領主の主であったが、信長は戦争に用ふべき二人の部将をここに置き、両少年には僅少の収入を与へた。シメアンはこれを見て、少年を信長に面謁せしむるため安土山に伴ひ、その父の所持の刀Ctanaの千五百クルサドの値あるものと、帷子Catabirasすなわち日本人の用ふる一種の襯衣を新物として持参した。而してパードレ等はこの少年のためデウスに祈ってゐた。信長は彼等を引見して大いに好意を示し、少年の年齢を尋ねた時、皆十二歳であると言ったが、彼は信長の面前に招かれた時、僅に十一歳であると答えた。信長は喜の色を顔に示したが、諸人は皆この言を聞いて大いに恐懼した。信長は刀を手に取っ手非常にこれを讃め、何程の価のものであるか承知しているが、少年の用ふべきものである故、彼はこれを望まずと言ひ、親愛の印として帷子のみを受領し、少年にはその父の所領を悉く与へ、シメアン及びの同僚二人に少年ん0世話を命じた。パードレ等は大いにこれを喜び、シメアンと同少年ならびに同僚のキリシタンの領主は、直に約一万人に上る部下の者を悉く帰依せしむることに努力し、重立った貴族は直に帰依した。彼はまたシメアン及びその同僚と一緒に、第三の領主に説いて説教を聴く約束をさせた。この人帰依せば、その領内の者は皆帰依すべきことを主において期待する。彼等はまた当所に壮麗な聖堂を建つることに決し、すでに木材その他の材料を集めている。河内のキリシタン教会がかくの如く盛大に赴くにつき、キリシタンの領主達一同は、パードレ一人及びイルマン一人を同国に駐在させ、今は一つの城に行くやうにせんことをビジタドールに切願したところ、パードレはこの請願を当然と認めて承諾を与へた。蓋し悉くキリシタンである地方では、レジデンシヤの数を減じてわが会員の一緒に居ることが適当であると同時に、キリシタンと異教徒と雑居している地方のもパードレを駐在させて教を弘め、またキリシタンの信仰を堅うすることが必要と認めたからである。

右の諸城のほかに、河内のレジデンシヤは堺市のキリシタンを管轄している。同市は和泉国に在り、八尾より四レグワ離れている。この市は日本全国で最も富み、また土地広くして多数の富裕なる商人が住み、且自由市で大いなる特権と自由を有し、共和国の如き政治を行っているので有名である。他の諸市及び城が激しい戦争最中である時、堺

清若
為当（押印）

六月六日
天野山
年預御坊
御同宿中

＜内容＞
畠山高政の烏帽子形城入城に際し、金剛寺は人足等の供出を命じられた。なお「かミさま」を畠山高政とする解釈は弓倉（二〇〇六）に従った。

⑨多聞院日記　永禄一〇年（一五六七）九月一五日条
増補続史料大成三九

＜原文＞
九月
十五日（中略）
一一昨日十三日、河州エホシカタ（烏帽子形）ノ城へ、長ヤフノアタリ敷、根来寺衆寄テ散々ニ仕損了ト云々、首四、五十此表へ来了、追々ニ来了、

＜内容＞
永禄一〇年（一五六七）に根来寺の僧兵が烏帽子形城を攻撃したが、落城には到らなかった。

⑩言継卿記　元亀元年（一五七〇）一〇月二二日条

＜原文＞
廿二日（一〇月）、天晴、丙辰（中略）
○武家為御見舞参、河州説以下各雑談、自大坂高屋之城へ取懸、遊佐（信教）取出逐立云々、同内郡烏帽子形之城へ三人衆取懸、畠山尾州（高政）取出百八十人計被討取云々、

＜内容＞
元亀元年（一五七〇）に烏帽子形在城の畠山秋高に対し、三好三人衆が攻撃を仕掛けて一八〇人余を討ち取る。

⑪織田軍記　（元亀四年（一五七三）か）四月一五日
通俗日本全史　第七巻

＜原文＞
今年四月十五日、遊佐方の者ども彼れ是れ多勢、高屋の城へ押し寄せ昭高を攻むる、城中には折節無勢にて、杉原又太夫・茅原又兵衛・生熊市太夫、此外町人青木道鉄と云ふ者、日比昭高の恩を蒙り此節有合せけるが、昭高と主従五人、終目戦ひくらし、敵の手にかゝらんよりはとて、同日の晩景に五人共に腹切り死したり、遊佐は高屋の城を取りしが、後難を存じ、昭高の後室信長公の御姪を城主と仰ぎ奉って、河内守は後見として、しばらく高屋に居たりけり、松永弾正是を聞いて、山口六郎四郎・奥田三河守に三百余人を相添へ、遊佐方へ加勢に遣し、高屋の城に籠め置き、近日同国交野の城主安見新七郎を攻めんと評議す、是は昭高の舎弟にて、家老安見の家を継ぎたる人なり、同国烏帽子形の城には、宮崎針太夫・同鹿目助と云ふ者籠れり、先づ是を攻めよとて、草野肥後守が子菖蒲助を大将とし、多勢押しよせ攻め取りけるに、城主そこをば退いて、三宅志摩守・臼井因幡守・伊智地文大夫等をかたらひ、針太夫・鹿目助さきがけして、その夜又烏帽子形の城へ押しよせ、草野菖蒲助を討取り、城を取返して先敗の恥をすゝぎ、悦び居けり、昭高の家臣安田某、其比紀州に居たりしが、主人の死訃を聞いて其まゝ河州に馳せ来り、人数を催して高屋の城を攻めんと評議す、

＜内容＞
高屋城主畠山秋高、遊佐信教に討たれる。遊佐信教、その室を城主とす。烏帽子形城の宮崎氏以下、草部氏に攻められ退城するが、夜中これを奪回。紀州高屋城に押寄せ遊佐・草部以下を追い落とす。なお、『羽曳野中世軍記等史料集』では、この記事を元亀二年（一五七一）のものとしているが、畠山秋高が元亀四年（一五七三）に殺害されていることから、本史料も元亀四年（一五七三）のものと推定する。

⑫一五七五年五月四日付、堺発信、カブラル宛　フロイス書簡
『フロイス日本史4』第四六章（第一部一〇五章）脚注

＜訳文＞
復活祭の一週間後（洋四月十日）、フロイスは三ヶを出、堺と烏帽子形（南河内）のキリシタンを訪い、ついで都に至り、オルガンティーノとともに信長から親切に迎えられた。

⑬金剛寺文書　塙直政・松井友閑上使連署折紙　年欠（天正四年（一五七六）か）三月一一日
大日本古文書・河内長野市史第五巻

＜原文＞

ジ津國トンダ(富田)迄御出陣云々(候)。旁以不二叶給一ト云々、当国衆各帰陣候、次越智〈ハ〉無二出陣一候。總州ト同心之由風聞了。

＜内容＞
畠山稙長と河内守護職をめぐって争う畠山義堯は、日野および天野仁王山に城郭を構えて対陣したが、金胎寺城から烏帽手形城に陣を進めた稙長軍に追われて高野山に没落した。

⑤檜尾揞蔵記　弘治三年（一五五七）八月一六日
観心寺要録一

＜原文＞
当郡高向村町井喜左衛門ニ有ル之レ文状ノ覚エ、高向ノ百姓中水論ニ付、其ノ時上田村八幡山烏帽子形ノ城主、碓井大和守定純糺明ノ證文一通、但シ其ノ文ハ略ス之ヲ、弘治三年八月十六日定純（花押）然者定阿ハ、定純ノ子歟

＜内容＞
高向村の水論に際し、烏帽子形城主である碓井定純が書状を送った。

⑥金剛寺文書　草部房綱書状年欠（永禄四年（一五六一）か）
一一月一九日
大日本古文書・河内長野市史第五巻

＜原文＞
連々安見美作守、恩智上野介被成御馳走、米銭御引替之由、不及是非候、拙者事ハ曾以御不通候、然者、兵粮二百石借用可申候、於無沙汰者、相当可令分別候、四五日中請取二可進之候、次作事之用二候之間、松之木三百本竹百荷可被仰付候、是又取二可進之候、恐々謹言、

十一月十九日　草部肥後守
房綱（花押）

金剛寺三綱御坊
御同宿申

＜内容＞
河内下郡代の草部房綱は金剛寺に対し、兵糧および築城資材の供出を命じた。

⑦足利季世記　第六　永禄五年（一五六二）五月一九日
改定史籍集覧

＜原文＞
遊佐河内守・安見美作守ハ、畠山方ノ大名ニテ当代ノ福者ナレハ、高政ノ長途ノ野陣ヲイタハリ、陣屋ノ中ニ湯舟ヲカマヘテ高政ヲ入申、饗シ可申トテ色々ノ酒肴ヲトヽノヘテ、遊佐カ陣屋ヱ高政ヲ可申入由使ヲ参ラセ、御供ニハ誰レ　ト有リシヲ、丹下・玉木以下悉ク聞之大二驚キ、スハヤ昨日ノ雑説府(符)合シテ、遊佐・安見逆心アリ、高政ヲ可打トノ謀ニ、カクコソ申ラント推量シ、諸人吾先ニト引ケレハ、夜中ニ高政モ烏帽子形ノ城ヱ引退キケル、紀州衆玉木・湯川・根来寺衆、後陣ニテ夜明テ退ケルヲ、三好方一万五千人一手二成テ追カケヽレハ、湯川宮内少輔直光・根来寺衆三千人ニテ、大勢ノ中二面モ不振切テ入リ、十文字ニワリ付追廻シケル間、三好方ニモヨキ士千余人被疵、三百人打死ス、紀州衆ハ湯川宮内少輔直光大将ニテ、同名民部少輔・同神太夫・方田伊豆守・湊上野介・同紀伊守・竜神刑部少輔・富田牛ノ助・貴志五郎・白樫五郎兵衛・飯沼九郎左衛門尉等也、石垣ト堀内ハ今度不登シテ国ニ留リ、彼等名代安宅神助堀ノ内名代・妻良兄弟・山際兄弟二人石垣名代・神保右衛門尉、都合名ヲモ人ニ知ルヽ士八百余人、根来衆二百人打死也、安見・遊佐ハ石山ノ城ヱ落行、畠山殿ハ烏帽子形ニモ怺ヱス、堺ヱ落ラルヽ、

＜内容＞
教興寺の戦いで敗れた畠山高政は、烏帽子形へ退き、さらに堺に逃る。これを追撃する三好勢、畠山方の紀州勢と交戦し敗北せしめた。

⑧金剛寺文書　清為当書状　年欠（永禄八年（一五六五）か）
六月六日
大日本古文書・河内長野市史第五巻

＜原文＞
以上　尚々、人足五人より少なく候ハヽ、曲有間敷候、又申候、たけ六本・せつたな一きやく御かし、今日ニ給へく候、
態令申候、仍　かミさま明日烏帽子形被成御人城候、然者人足五人雇可申候、程近候条、今夕還可申候、又今明日間雇申、八日にハ隙明可申候、必々干今越可給候、隋而ひきちゃ一箱所望候、毎事此度之御我執、頭被存候由、丹越被申越候、弥越州対貴寺不可有疎略之由候、恐々謹言、

烏帽子形城関係史料

①経覚私要鈔　文正元年（一四六六）九月四日・五日条

羽曳野市史四（史料編二）

＜原文＞

（九月）四日、霽、酉刻自越智（家栄）方古市（風栄）申遣云、右衛門佐（畠山義就）着陣（金胎寺）後聽馳向押子形城（烏帽子形城カ）、二夜二日責戦之間、城衆可然者無心置（カ）□敷防戦之間、両方手負済々在之、□而終三日夜丑刻被責落、所籠者共大山父子三人以下八十人計在之、悉被打留了、仍嶽山城衆悉罷下、成降人云々、仍西林（琳）寺二管領（畠山政長）方勢罷籠、大略国人也、□向可□□如今不可有残□歟由申云々、右衛門佐義就振猛威也

一自京都申下云、遊佐昨日三日為罷下河州京都ヲ立、其勢廿騎計上下百人計在之、八時分罷立、先八幡マテ其日罷下云々、無勢無極者也

五日、霽（中略）一　□□語云、右衛門佐二日前夜九時分、壺坂ヲ立テ千破屋（早）城ノ間ヲ通テ、下着全胎寺、其□以外之難所也、水越猶北二近令□□不罷通歟、押子形城□嶽山馳走二沙汰□、甲斐庄谷以下土一揆大略随所勘云々、但西林寺二少弼方者国人以下集居之間、於此所可有一合戦歟云々、森城（在所□乱嶽山）無甲斐落成降（城カ）人之間、北方事其不審由条沙汰云々

越智者坊城（大和高市郡）西二取陣在之、甲七八□在之歟云々、又三川高田者、慈明（高市郡）寺辺二甲五十計ニテ在之、入曽我歟云々、多武峯勢ヲ相約由申云々

＜内容＞

文正元年（一四六六）畠山義就、金胎寺着陣後、政長方の押子形城を攻め落とす。嶽山城衆これにより義就に降る。畠山義就は、九月二日、大和壺坂寺を立ち、千早城を通って金胎寺に着く。

②烏帽子形八幡神社本殿　化粧棰受棟木下束墨書　文明一二年（一四八〇）一月二三日

烏帽子形八幡神社本殿修理工事報告書

＜原文＞

文明十二年庚子　正月廿三日初　奉行上ノ坊正田□（花押）

＜内容＞

文明一二年（一四八〇）に烏帽子形八幡神社社殿を建立した。

③烏帽子形八幡神社本殿棟札　文明一二年（一四八〇）二月一六日

烏帽子形八幡神社本殿修理工事報告書

＜原文＞

（表）上部に梵字、文明十二年庚子二月十六日　大工藤原末継春秋六十二　奉行下坊角坊中坊北坊

（裏）八幡神社一宇石川八郎左衛門尉□

＜内容＞

文明一二年（一四八〇）に石川八郎左衛門尉が烏帽子形八幡神社社殿を建立した。

④後鑑　巻二九〇・義晴将軍記四　大永四年（一五二四）九月二七日・一一月一三日・一二月九日条

新訂増補国史大系

＜原文＞

（九月）廿七日己丑　大和國合戦

祐維記云、同四年九月廿七日暁、笠置へ仁義七郎、江州九里一タウヲ相語夜打入之。小柳・生方・古市・簀川各同心也、狭川ヲウシナウ（フ）ベキ支度也、神戸四ヶ郷神供料并寺門領違乱可レ為二必定一者歟。河州ハ（ト）、総州ハ日野ニ着陣、遊佐ハアマ（天野）ノノ仁王山ニ、アマノ丶〈寺〉坊ヲヒキテ城ヲ構テ有レ之。次総州方勢七千余有レ之云々。同日未刻、笠置乱入之勢（其数）共二・三百人有レ之。狭川自身セメ上テタ丶カフ処ニ、仁義七郎方入（ハ）衆散々打負テ、入（ハ）衆ハテ了、打死アマタ有レ之。

一一月小、十三日甲戌、河内國合戦

祐維記云　十一月十三日、筒井竜田迄出陣云々（ス）。越智衆、同河内次（畠山稙長）郎殿ヘノ合力也、同日総州之陣所仁王山へ、河内コン田井城（金胎寺城）寺衆ツメヨスルト云々、次河内遊佐ハ又コンタ井寺へ入之ト云々。次次郎殿身方、根来一山悉以総州〈後〉へ出陣云々、吉野衆、長籔城衆トヒトツニ成テ、是モ同総州後へ取寄〈ス〉ト云々。十七日条云　筒井ヲ始テ布施・万歳・越智、各当国衆、悉以河内ノ国〈分〉マデ被二出陣一云々。

十二月大、九日己亥、大和国合戦

祐維記云、十二月九日、伝説、総州陣破了、去六日夜高野ヘノキ給云々、河内次郎殿ヱホシカタ（烏帽子形）ト云所へ寄詰給故ニ、総州人勢無人之間不レ叶ノキ給〈ト〉云々。細川殿御サウ

報告書抄録

ふりがな	かわちながのしまいぞうぶんかざいちょうさほうこくしょ
書名	河内長野市埋蔵文化財調査報告書30
副書名	烏帽子形城跡
シリーズ名	河内長野市文化財調査報告書
シリーズ番号	第52輯
編集者名	小林和美　垣内拓郎
編集機関	河内長野市教育委員会
所在地	〒586-8501 大阪府河内長野市原町1-1-1　TEL 0721-53-1111　FAX 0721-53-1198
発行年月日	2012年３月31日

所収遺跡	所在地	コード		北緯	東経	調査期間	(㎡) 調査面積	調査原因
		市町村	遺跡					
烏帽子形城跡(EBS09－２)	大阪府河内長野市喜多町	27216	府24 河20	34° 26′ 19″	135° 34′ 04″	20100119 ～ 20100219	25	範囲確認
烏帽子形城跡(EBS10－２)	大阪府河内長野市喜多町	27216	府24 河20	34° 26′ 19″	135° 34′ 04″	20100610 ～ 20100618	3	範囲確認
烏帽子形城跡(EBS10－３)	大阪府河内長野市喜多町	27216	府24 河20	34° 26′ 19″	135° 34′ 04″	20101001 ～ 20101217	10	範囲確認

所収遺跡名	種別	主な時代	主な遺構	主な遺物	特記事項
烏帽子形城跡(EBS09－２)	城館・生産	中世	堀内障壁	瓦、中国製白磁皿	土塁⑤下層から曲輪を検出。堀Ｄ内の堀内障壁を検出。
烏帽子形城跡(EBS10－１)	城館・生産	中世	なし	なし	なし
烏帽子形城跡(EBS10－３)	城館・生産	中世	虎口、曲輪	瓦、土師皿、瓦質土器、陶器	曲輪Ⅱ縁辺部で礎石を検出。虎口の一部を検出。

要約	烏帽子形城跡は丘陵上に築かれた中世の城跡である。河内守護職であった畠山氏の分裂抗争や畠山氏と三好氏の合戦の舞台となり、天正12年には羽柴秀吉が紀州攻めに際し修築している。城の構造は主郭となる方形の２段の曲輪を横堀と土塁が二重に取り囲む。これまでの発掘調査により主郭の様相は明らかになりつつあったが、堀や土塁の様相は不明であった。今回の堀Ｄの調査により、堀の屈曲部において堀内障壁が検出され、防御機能が高められていたことが明らかとなった。また土塁⑤の下層からは曲輪が検出され、曲輪の縁辺部に土塁を築く改修の実態が明らかとなった。一方で想定された大手口や大手道は確認できなかった(EBS09-2)。城の北東尾根部に展開する平坦地の調査では、明確な遺構は検出されず、堀切Ｇを境に城内と城外が区切られていたことが判明した（EBS10-1)。曲輪Ⅱ東側中央部では、3つの遺構面を確認でき、山城形成期となる第３面では、曲輪Ⅱの東側平坦面は上下2段になり、下段縁辺部から礎石が検出された。また、その北側下方に、西側へ向かう通路の動線を北側へと向けさせる平面鈎形に屈曲する段差を形成する虎口を検出した。第２面では平坦地に大きく盛土造成して曲輪Ⅱが拡張されることが明らかになった（EBS10-3)。今回の調査は城の構造、および改修による構造の変遷等を検討する上で重要である。

河内長野市文化財調査報告書52輯

河内長野市埋蔵文化財調査報告書30

烏帽子形城跡

2012年３月31日発行

発行　大阪府河内長野市原町一丁目１番１号

河内長野市教育委員会

0721－53－1111

印刷　（株）近畿印刷センター